第七十一回国会 参議院法務委員会会議録第十三号

昭和四十八年七月五日（木曜日）
午後一時十分開会

委員の異動
六月二十九日
辞任　辻　一彦君
補欠選任　加瀬　完君
七月二日
辞任　鈴木　強君
補欠選任　松本　賢一君
七月四日
辞任　松本　賢一君
補欠選任　鈴木　強君

出席者は左のとおり。

委員長　原田　立君
理事　後藤　義隆君
原　文兵衛君
佐々木静子君
白木義一郎君
委員　木島　義夫君
鈴木　省吾君
中西　一郎君
吉武　恵市君
鈴木　強君
竹田　現照君
発議者　佐々木静子君
発議者　白木義一郎君
衆議院議員　大竹　太郎君
修正案提出者
国務大臣　法務大臣　田中伊三次君
政府委員　法務政務次官　野呂　恭一君
法務大臣官房長　香川　保一君
法務省民事局長　川島　一郎君
法務省刑事局長　安原　美穂君
法務省入国管理局長　吉岡　章君
最高裁判所長官代理者　最高裁判所事務総局事務次長　牧　圭次君
最高裁判所事務総局総務局長　田宮　重男君
事務局側　常任委員会専門員　二見　次夫君
説明員　警察庁刑事局参事官　小林　朴君
法務大臣官房審議官　田邊　明君
法務大臣官房訟務部長　貞家　克己君
厚生省児童家庭局育成課長　阿部　正利君

本日の会議に付した案件
○検察及び裁判の運営等に関する調査
（兵庫県の堀木訴訟に関する件）
（刑法改正に関する件）
（未承認国の出入国に関する件等）
○刑事訴訟法及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案（佐々木静子君外一名発議）
○商法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（原田立君）　ただいまから法務委員会を開会いたします。
検察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。
これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言を願います。
○鈴木強君　前回大臣に御質疑をと思っておりましたが、大臣の御都合で私の質疑ができませんでしたので、保留をしておきました未承認国からの入国の問題、それから堀木訴訟の控訴の問題、国が指揮権を発動したというその問題、それから尊属重罰の刑法二百条の削除の問題、この法律改正の問題に関連しまして、それから、山梨県甲府市においてこどもの国のジャンボすべり台から子供が落っこちましてなくなられた事件がございましたが、その問題について、ごく簡単に質疑をしたいと思います。
最初に、甲府の愛宕山こどもの国ジャンボすべり台というのを県の開発公社でこれをつくりまして、工事に若干修正すべき点があるためにその改善工事をしているさなか、小学校六年生の北村通弘という子供がこのすべり台から転落をしまして死亡するという事故が起きまして、大きな社会問題になったのでございます。
それで、この事件は設計施行等工事の管理上に手落ちがあったとして、山梨県警と甲府署は管理者の刑事責任を追及しておりました。そして、結果的には四人の関係者は業務上過失致死の容疑があるということで、甲府地検に書類を送検したんでございますが、その後甲府地検のほうでは、いろいろと取り調べをなさいまして、さらに当時補修工事をしていた竹内工業会社の鮎川という現場代理人にも容疑がありということで、前の四人と同じように刑事責任を追及していたのでありますが、先般の六月三十日に、甲府地検は、これら五人に、全員が容疑不十分ということで不起訴の処分をいたしたのでございます。
私は、これは警察なり検察がそれぞれの立場でお取り調べになりましてそれぞれの御決定をなすったわけですから、そのことについて私はここでとやかく言おうとは申しません。ただ、ここにも新聞がございますが、地元の山梨日日新聞というのに大きく取り上げられておりますが、その中に、不幸にして自分のかわいい子供を失った北村通弘君のおかあさんの談話が載っておるんですけれども、それを読んでみますと、「突然不起訴と聞いてびっくりし、胸がつまる思いです。起訴処分になるものと主人とも確信していただけに、意外だとしか言いようがありません。だれも責任が問われないなんて通弘の死はいったいなんだったんでしょう。」という記事がございます。その横に県の岩下厚生部長の談話が載っておりますが、それを見ますと、「不起訴になったが、全体的には責任を強く感じている。施設の理想を十分生かすためにも今後、安全措置については万全を期したい。月曜日」――これは七月一日の新聞で三十日に不起訴の処分が出たわけですから――「（二日）に地検に行って内容を聴き、早期に改修工事に着手する。年内には完成、使用を開始出来るだろう。改修工事としては、保護ネットの取り付け、踊り場の拡張、階段への手すり取り付け、スピード、幼児用、本線の各コースの区分け――を考えている。」という記事がございます。その横に、その記事が対照的に載っておりました。
おそらく不起訴という知らせを聞きましたおかあさんにとってはまことに意外であったと、こう思うでしょう。また県のほうも、確かに不起訴に

はなったが責任を感じているというデリケートな事件でございまして、私は、この事件を契機にして、この幼い子供の死が無にならないように、完全な安全対策というものをしてほしいと思うんですね。一体そういうこどもの国というような遊園地が、どこの所管でどういう基準によって設けられているのかよくわかりませんから、きょうは厚生省からも、おそらく担当の省だと思いますのでおいでをいただいておりますから、そういう点を中心にして、私はきょう意見を聞きたかったわけですが、まず警察側から、この事件を取り調べ、書類を送検するまでの経過について説明をしていただきたい。それから検察側からは、警察から書類送検されて不起訴の処分にされるまでの概要について伺いたい。特に警察としては、この地検の不起訴処分に対して何か感ずることがあったらひとつ述べていただきたい、こう思います。

○説明員（小林朴君）　事件の捜査の概要につきまして御説明を申し上げます。

事件は、昨年の五月の二十日の午後三時十分ごろに、甲府市の北八反田という山梨県の県立のこども遊園地の中におきまして起こったわけでございますが、小学校の六年生になる北村通弘君が、当時十一歳でございますけれども、友人一名と一緒に、工事中のために使用禁止になっておりました、総延長が四百七十七・一メートル、特にこれは支線と本線とに分かれておりまして、本線の長さが三百二十四・六メートルございますが、その通称ジャンボすべり台、これで遊んでおりましたところ、上方より約二百三メートルの地点ですべり台の外にほうり出されてしまったということで、ちょうど岩場でございまして、そこに転落をいたしまして頭部を強打して、同日の午後五時ごろに死亡したという事件でございます。

本件を認知いたしました甲府の警察署におきましては、すぐに県の捜査一課、それから鑑識課員の応援を受けまして、現場の実況見分等を行なって、捜査を開始したわけでございます。この事件は、五月の二十三日の日に山梨大学の工学部の教授で北御門良夫という方に対しまして鑑定を依頼をいたしたわけでございます。内容は、設計の適否、それから設計に対する施工の適否、それから回転角度と傾斜に対する速度と安全性というようなものにつきまして鑑定を嘱託したわけでございます。その結果、すべり台上の設計が、最も重要な部分でございます摩擦係数の測定ということにつきまして十分な実験がなされておらない、あるいは設計上最高速度が時速二十キロメートルぐらいというふうにされておるわけでございますけれども、実験データでは三十キロメートルをこえるというような現実になっておる、あるいは設計上の勾配より急勾配に現実の施工のほうではなっているというようないろんな問題が出てまいりまして、結果的には、安全性を十分に配意いたしました慎重な工事の設計であろうか、あるいはその施行であろうかというような疑問が生じたわけでございます。

そういうようなことで、過去にも、過去にと申しますのは、五月の七日でございます。一度、五月の七日の日でございますが、一般に公開をいたしまして、子供がすべったわけでございますけれども、そのときにも飛び出したというような例もございまして、どうも設計上十分ではないんではないかというような問題もあった。同時にまた、当時使用の禁止をしたわけでございますけれども、その禁止のしかたも十分ではなかったんではないかというようなことで、一応それを現実に、県のものでございますけれども、県が施工を委託をいたしました県の開発公社、それからさらにその設計等を請け負いました、東京の渋谷にございます環境デザイン研究所、そこの所長ほか担当の技師の方というような方々の監督上、あるいは設計なり、工事の管理というような点における責任を追及いたしまして、まあ警察側では、先ほど御質問にもございましたように、四名の者を一応業務上過失致死罪ということで、同年の七月の十四日に一応調べを終わりまして、甲府地方検察庁に対して事件を送致したというような次第でございます。

○国務大臣（田中伊三次君）　御質問の事項につきまして、五月二十日になくなられた北村通弘君の霊に対して、つつしんで哀悼の誠をささげたいと存じます。

そこで、どういう事情で起訴できなかったかという問題につきましては、刑事局長から御報告を申し上げます。

○政府委員（安原美穂君）　鈴木先生のお尋ねは、まず、検察庁でどのような捜査をしたかということでありますが、詳しい報告は受けておりませんけれども、検察庁におきましても、遊園地で子供が死んだという事件でございますので、これを重視いたしまして、本件発生の報告を受けたとき、直ちに東検事という担当検察官を指名いたしまして、五月二十二日に、警察と共同いたしまして事故現場の実況検分を実施するというほどに重大な関心を払って、当初から捜査について全力を尽くして、過失の有無という点についての捜査を尽くしたわけでありますが、結局、先ほど御案内のとおり、約一年たちました本年六月三十日に、関係者をすべて嫌疑不十分、過失の嫌疑が十分でないということで不起訴処分にしたわけでございます。そこで、検察庁におきましては、事件を受けましたあとで、警察からの送致は、先ほど小林参事官お話しのとおり、環境デザイン研究所所長ら三名という設計担当者が中心の被疑者として送致されてきたほかに、検察庁でさらに、この現場におきましてこの工事を施行し、そして当時使用を中止して補修工事中であったわけでありますが、このすべり台の安全管理責任者としては、当時そのような工事を施行しておりました竹内工業有限会社の現場代理人もやはり過失の嫌疑があるのではないかということで、あわせて四名の被疑者につきまして本件の過失犯の成否を捜査したのでございます。そして、その間におきまして、先ほど北御門教授の鑑定ということを警察でなさったわけでありまするが、そのほかに検察段階におきまして、さらに三浦助教授という方の鑑定も求めまして、そして本件が設計のミスに基づくものであるかどうかということにつきましての捜査も鋭意尽くしたわけでありまして、事柄が相当にむずかしい判断の問題でございましたので、約一年を経過したわけでありますが、結局におきまして、先ほど申し上げましたように、嫌疑不十分ということでございます。

端的にその理由を申し上げますと、報告によりますと、甲府地検が本件につきまして犯罪の嫌疑が十分でないとする理由といたしましては、本件の事故は、被害者の少年である北村通弘君十一歳が、当時、先ほども申し上げましたように、使用禁止となって、その旨の立て札がすべり台の入り口に表示してあり、ロープ等で入り口がふさいでありました本件すべり台を、あえて友だち五、六人と一緒に階段を上がって使用し、しかもこのすべり台を使用するにあたりましては、滑降の姿勢――すべりおりる姿勢についての注意書きがございまして、いわゆるすわってすべるというような注意事項がありましたのに、その所定の滑降姿勢をとらずに、雨が降ってすべり台の滑走面の摩擦係数が減少していたのに、ゴムぐつのまま中腰になって滑走を開始したために異常な滑走スピードを生じたことに起因するものであるということであって、本件の発生は、使用禁止の表示を無視して、しかも使用の方法に従わないですべった、たまたまそれが不幸にも雨のあとであったので、中腰ですべったために、異常なスピードが出たために脱落して死んだということに原因があるのである。反面におきまして、この先ほどの被疑者らには本件事故に直接に結びつく設計上あるいは工事施行上、または現場管理上の過失を認めることは困難であるということで、不起訴ということになったのでございます。

○鈴木強君　警察側で、不起訴になりましたこの事件に対して、参事官、何かあれですか、感じていることがありますか。

○説明員（小林朴君）　捜査側といたしましては、一応捜査を遂げて送りましたものでございますので、それの処分につきまして検察側が慎重に検討

なさったという形であれば、私どものほうとしては何にも申し上げることはないわけでございます。

○鈴木強君　それでね、両当局の見解は、経過はわかりました。それで、ただ一つここで、まあ県立のこどもの国で、この担当に当たる岩下という県の厚生部長の話を先ほど申し上げましたが、不起訴になったが、全体的にはその責任を強く感じている、さっき言ったように、一回オープンして、そして事故があってまたやめておった、そういうようないきさつがあるので、その間の管理的な責任についてぼくは感じているんだと思うんですね。子供のことですから、立入り禁止って書いてありましても、ロープぐらい張っておったって、やっぱり子供ですから、すべりたい一心でやるかもしれませんね。ですから、そういうことを考えれば、もう少し完ぺきな、オープンを中止して改修工事をするということになっておったんですから、その間、もっと厳重な、私は立ち入り禁止をもっとしっかりやってもいいんじゃないかというふうに思うんですね。ですから、その意味において、むしろ当事者である県当局が率直に、不起訴になったけれど責任を強く感じているという、こういう私は考え方を出したことはりっぱだと思いますね。やっぱり人間、あやまちはあるでしょう。そして再びそのあやまちを繰り返さないというところに大事なところがあるわけですから、しかもここに施設の理想を十分生かすためにも、今後安全措置については万全を期したい、そして改修工事に着手して年内に完成したいが、改修工事として、一つは保護ネットの取りつけ、踊り場の拡張、階段への手すり取りつけ、スピード、幼児用、本線の各コースの区分け、こういうことをやはりやらなければいけないんだということを自認しているわけですね。一体、これは厚生省に来ていただいておりますが、これはひとつの遊園地だと思いますけれども、こういうものは、安全対策について根拠法規はどこにあるのか。そして厚生省としてはどういう指導や助言や監督をしているのか、これをひとつ明らかにしてもらいたい。

○説明員（阿部正利君）　今回の山梨県の県立の愛宕山のこどもの国は、設備あるいは規模等から見まして、児童福祉法上の児童厚生施設というような形にはなっていない施設でございます。したがって、こういった子供の遊び場につきましては、児童福祉法に児童福祉施設の一つの種類として児童厚生施設というものが規定されておるわけでございまして、この児童厚生施設の中に、いわゆる子供の遊び場、児童遊園と私ども称しておりますが、こういう規定があるわけでございます。

　山梨県の場合は、こういった、これは知事の認可を必要とするような施設、たてまえになっておるわけでございますが、規模その他からいって児童厚生施設という形にはなっていないわけでございます。しかし、したがってその県の独自のひとつの施策として、こういうふうな子供の遊び場といいますか、健全育成のための施設が整備されているという形になっておるわけでございます。しかし私どもの立場としまして、この子供の健全な育成をはかるというような見地から、この施設が多大の寄与をなされているというふうなことでもございますので、この安全管理なりあるいは事故防止といったような観点から、しばしば各地方のほうに、公共団体のほうに注意を喚起して、児童の事故防止の万全を期するようにということをお願いいたしているわけでございます。たまたま昨年の七月にも、こういった面について児童家庭局長の名前で各都道府県知事のほうに、子供の遊び場の安全確保あるいは事故防止といった点について注意を喚起し、指導いたしておるような状況でございます。

○鈴木強君　児童福祉法に基づく児童福祉施設としてこの施設は該当するんですか、しないんですか。また、もししないとすれば、そういうものは一体だれが権限で、どういう企画でやるか、そういう安全対策等に対する基準というものは一体だれがどうきめているんですか。厚生省の手がこれは届かないんじゃないんだね。やはりあなたのほうで通達を出して安全対策についての注意を喚起しているというんですから、やはり監督責任というのは厚生省にあると、こう判断していいわけですか。

○説明員（阿部正利君）　山梨県の場合の施設は、先ほど申し上げましたように、児童福祉施設としての認可は得ておりませんので、児童福祉法に該当する児童福祉施設ということにはなっておりません。ただ、私ども、広く子供の健全育成というような、利用する側の立場から、こういったような公共的な施設の子供の利用というようなことから、絶えず事故防止なり安全対策というものについての注意を喚起している、こういう形でございます。

○鈴木強君　児童福祉法上の認可をしないものでも、かってに県知事の権限でつくってもいいなら、そのつくる場合に一番問題になるのはやはり安全ですよね、これは。ですからそういう基準というものはそれじゃだれにまかしてあるんですか。一つの方針を国が示してやるということでなくて、それはかってにやる、県がかってにつくってやっていいと、そういうことですか。そういうことであれば、そういう通達を出すこともおかしい。これは法律の盲点ですか。少なくとも児童の、これは子供の遊び場ですからね。児童福祉法による施設にやはりすべきですよ、これはちゃんと。そして厚生省が責任持ってやはり地方自治体を監督して、安全性についてのきびしい基準をはめていく、もし地方の条例なり知事権限でやれるとしても、その場合には全国画一的なやはり基準を設けて、基準だけを厳守すべきだというそういうものを与えるべきじゃないでしょうか。もしそれがやってないとすれば、これは怠慢だね。そういうところに法律の裏をくぐってつくる、こういうものがいいことですかね、これは。私もつくることについて反対しているわけではないんだが、せっかくつくったものが、事故が起きて子供が死んだり、そして一年以上も使えるものが使えないでいるわけだ。これは県の財産の浪費ですよ、これは。そうでしょう。だから、もう少しその辺を国としてきちっと私は対策を立ててもらいたいと思う。

○説明員（阿部正利君）　山梨県のこどもの国の場合は、御案内のとおりこのこどもの国の中に、いま言ったようなすべり台等の遊具施設、それから少年自然の家あるいは広場といったような、こういったいろんな施設が総合的に整備されているものでございまして、したがって、これが全体的に児童福祉施設という範疇からははみ出す形の、規模の大きいものでございます。したがってそういう意味で、この施設についての児童福祉法上の認可というものはなされていなかったというふうに解するわけでございます。このすべり台等の遊具の安全性の問題でございますが、これは設置する場所、あるいは利用する対象児童年齢等の関係、そういったことでいろいろと規模が違ってくる場合が多いわけでございます。したがって、その構造とかあるいは形態、材質といったようなものについて、なかなか一般的な安全基準というものはむずかしいのじゃなかろうか。そこで、私のほうにこういうふうな面で子供の遊び場の面での御相談等があった場合に、私どものほうとしては、それぞれ設置主体におきまして、いまいったような利用する対象児童等の状況なり、設置する場所、位置等、そういうふうなものを十分考慮していただいて、そうして県において安全性なり事故防止の対策といったようなことを十分頭に置きながら、場合によってはその経験者等の、専門家等の意見を聞いて、そういう上で遊具等の設備、構造、こういったものを配慮するような、こういうような指導を行なっているという形でございます。

○鈴木強君　話としてはわかりましたが、児童福祉施設の範疇からはみ出した施設である。しかしながら、そういう施設が全国的にあるということは厚生省は知っているわけですね。したがって、

それらの施設についての安全性ということについては、局長からも通達を出して厳重にしてくれよと、こういうのを出しておったということもわかりました。したがって、おかあさんが沈痛に明け暮れして、一体通弘の死は何だったのでしょうかという、こういう悲痛の叫びをあげているわけですから、私はこの通弘君の死に報いるためにも、再び帰ってこないこれは命でございますからね。この死をむだにしないためには、やはり今後絶対にこういう事故が再び起こらないという保障をちゃんとすべきだと思います。

それから、法律的には不起訴になりまして、責任は施工者や設計者や県のほうにないということになったのでございましょうが、やはり道義的には、この子供さんに対するお見舞いをどうするかということも、当然これは県としても考えられていると思います。私は詳しいことは聞いておりませんけれども、先ほど法務大臣からも哀悼の意が表明されまして、私もともに御冥福を祈ったわけですけれども、こういう意味で、ひとつ厚生省としましても、できれば一度現地の実情をよく見るために甲府にも行っていただいて、そしてなお県当局が考えている、さっき申し上げたようなこの四つの安全対策等についても十分にひとつ相談に乗っていただいて、そして再びこの種の事故が起こらないような措置をとってもらいたいと思うんです。きょうはまあ大臣がいらしておりませんけれど、ぜひひとつそういうふうにしていただきたい。

それからもう一つは、やはり法律の盲点というとおかしいのですけれども、法律からはみ出てしまうそれらの施設に対し、一体どういう法の規制をするか、こういうことも重大なことだと思いますよ。児童福祉施設に入るものと入らないものとの選別がどうなっていくのか、この辺ももう少し詰めた論議をしていただいて、できるだけ法律的にこれを保護し、あるいは規制していくという、これは安全の問題ですからね。また地方がもしやるとすれば、地方にちゃんとした安全対策というものを国が示して、一片の通達でなくて、今後つくるときにはこうしなさいと、もう一回点検して、こういう点が不十分であったらこうしなさいということをひとつやってもらいたいんですよ。いまここで全国に幾つこういう例外なものがあるかお聞きしたいと思うんだけれど、時間がありませんから資料ででもまた出していただいて、そういう施設についてももう一回点検していただくと、こういうようなことをひとつぜひやってもらいたいと思いますよ。これはまあ法務大臣には御迷惑ですけれど、ひとつ厚生大臣にも、きょうの質疑のありましたことを大臣からもひとつお伝えいただいて、そして、いま私が申し上げたようなことについて真剣にひとつ考えていただくように田中法務大臣にもお願いをしたいと思いますが、ひとつ御所見をお二人からお伺いして、これはこれで終わります。

○政府委員（安原美穂君）　先ほど御報告申し上げましたように、刑事上の過失責任は問えないということでございますが、別途、鈴木先生の御心配いただいておりますことは山梨県においてすでに実施しておりまして、昨年三百五十万円を遺族に支払いまして、示談が成立済みでございます。そして、それは県議会の議決を得る必要がある事項でございましたので、その三百五十万円の支出についての県議会の議決を得る際の提案理由といたしまして、この事故は県有施設内で発生したものでありますので、施設者の設置者としての責任から、被害者の遺族に対して慰謝することとし、示談により損害賠償することとしたいという提案理由のもとに議決されております、ということをつけ加えて御報告申し上げます。

○国務大臣（田中伊三次君）　ただいまのお話、承知をいたしました。私から厚生大臣に、明日閣議前に責任をもってお話をいたします。

○鈴木強君　それでは、次に堀木訴訟の控訴の問題でお伺いしますが、けさ私は新聞を見まして、例の、おかあさんが障害福祉年金を受給しているからということで児童扶養手当の受給を禁止した規定は違憲だという例の堀木訴訟の問題で、今月の七日に大阪高裁で第三回の口頭弁論が開かれるようになっておりますが、この控訴について、法務大臣の権限によって、兵庫県側はむしろ第一審の判決を受諾するというような態度をとったにかかわらず、国のほうから控訴をしろという指示があって、県側はやむを得ず控訴したというような記事を拝見いたしまして、これは地方自治法との関連で、少し私は国側のやり方について行き過ぎがあるんじゃないかというふうに実は思うんです。したがって、いずれこれはもう一回詳細に私は大阪高裁の口頭弁論が終わりました段階で伺いたいと思います。

きょうはもう非常に時間がありませんから、簡単に、法務大臣の権限等に関する法律、これによってまあ一つの指揮権的なものを発動して控訴を兵庫県に指示した。これはいわゆる地方自治法にいう、普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体及び国などの事務をみずからの判断と責任において執行する、こういう地方自治法百三十八条の二と憲法第九十二条の地方自治の基本原則、こういうものに反するのではないか、こういう意見がありますから、この際法務大臣の見解を承っておきたい。

○説明員（貞家克己君）　お尋ねの問題に対しまして、まず法律上の根拠から御説明申し上げたいと思います。

堀木さんの起こされました訴訟は、御承知のとおり児童扶養手当の受給資格についての認定を申請されましたのに対しまして、兵庫県知事が却下の処分をしたその処分を争う訴訟でございます。そこで、これは都道府県知事がそういう処分を行なうわけでございますが、その事務は児童扶養手当法及びこれに基づく政令の定めるところにより、受給資格者の受給資格及び児童扶養手当の額を認定するという事務になるわけでございまして、この事務はいわゆる都道府県知事が国の機関委任事務として行なう事務でございまして、このことは地方自治法の百四十八条それから同法の別表第三の五十号の二というのがございまして、ここに明らかにいわゆる機関委任事務であるということが明示されているわけでございます。

ところで、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律というのがございますが、この法律の六条及び五条によりますと、行政庁を当事者または参加人とする訴訟につきましては、行政庁は法務大臣の指揮を受けるということが明定されているわけでございまして、ここでいいます行政庁の中には、国の機関委任事務につきまして都道府県知事が行なう場合、この知事もまた行政庁に当たるというふうに解されているわけでございます。したがいまして本件の場合に、兵庫県知事は訴訟につきましては法務大臣の指揮を受けるということになるわけでございまして、兵庫県知事が指示を求めたのに対しまして、法務大臣が控訴すべきことを指示したという関係になるわけでございます。

そこで具体的な経過を申し上げますと、この堀木訴訟の第一審判決は、昨年の九月二十日に一部勝訴の判決、原告の一部勝訴の判決があったわけでありまして、これに対しまして兵庫県知事のほうから、この判決に対します控訴の要否について法務大臣の指示を求められましたわけでございます。その指示を求めました文書の中には、自分の参考意見、つまり兵庫県知事としての参考意見が付されておったわけでございます。その参考意見は、結論から申しますと、控訴しないことが適当であると思量するという意見がございました。

そこでこの求指示を受けました法務省といたしましては、この兵庫県知事の御意見も参酌いたしましたし、所管の行政庁でございます厚生省当局の意見も伺い、種々検討をいたしましたが、ともかくも、一言で申しますと、国会で制定されましたこの児童扶養手当法という法律が違憲と判断されましたことは非常に重大な問題でございまして、一審限りで判決を確定するということは相当でない、やはり上級審の判断を仰ぐ必要があるという

結論に達したわけでございまして、そこで、先ほど申しました権限法による指揮の権限に基づきまして、兵庫県知事に対して上訴すべき旨を指示したわけでございます。そこで兵庫県知事のほうではこの指示に従いまして控訴することに決定いたしまして、法務大臣あてに控訴審における訴訟遂行の協力方を依頼されてきたわけでありまして、その結果、法務大臣がみずから指定いたしました代理人と兵庫県知事が指定いたしました代理人が共同いたしまして、この事件についての控訴提起の手続をとったと、かような経過になっているわけでございます。

○鈴木強君　あなたのお述べになった見解、要するに法務省がおとりになった見解も、一つの法的根拠に基づく見解ですから、それはそれとして私は聞いておきますがね。しかしまた、兵庫県知事が最初に法務大臣あてに、控訴しないことが社会のニードにも当てはまる、一審判決を確定させたとしても現行制度が根本的にくつがえることにはならないというので、控訴はしないのが適当と、こういう判断を立てられておるわけだし、また、そのことに対しては、先ほど申し上げたような、地方自治法百三十八条の二と憲法九十二条というものがやっぱり出てくる。したがって、これは法律的な見解の相違になりますから、いずれこれは裁判で争われるでありましょう。

ただ、私がここで申し上げたいのは、少なくとも、この障害福祉年金を受給しているおかあさんというのは、やはりからだの不自由な気の毒な方だと思うんですね。そういう方のお子さんに対して扶養手当の受給を禁止する、こういうことは酷ではないかというのが私は第一審の判決であったと思うんです。ですからこれは、国の大きな政治問題とのからみで、やっぱりある程度考えないといけないことだと思うんですね。その点は、私は、兵庫県知事の坂井さんのおとりになった態度はりっぱだと思いますよ。そういう気の毒な人たちに対する社会福祉、そういうものに対する私は一つの当局者の考え方にあると思うんでね、これを見たときに、非常に残念にそういう意味で思ったわけです。

ひとつ法務大臣から、ただしゃくし定木に法律的な解釈だけで処理していい問題かどうか――これは法律的にはいろいろ争いがあって、裁判所が少なくとも違憲だということを言っているわけですから、本来ならばそれに従うというのが筋でしょう。しかし、法律的には高裁なり最高裁まで争える道はありますから、おっしゃるように、重大な問題だから一審だけのあれではいけないので、国のために二審まで持っていったというようなふうにもとれるようなお話で、事務当局としてはそう言わざるを得ないと思いますけれども、もう少しこれは政治的な判断を加えてしかるべき時期に私は来ているし、内容のものだと思いますからね、大臣としての所見はどうでしょうか。

○国務大臣（田中伊三次君）　理の方面と情の方面と、両面を持つ事件でございます。私はそう見たんです。

それで、その情の面で見まするると、先生仰せのとおり、これは上訴したくない、堀木さんの仰せになることを通してあげたい、たいへんそういう気持ちが深く動く事件でございます。

しかるところ、この児童扶養手当法というものが違憲の立法だという、ここがひっかかるのですね、これが。裁判所が、違憲の立法、ことに下級裁判所が、違憲の立法をやったと。これはひとつ明らかにしておきたい、明らかにしておかなければ今後の秩序が立つまいということから、理の面で、これは訴えやむを得ない――肝心の知事がそうでなくていいと言ってきておるじゃないかということもあるんですけれども、そこが法務大臣の権限法による私の重大な責任で、やっぱり憲法上そう疑いをかけられては困るという重要問題については、天下社会のために明らかにしておきたい、それは上の裁判所の御判断を仰いでいきたい、こういう気持ちが強くなりまして、上訴すべきものだという所見を返していったわけでございます。

○鈴木強君　これはまたあらためて取り上げたいと思います。

次に、尊属殺の場合、一般殺よりも重罰に科すという刑法二百条ですね。これは最高裁から明確に違憲の判決が出しましたね。したがってこれは、大臣も、もう死んでいるということをおっしゃっておるし、死んでいるものなら、これを早く措置するのが当然ですから、われわれとしては法改正を直ちにやるべきであるという意見を出してあります。それで、党としてはすでにそういう趣旨の改正案を提案してございます。そこで、法務省当局としても、あるいは政府としても、五月の何日だか、一応、与党自民党の了承を得るという見解に立って一つの案をまとめてございますね、削除するという。これは、刑法全体をいま論ずる刑法部会でもそういう論議が長い間やられてきておるわけですから、いまや論議をする余地はないと思うんですよ。ですから、私は、党も出しておりますしね、この際大臣の御勇断で、すでに決定している方針に基づいて、すみやかに改正の、この分だけ切り離して出してもらいたいと思うんですよ。

何か聞くところによると、衆議院のほうでも、前尾前法務大臣も――いま議長をされておりますが、たいへん御心配なさっているように聞いておりますけれども、大臣としては、この際どういうふうにされるのか。われわれが何回もあなた方にお願いをし意見を述べてきた、切り離して直ちにこの国会で改正していただきたい、こういう意見に対して、やってくれますかね。どうですか。

○国務大臣（田中伊三次君）　私の英断だけではやれない段階に来ております。

それはどういうことかといいますと、最高裁が、二百条を違憲の立法だと称して判決を下しました。その判決はとうに確定をしております。確定と同時にこれは無効になるわけで、これはもうだれが見たって無効になる、どんなじょうずな理屈を言うたって無効は免れぬ、こういうことでございます。で、無効になりますので、無効のものを削除をしたいという意見をまずまとめました。

もう一つの意見は、それは何も削らぬでもいいじゃないか、無期、死刑というやつを、四年以上なり五年以上、死刑にするということで改正をしたらいいじゃないか、親に対する子供のそういう行動というものに対しては別の法律があっておかしくないではないかという一つの、これはまたりっぱな意見でございますが、意見がございます。意見がございますが、私の判断は――これは法務省の判断というより私の判断が先に立ったわけでございますが、私は、結論は、どういう事情があろうとも、違憲立法だとして無効の判決が下っておるじゃないか、無効の判決が下ったものをほっておくわけにはいかぬから、違憲とおっしゃる以上は削る以外に道はない。これは改正でいき、二百条を残せ、改正して残せという意見は、違憲立法にこたえる道とは違う、違憲立法にこたえる道は削除あるのみだ、よって、削除しろということを部下に命じまして用意をいたしまして、法制審議会にかけて、法制審議会は満場一致でそのとおりでよいということにおきめをいただきました。

ただし、法制審議会の意見だけではいけませんので、政党政治が進んでおりまして、法案を提出いたします手続といたしましては、政党の、私の属する政党の与党の御了解を得ないと出すわけにいかない。そこで、大体の用意ができましたので閣議に相談をいたしまして、与党の御了解が得られた場合はすみやかに提出をせよとの条件づき閣議決定をいただきまして、閣議決定を済んでおります。で、与党のいま了解をいただくべく盛んに苦心努力を払っておるというのが現段階でございます。私の微力のいたすところ、まだこの段階では、よろしいという御許可をいただくところにいきかねておる、時間がかかっておるということが真相でございます。

そういうことでありますので、この問題は私のひとつ英断によって断固やれというおことばでございますけれども、これは、断固やれない、どうにも動きようがないということで、たいへん苦労

しておるところでございます。

○鈴木強君　まあ、正義感に燃えて、正しきはやっぱり断固実行するという田中法務大臣の御所信を私は非常に高く評価し信頼しておったんでございますけれども、閣議でもきめて、それは条件はついておりますが、しかし、あなたもおっしゃるように、最高裁の判決が出て、違憲だという以上は、やっぱり削除するほかにないというのは、私はやはりそのとおりだと思います。要するに、ですから、そうであれば、政党政治といってもやっぱり議院内閣制ですから、その党から出た閣僚がそういうことでいいじゃないかというので、閣議の決定もしているわけですから、あとは与党である自民党のほうでそれを理解すればいいわけでしょう。きのうあたりたしか参議院自民党で反対だというような決議をしたとかということも新聞で報ぜられておりますけれども、これは私は、時代センスのなさもはなはだしいと思いますけれども、これは他党のことですからあまり深くここで申し上げることは遠慮しますけれども、どうも一体自民党は、これを反対する人たちはどういう考え方を持っているのか、あの最高裁の判決をもう一回読み直してもらいたいと思うのですよ。

ですから、まあ聞くところによると、衆議院の法務委員長を中心にして議員立法を起こすというような動きもあるようですけれども、かりに衆議院は通っても、参議院のほうでどうなるかわからないというようなことで、二の足を踏んで大臣もお手上げだと、こうおっしゃるんだと思いますけれども、もう一段とひとつ勇気を出して、大臣の持ち前の正義感で、正しきことはやっぱりおそれずに訴え続けて、そして国民の期待に沿えるような方法をとってもらいたいと思うんですよ。

○国務大臣（田中伊三次君）　私は、妙に聞こえるかもしれませんが、いやしくも違憲立法が起こりまして、そして親子の関係を規定しておるかに見える刑法二百条並びにその関連の三つの法律の条項を、その明文を削除するかどうかという、まあいわば大問題、刑事法規の基本法という刑法をめぐる大問題、その大問題をめぐりましては、大臣の意見はいま申し上げたとおり――私は自分の意見だけここで申し上げるわけでございますが、その私の意見に対して、そうではない、それは削除の必要はないのだ、改正でいけという意見も、鈴木先生、これは私は一つの意見である、有力なる見解の一つであると思うのですね。それで、私は、自分の主張をしながら、えりを正してこの意見を承っておるのでございますが、やっぱり時間をかけてしっかり意見を戦わしまして、花の咲くような意見を展開して、そうして落ちつくところ、こうしようということに落ちついて、そこでその決定に従って大臣が行動するということが私の責務であるように思うので、私はここで無理にこれを押し切ってどうしようという意図を持たぬのでございます。しっかり論議をしてくれ、もっと論議せいという態度のほうが正しくはないかということでございます。

それで、方針といたしましては、下級裁判所はすでに、これは私の京都で起こった事件でございますが、親に傷害を与えましたる場合、もうすでに憲法違反という判決が下っております。これは一審でございます。こういうことでございまするし、妙な結果を来たしますというと、収拾できない状態が起こるのではなかろうかということを私は非常に心配をしております。たとえばこれを削除しないで、訂正でこの条文を残しておくということになると、その訂正された二百条の改正された条文が無効だという判決がまた起こるおそれがあるのではなかろうか、第二、第三の無効判決が起こってくるのではなかろうか、そのつど国会がびっくりしなければならぬのではなかろうかということを、私は専門的な知識の上から非常にこれを心配をしておる。心配をしておりますが、せっかくの皆さまの御議論でありますから、しっかり議論をしていただいて、私もその御議論に対してはえりを正すという考え方で対処をして、無理はすまいと、こういうふうに腹をきめておるのでございます。

○鈴木強君　そうすると、今度の国会はとても無理だと、こう判断しているんですか。

○国務大臣（田中伊三次君）　党のほうからよろしいと御許可が出ましたら、もう直ちに、会期末になっておりましても、直ちに出したい、そうすれば、この法案は一日か二日で両院を通していただく見通しは立ちますので、どんなに切迫しておっても、どんなに会期末に近づいておりましても、党の御許可があれば直ちに出したい、御審議をいただきたいと思っております。

○鈴木強君　なおひとつ最後まで大臣の御所信を曲げないでやっていただきたいと思います。

それから、もう時間がだいぶおそくなりましたので、未承認国からの入国問題については、きのう田中法務大臣が全国の入管事務所長会議で、未承認国からわが国への入国については積極的に取り組むようにという御指示をなさったようでして、これは従来の政府の態度からすると大きな転換ではないかと思います。私たちは、この大臣の御見解を心から歓迎をし、ぜひ今後もやっていただきたいと思うのであります。それからきのうは、大平外務大臣も、衆議院法務委員会で、朝鮮民主主義人民共和国との交流を拡大するという柔軟な態度をおとりになっておりまして、最近における国際間の、国際情勢の転換に即応する体制をつくっていただいていることは同慶にたえません。

そこで、きょうは少し突き詰めた話を聞きたかったんですけれども、時間がありませんので、ただ一つだけここで伺っておきたいんですが、日本電波ニュースのハノイ特電というのがけさの新聞に出ておりましたが、これによりますと、南革命政府の代表の入国で先般認められて、これらの方々がきのうの午前五時半にハノイ駅を出発したと、こういう報道がされております。この入国を認めた場合には、たしか新聞で見ますと、大臣は、南ベトナム革命政府の代表については、北ベトナムの政府の発行する何か査証ですか、そういうものによって認めるとかという何か条件をつけておるように聞いているんですけれども、そういう考え方は、今度の未承認国からの入国問題に対するあなたの見解によって、今度は南ベトナムにおける臨時革命政府ということでずばりそのまま、もし入国をしたいというときには認めるようにその点はなるのでございましょうか。前回の点がちょっと私も明確にあれですけれども、何か北ベトナムの政府ですね、という考え、解釈でもって入国を認めたというような条件がついておったというように思うんですけれども、その点と、今後はどうなるか、これだけ一つ。

○国務大臣（田中伊三次君）　その点がたいへんむずかしい。臨時革命政府を相手にしないという壁を越えて、まあことばですけれども、壁を破って入国をしていただくようにするためには容易ならざるそこに苦心がいるわけで、この人はチリーの大使もした人で、臨時革命政府さんの大使をおつとめになっておるという人で、したがってだれが見たって臨時革命政府の要人であるということまさに間違いはない。それが日本へお入りになるときに、北ベトナムの政府の旅券をお持ちになってくるということですね。それは一体、そういうことがないことはないでしょうが、自国民以外の他国の国民に自国のパスポートを与えるということはままあることで、しかしそれは国際法によりまして、そういうことをした場合においては、自国のパスポートを出した以上は、他国の人であっても自国人同様に交通の安全に協力して守ってやってくれというのが国際法の原則になっている、こういうことでございますから、まあどこの旅券を持ってきたかということ、一つの事実としてこれは参考になるのでありますが、私がとらえましたのはそういうことでなしに、南ベトナムにおける民間団体、何々委員会と称する民間団体、その民間団体を代表して日本へ来て、戦災の復興援助について御相談を申し上げたい、むろん観光もなさるでしょうし、いろんな人にお会いになるでしょうが、中心はそれでおいでになるんだと、こういうことでございますので、私の考え方を貫いたわけでございますが、それは復興援助という人道以

上の問題について、人道ケースといいますが、人道以上の人道ケースでございますから、そういうことについておいでになる場合は、北ベトナムであろうが、南ベトナムであろうが、臨時革命政府であろうが、いかなるものであろうが、人道以上のケースというものを扱う場合においては国境を越えた考え方で扱わねばならぬ、日本が将来道義の国家日本ということを言いたいのならば、その考え方がなければ、承認国はいいんだ、不承認国は許さぬのだ、単なる民間団体は許さぬのだという考え方に立ったのでは、道義国家日本の看板が泣くじゃないか、だから、どうしてもそれを貫いていこうというためには、一民間団体でも差しつかえないんだ、国境を越えるんだ、人道ケースは国境を越えて処理をするんだと、こういうひとつ原則を、レールをしきたいというふうに考えまして、これを貫いて、南ベトナムにおける何々委員会所属の皆さんが委員会を代表しておいでになると、こういうことで北ベトナムの旅券を持っておいでになる、北ベトナムの旅券ということに重点を置かないで、民間団体を代表して人道ケースでおいでになるということに重点を置いて許可を与えるという方針をとったものでございます。

将来はどうするのかということばでございますが、将来もこの方針で貫いていく。人道ケース、人道ケース以上のいわゆる人道ケースでおいでになる場合においては、少なくともこれに右へならえをする処置をしたい。そういう考え方で、ケース・バイ・ケースという便利なことばを政府は使うのでございますが、ケース・バイ・ケースは私は否定をいたしませんが、ケース・バイ・ケース・バイ・ケースで扱うやり方は、それはいま申し上げましたような方法で、人道問題については国境を越えてやるんだ、こういう考え方を将来ともに貫いていきたい、こう考えております。

○鈴木強君　そうすると、きのうの御訓辞が多少私たちわからなくなったんですけれどもね。問題は、人道問題という、これに限定しては、形は北ベトナム発行のパスポートであっても、現に南臨時革命政府の何々委員会というものの要人である、あるいは民間人である、そういうことに立ってやるんだと言う。形式的にはしかしやはり北ベトナム人だという、そういう形になっているわけですね。ですからそこが今後、かりにそれならそれで、南ベトナム臨時革命政府という、そういうところに所属する国民である、人民である、こういうことにならぬと、あなたのおっしゃる考え方は考え方としてわかりますけれども、形式上おかしくなりますね。

それからもう一つは、それでは人道問題以外の、政治問題や経済問題、あるいは文化問題等について入国の申請がもしあったとしたら、希望があったとしたら、こういうのは許さぬということになりますね、あなたの考え方では。その辺は、もう少し詰めた話ですけれども、何っておきたい。

○国務大臣（田中伊三次君）　人道以外の場合でございますが、具体的にはスポーツ、音楽、一般の文化、特に重要なのは医学の研究その他学術の研究、そういうものはできるだけ、ケース・バイ・ケースということは否定しませんが、できるだけお入りをいただくように処置をしていきたい。人道ケースほどではないが、まあ人道ケースに次いでお入りをいただく方向にこれを指導していきたい、現にそういう考えでやっております。昨今もそういう処置をするわけでございますが、そういう考えでやっていきたいと考えております。

○鈴木強君　すると、パスポートの形式は変えられないんですか。

○国務大臣（田中伊三次君）　このパスポートのことは、入国をしていただく日本国の立場からはいろいろなことが言えないんですね。向こうさんの御都合で、北ベトナムさんの御都合で、南ベトナム臨時革命政府さんの所属の人をパスポートを出して、いわば他国の人に自国のパスポートを出して日本へ行けと、こういうことなんですから、それは一体どういう事情でそんなことをなさるのか聞きたいのです、ほんとうは。何でそういうことをなさるのですかと。原則は自分の国のパスポートを自分が出すんじゃないか、他人さまのパスポートまでお出しになるのは、どういう御事情で、どういうことをお頼まれになったのですかということを聞きたいのでありますけれども、まあそんな要らぬことを聞くことはなかろうということで、そこのところはわかったようなわからぬような顔をしておるわけであります。

○鈴木強君　わかりました。だから、そうすると、南ベトナム臨時革命政府ということで来れば、ずばりそのまま政府としては認めると、こういうことですね、向こうが言ってきた場合ですよ。

○国務大臣（田中伊三次君）　それは、そこが非常にデリケートな表現でありますが、臨時革命政府で許したんじゃないんです。それは許さぬと言わぬ、許すと言わぬのです。むずかしいので。どういうことなのかというと、南ベトナムにおける民間団体の代表で来られたということで許しておる。しかし、それは臨時革命政府の人ではないかということには、結果はなるのでございます。民間団体の代表で許しておる。国境を越えるのだから、国境を越えるといえば、民間団体を許しておるくらいだから臨時革命政府だっていいじゃないかということに当然なるわけですがね。それはわざとことばの表面では言いませんので、いろんな方面を刺激することにもなるということになりますから、それは申しませんが、一民間団体でもよいというのですから、どんな国でもよいんだと、こういうふうにお考えいただいてもたいへん大きな間違いはないと思います。

○鈴木強君　あなたが予算委員会で御発言になって、それからたいへん火がついて問題になって、とにかくここまで参りまして実現したわけでして、形式その他もまだ問題があると思いますけれども、向こうさんの申請でそうなったということですから、あなたも言うように、聞きたいということは私も同感です。ですから将来は、やっぱり南ベトナム臨時革命政府という、そういう方々も、民間人と同じように、いらっしゃるのなら、やっぱりちゃんとそういう自国のパスポートで来れるような方法をおとりになると思いますから、それならば、そういうことになれば解決すると思いますから、わかりました。

これで終わります。

○委員長（原田立君）　本件に対する質疑は本日はこの程度といたします。

○委員長（原田立君）　刑事訴訟法及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木強君　私は、ただいま議題になりましたこの法律案について、提案者である佐々木静子先生とそれから白木義一郎先生並びに法務大臣に対して若干の質問をいたしたいと存じます。

それで、大臣の衆議院の御都合があるようですので、最初に、ちょっと失礼ですけれども、順序がおかしいんですけれども、大臣に、弁護人の地位とその職務と、その報酬の問題について伺いたいのであります。

まあここで申し上げるはもう釈迦に説法ですが、弁護人の地位とその職務につきましては、憲法第三十七条に「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。」というふうに明定されておりまして、被告人が十分な弁護を受ける制度というものは憲法で保障されている制度だと思います。したがって、この国選弁護人として弁護に当たる方々に対しては、その弁護人の地位と職務に相当する報酬、それからまた必要とする経費というものは当然国が責任をもってお支払いになることであると私は思います。

ところが、現在、国選弁護人に対する報酬は全くその実情に私はそぐわないものであるというふうに考えます。特に私が疑問に思うのは、日弁連

からも法務大臣のほうに強く要請が出ておると思いますが、いろいろとこの実務をおやりになって痛切に感じるのは、国選弁護人を受任して、そしていよいよ仕事にかかる場合に、訴訟の記録を謄写するということはもう絶対的なことだと思うんですね。その謄写費用というものが法的に明確になっておらない。だからこれを刑事訴訟法上明確にしていただいて、そして予算にもちゃんと計上してもらいたい、こういうことが私はこの提案をされた趣旨だと思うんです。で、これがいままで何回か国会で論議され、質疑がかわされておるにかかわらず、今日まで実現しておらないということは、非常に私は残念だと思うんです。そこで今回社会党は、公明党とも相談いたしまして、議員に付与されております立法権を使ってここに議員立法を起こして、参議院先議で御審議をいただくと、こういうことになったのでございますが、本来からいうともう法務大臣が、特に大臣はその道の権威者でもありますし、実務もやられてきたたいへんな私は権威者である、専門家であると思います。ですから、私が申し上げるまでもなくその事実関係はよく御承知だと思いますが、まあ大臣としていま法務、司法の最高責任者の職責を果たしている場合に、いままでいろいろとお考えになったこともあると思うんですけれども、野党に議員立法で出されちゃって、どうも先を越されたような気がしないですか、大臣。むしろこれはみずからあなたが提案して、そしてよき制度を、慣行を確立して、弁護人が国選弁護のために全力を尽くして公平な裁判所における審理ができるように協力できる体制をつくるということが私は絶対必要だと思うんですよ。大臣として、この提案に対して、われわれがあとから提案者に聞いてからのほうがよかったんですけど、いま私が簡単に述べたような趣旨もあると思いますから、大臣として、この提案された法案に対して、基本的にこの謄写料というものを相当な、だれが見てもこれならいいというような、こういう報酬制度に変えていくということについて、基本的な考え方を聞かしてもらいたい。

○国務大臣（田中伊三次君）　鈴木先生お尋ねのことに答えをいたしますのは、裁判所であろうと思います。私から答えがしにくいのでございますが、しかし、まあ法案を取り扱うということになりますと私の所管になりますので、できた法案の実施をなさるということになるとこれは裁判所ということになります。本件は議員立法として参議院がお取り扱いになっておるんですから、そういう意味で私に無関係ではございませんので、まあおそるおそる意見を申し上げますと、一体その、私選弁護人であろうが国選弁護人であろうが、訴訟記録なしで、少なくとも訴訟記録というものを念頭に置かないで弁護せよというようなことはナンセンスでございます。それはできないことでございます。まことに無理でございます。そういう趣旨から、国選弁護人に与えておる報酬の中でまかないなさいと、それも含んでおるんだなどというようなことは言わないで、ひとつこれははっきりした法律の規定によってこの訴訟記録というものを国が持つたてまえをつくりまして、それを法律に明記する、法律ができますれば、この法律に基づく予算を組み上げる、こういう方針をとることは私は賛成であります。

○鈴木強君　たいへん力強い、大臣として、まあ職責にあずかる大臣からそういうわれわれの提案に対する趣旨の賛成をいただきまして、たいへん心強く思います。

で、私は、現在私選弁護人と国選弁護人との間の報酬というものがどういうふうになっておるのか、この点をあとからいろいろ伺いたいんですけれど、いずれにしても、そうしますと大臣、私は裁判の公平を期すということは、やっぱりその弁護体制というものが十分であるかどうかということろにかかっていると思いますね。かつて極東裁判のときに、私の先輩の近藤儀一という弁護人が、裁判長のパール博士を中心とする向こう側さんの弁護体制というものは、りっぱな庁舎の中に入って、冷暖房がついて、白いパンを食べて、そうしてタイプライターを使って、十分な要員を配置してやっておられた。ところで日本のほうは、地階の寒いところで、火もない、炭もない。黒パンを食べてそうして弁護をやっておった。そのときに、近藤儀一先輩はマッカーサーのところに行って、こんなことで極東裁判の公平な審理ができるか。少なくとも食糧なり、その環境整備についても同じようにやってくれ。私の先輩で、私にちょっと話されたことがあります。あるいは首を切られるかもわからないという覚悟で言ったけれども、マッカーサーは率直にその考え方を聞いてくれて、白いパンをくれたというのです。それから暖房も入れてくれたというのですね。

ですから私は、裁判というのは弁護団が平等な立場に、平等な立場というか、同じような、やはり同じ裁判をする場合には、弁護団というものが非常に重要ですから、私選の弁護人の場合は金のある人たちがふんだんに費用を出してやるかもしれませんね。しかし国選の場合は、経済的には弁護士をつけられない気の毒な人なんですよね。そういう人たちに対して、少なくとも私選弁護人の例外を除いた一般的なやはり報酬に匹敵するようなものをちゃんと保障してやらなければ私はいけないと思う。だから日弁連でも長い間要求をし続けてきたのでしょう。大臣がそういう必要性をお認めになるなら、私がさっき申し上げたように、むしろ政府側が積極的にこういう法律を出して、そうして弁護団の労苦に報い、ほんとうにその地位と立場にふさわしいような報酬をやはり差し上げて、そうして一生懸命弁護に当たっていただくという体制をつくることこそ私は大臣の責務ではなかったか。これはあなたに言わせると、それは裁判所のほうのことだから、法案が出てくればおれの責任だとおっしゃるけれども、裁判所も牧事務次長が来ておりますから伺いたいのですけれども、そういうことがどうしてできないのでしょうか。幸いここに佐々木先生や白木先生が御発議になって、野党が出したものですけれども、これは野党が出そうがだれが出そうが、やはりいいことはいいこととして実現できるようにするのがわれわれ国会議員の任務でありまして、自民党の先生方にもぜひ私はお願いをして、この国会で成立をさせていただきたいと思うのでございますけれども、大臣もひとつ協力をしていただけますか。

○国務大臣（田中伊三次君）　これは理屈を言うようでございますが、参議院さんが議員立法でお出しになっておるという案件でございます。一応私はその趣旨には御賛成だということまでは申し上げてよろしいのでございますが、積極的協力をせよというおことばはちょっとまごつくのですね。これを取り扱われるのは参議院における法務委員会、やがては本会議においてお取り扱いになるべきもので、どうも国務大臣、法務大臣である私が積極的にちょっとこう乗り出して何とかするという……。よいかげんな答弁ならここで何ぼでもできるのですよ。私はよいかげんなことは言えぬ男でございますから、どうも私の積極的態度で協力のしようがない。おまえの意見はどうかと、こう先生お聞きになりますから、私の意見は理の当然で賛成だ、これは反対というのはおかしいですよ、これ。それで、それを申し上げておるわけでございます。

○鈴木強君　協力のしかたというのはいろいろありましてね、裏表ということもあるでしょうし、陰に陽にということばもあるし、使い方はいろいろあると思うのですけれども、大臣の賛成であるという明確なお答えがありますから、陰に陽に、裏表においてずっと御協力をいただけるものと私は確信します。これは予算も若干、まあ一億足らずのものですけれど、必要になりますので、大臣としてもよろしくひとつ御協力をお願いします。都合があるようですから、大臣はこれでけっこうです。

それで、牧事務次長に、さっきの基本の問題についてちょっとお尋ねしておきたいんですけれど、謄写料の必要性ですね、法制化することに対する必要性について大臣もお認めになったわけですけれど、その点いかがでございましょうか。

○最高裁判所長官代理者（牧圭次君）　私どもは法案を所管いたしておるわけではございませんので、まあ、運用に当たっている者といたしまして、少し述べさしていただきたいと思います。

現在の国選弁護人に対する支給は、一応刑事訴訟法の三十八条二項で旅費、日当、宿泊料及び報酬ということできめられておるわけでございます。ここできめられている報酬というのは、弁護活動を一つのまとまった全体としてながめて、それに対して報酬として支払えということの趣旨と理解しておるわけでございまして、その弁護活動を評価いたします際に、いろいろの必要な出費がございました場合には、それが弁護活動に反映されたという意味で報酬の中の算定の要素となるものだというふうに法文を私どもは理解いたしておりまして、そういう趣旨で、従来も、必要とされた謄写料は報酬の中に含めてお支払いしてきておるわけでございます。

現在の刑事訴訟法ができまして、いわゆる当事者主義ということが非常に強く打ち出されましたので、現在の訴訟といいますのは検察官、弁護人両当事者の訴訟活動にまって初めて正しい裁判ができるということになるわけでございましょうから、弁護の活動をされるのに十分なだけの費用をお支払いしなければならないということは、私どももそのように考えて努力いたしておるわけでございます。

それでは、先ほどもお話がございましたように、私選弁護に比べて報酬が非常に少ないではないかというお話でございます。確かに一件当たりの金額ということを考えてみましたならば、私選弁護人の方よりは少ないかとは思います。ただ、私どもといたしまして、国選弁護の方にどの程度の報酬をお支払いすべきかということの基準を立てるときに非常に悩むわけでございますけれども、まあ、そのうちの一番有力なモメントになりますのは、やはり私選弁護人の方の報酬がどういうふうになっておるかということだろうと存じます。ところで、私どもは私選弁護人の方の報酬の実態というものを把握をする方法がございませんので、一応一つの基準といたしまして、日本弁護士連合会で刑事事件の弁護についての報酬の標準というものをおつくりになっておられます、その標準を一応参酌いたしまして、従来国選弁護の報酬ということを考えてまいったわけでございます。そしてこれまでのところはようやくその報酬、日本弁護人連合会でおつくりになっておられます報酬にやや近いところまで参ったわけでございますが、最近連合会のほうでもその標準報酬規程を改正されまして、引き上げられましたので、今後またその引き上げられた額を一つの参考資料としまして、これの増額ということには努力してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○鈴木強君　牧さんね、私の質問は、謄写料というものの必要性をあなた方が認めるかどうかということを聞いているのです。だからあとのことは、また私、全体の報酬の引き上げについてはそれはそれなりにまたお伺いするのですけれど、この謄写料の必要性は認めているんでしょう、あなたも言っているように。

○最高裁判所長官代理者（牧圭次君）　先ほど大臣が仰せられましたけれども、弁護の場合に記録を見ないではできないだろうということは私も十分承知いたすわけでございます。ただ、その記録を見るということが当然に記録を謄写するということに結びつくというふうには私どもも考えないわけでございまして、実際問題といたしまして、国選弁護の事件の実態を見てまいりますと、約九〇％は自白事件ということになっておろうかと思います。そういたしますと、その事件についての弁護の活動の主眼といいますのはやはり情状的なことの立証にあろうかと。そういうような事件については、記録をごらんになることは当然必要であろうかとは存じますけれども、ものによりましては、記録を謄写するまでの必要はないような事件もあるのではなかろうかと思います。でございますので、それらは全部報酬ということで、弁護活動の内容としてとらえることのほうが現行法のたてまえとしては合っているのではなかろうかというふうに考えている次第でございます。

○鈴木強君　あなたはあれですか、事務的なお答えしかできないのですか。そうであれば、私はもう少し――その法律改正に対して現行法にこだわって、現行法の解釈だけで答えてもらうなら、要らないですよ、これはね。そういう政治的な判断はあなたここでお述べになれぬのですか。

○最高裁判所長官代理者（牧圭次君）　裁判所は結局この法律の運用を法律上まかされておるわけでございまして、やはり法律についての解釈をして運用をしている官署でございまして、改正の点についての御意見というのは、これはもちろん立法府の御意見によるところだろうというふうに私としては理解いたしております。

○鈴木強君　たとえばね、この刑事訴訟法なりあるいは刑事訴訟費用等の法律ですね、こういうものを変えようとするときに、その法律を提案するのは法務省、法務大臣がお出しになると思うのですけれども、さっきも大臣がおっしゃっているように、憲法に保障された弁護制度というものに対して弁護人の地位と責任というものについてお答えを願ったときに、本来これは裁判所のほうのことであって、おそるおそる答弁するとおっしゃった。だからその法律改正するときに、一体発議をするのは、そうするとあんたのほうでなくてだれがするのですか。

○最高裁判所長官代理者（牧圭次君）　まあ政府ということでございますれば、法務省ということになろうかと存じます。

○鈴木強君　いや、形式はそうだよ。だけれども、実際に法律を改正してもらいたいということの意見はだれが出すの。

○最高裁判所長官代理者（牧圭次君）　発議をされるということは、法務省ということに考えております。

○鈴木強君　そうすると大臣のさっき――大臣いらっしゃらないからですけれども、どうなんですか。たとえば予算をあなた方が編成する場合に、実際の作業は全部裁判所がやりますわね。そうして、国会への提案というのはこれは法務省にあるわけですから、法務大臣を通じてやるのかどうなのかわかりませんけれども、そういうふうな、要するに立法府は国会ですよね。それから三権分立ですからね、行政、司法、立法と、こう分かれていますわね。ですからその辺の、要するにたとえばこういう弁護料をどうしようとかというようなことに対して、現行の法律によっては非常に不合理だ、額を上げようとかいうようなことは、能動的に意見を出していくのは裁判所じゃないんですか、形式的にはその提案を政府がやることになるのですけれど。だから私は最初から、この法務委員会の質疑の問題についてもそうなんですよね。これは国会法なり規則によって、われわれが要求した場合に裁判所は出てくるとかということになっているわけですよ。ですから、いつもここで質問する場合に困ることがあるんですね。衆議院のほうでは、毎委員会で決議をして、あなたのほうに出てくださいと、こうなっておるわけですね。これはおそらく三権分立のたてまえからそうなっておると思うのですね。参議院のほうでは、何か要求すれば出てくると。それから質問すると、これは私のところでよくわかりません、裁判所のことでございます、この前も予算の問題について、そのために質疑が一日延びたことがある。まことにこれは困るのですけれども、だから実際に裁判所が、裁判官が報酬をきめるわけですね。そういう場合に、今度は少し上げたいと、この報酬をね、一万二千円を一万五千円にしたいとか二万円にしたいという発議をするのは裁判所じゃないですか。そして法律的にはそれを費用法を変えて幾らにするとか、そういうふうな手続的なことで実際に運用する場合というのがあるのですね。だからその辺をもう少し明確にしてもらわないと、たとえば公共企業体などの場合には、これは説明員といいまして、その監督官庁であるたとえば郵政省なり大蔵省なり運輸省なりというものが予算を提案

をする、法律を提案する。しかしその人たちに質問してもわからない。だから電電公社のときには電電公社が来る。政府委員よりも電電公社のほうが専門的な答えをしてくれる。運輸になればそうですよ。やっぱり運輸省が来て並ばなければ済まないというような。だから私はその辺の使い分けというのは、形式論じゃなくて、実際に報酬を上げ下げ——下げるということはないでしょうけれども、まあ上げてやろうというような発議をするのは私は裁判所じゃないかと思うのですよ。そういう意味で大臣は、これは裁判所の考えがあるだろうと、こういうふうにおっしゃったと思うのですよ。だからそれが明確にならなきゃこれは質疑しません、私は。だれにそんなこと聞けばいいんですか。

○政府委員（安原美穂君）　いわゆる司法と行政との接点の問題でございまして、非常にデリケートな問題でございますが、鈴木先生お尋ねのように、発議をするのは裁判所かというお尋ねになると、裁判所としては、発議をするのは裁判所だということは司法権のたてまえからして言いにくいだろうと思いますので、それを法律論からいえば、こういう裁判所に関する法案の立案をするのは法務省の所管になっておりますので、発議をするのも法務省であるということになりますが、司法制度の運用に密接な関連のある事柄の場合にきましては、法務省はその改正の要否につきまして裁判所に意見を聞きまして、要否の判断をするについての有力な意見として裁判所から意見を求めるというのが法律にも合い、実際にも合った運用のしかたであると、かように理解しておりますので、発議をするのはどこかとおっしゃれば法務省であるということになると思います。

○鈴木強君　そうすると、大臣のさっきおっしゃったのは、憲法上の弁護人の地位と責務、それに対する報酬はどうあるべきかということについては裁判所の側のほうで見解を述べるべきで、私の言うのはちょっとどうかという、おそるおそるということばを使いましたけれども、そのおそるおそるというのが、いまあなたがおっしゃったような考え方だと一応ここでは理解しましょう。それなら裁判所のほうにもそういうつもりで私は聞きますけれども、いずれにしても、法務省からあなたのほうに相談があるか、あるいはあなたのほうから積極的に法務省と相談をするか、いずれにしても発議権のある法務省に対して最高裁判所はいろいろと接触をしていくと思うのですね。ですから、形式的には私はいま刑事局長がおっしゃったことだと思いますけれども、実質の行為というのはやはり裁判所のほうで判断をされるんだと思うんです。そうしなければ法務省のほうだって出しようがないわけですから。そこに三権分立と国会との関係が微妙になっているんで、だからそういう場合に、あなたが、いま私が聞こうとする政治的な問題に対して、いまの立法にこだわらずに、謄写料というものの必要性は認めますか、認めるとするならば一体これはどうなっておるか。それはいまのような局長通達でやるのも一つの方法でしょう。それは認めているからです。通達というのは非常に不十分だから、もっとこれを制度化していったらどうですかという私は質問したわけだ。それに対してあなたが、事務当局で現行の法制の範囲内でなければ答弁ができないというなら、これはできる人を連れてきてもらわなければ質問はできないと、こう私は言っているんです。これは当然ですよ。あなたにそれができますか。できるならこれから質問を続けます。

○最高裁判所長官代理者（牧圭次君）　先ほどお話にございました点のうち、いわゆる弁護人の報酬を上げるということで予算の問題になってまいります分は、これは現行法のワク内でございましたて、その運用を裁判所にまかされている分でございますので、裁判所が予算要求の増額をいたしまして、それを内閣から国会に請求してお認めいただくというたてまえになるわけでございます。そうして今回のように法の改正を要するという点になりますと、先ほど法務省の安原刑事局長も申し述べましたように、法律の提案権としては政府の、実際上は内部的には法務省が持つという形になりますので、ただ、私どももそれの実際の運用に当たる関係上、運用上困るというようなことであればいろいろ御意見も申し上げますし、また、私どもはこういうふうにしてほしいというような場合もあろうかと思います。そういう意味で、事務的には法務省と密接に連絡した上で法案の改正案を提出するということになるであろうと存じます。

そして、今度は先ほどのお尋ねでございますけれども、現在の訴訟法で弁護人の地位というものが非常に大事になっているということは私もそのとおりに考えておるわけでございまして、それにふさわしいような報酬を差し上げるように努力すべきであるというふうに考えております。そしてそのためには、謄写料というのももちろん必要な場合があるということを十分認めておるわけでございまして、その分は現在のたてまえとしては一応報酬の中に含めて考えていくべきだということでございます。それをあらためて謄写料というような形で出したほうがいいのかどうかということは、これは立法の政策の問題でございまして、裁判所がそういう立法政策について御意見を述べるということは、これは差し控えざるを得ないのではないかというふうに考えておるということでございます。

○鈴木強君　どうもこれはわからないな。速記ちょっととめて……。

○委員長（原田立君）　速記をとめて。

〔午後二時四十六分速記中止〕

〔午後二時五十六分速記開始〕

○委員長（原田立君）　速記を起こして。

○後藤義隆君　関連で。

最高裁のどなたがお答えになってもけっこうですが、さっきのあなたの答弁の中に、謄写料は国選弁護の報酬の中に含まれておるのだというふうなふうに言うたが、それは間違いありませんか。

○最高裁判所長官代理者（牧圭次君）　国選弁護の報酬は、先ほども申し上げましたとおり、弁護活動の全体に対しての評価としてお支払い申し上げておるわけでございますが、その場合に、弁護活動をするに必要な費用というのが当然予定されるわけでございます。あるいは被告人と接見をする、あるいは通信をするとか、あるいは、いまの問題になっております記録を写すとか、そういう費用が出てくるわけでございます。そういう分の必要なものにつきましては、当然報酬の中に含めてお支払いすべきだというふうに考えております。現実にお支払いしておるわけでございます。

○後藤義隆君　そうすると、さっき、自白をしておる者がある、そういうようなふうなものは謄写する必要がないものも、何か大部分あるような——大部分と言ったかどうかは覚えないが、相当な率あるようなことを言いましたが、国選弁護でもって謄写料を支払っておらないというか、弁護人から請求を受けないというものが相当ありますか、どうですか。

○最高裁判所長官代理者（牧圭次君）　謄写料について個々的に統計はとっておりませんので、正確な数字ではございませんけれども、むしろ大部分の事件の国選弁護人の方々の場合には謄写料の請求がございませんので、ごく少数の分についてのみ謄写料が支払われているというのが実情かと存じます。

○後藤義隆君　それから、さっきお話があったのですが、私は非常にこれは疑問に思っておるんですが、国選弁護人に支払う報酬の中に謄写料が含まれておるということになると、いわゆる裁判所が報酬額を決定する場合に、内訳というか、報酬幾ら、このうち謄写料幾らというようなふうに、謄写料の対報酬の内訳を書いてないと、報酬ということでもって、その弁護人は、当然いわゆる所得税をやはり謄写料にもかけられるような、負担しなければならぬというようなことになりはせぬかと思うが、その点はどうですか。

○最高裁判所長官代理者（牧圭次君）　確かに報酬ということでございますと、一応それが課税対象ということになろうかと思います。ただその場合に、もちろん謄写の費用あるいは交通の費用とい

うようなことが出てまいりますと、それは必要経費ということに当たろうと存じますので、それは申告していただいて、控除した上で税額は別にまた計算していただくということになろうかと存じます。

○後藤義隆君　お尋ねしますが、申告してというが、その申告というのは税務署に対する申告じゃないかと思うが、やはり私は報酬決定の中に、単純なる報酬と、いま言うような必要経費幾らというような、やはり内訳を、それは宿泊料とか、旅費は幾らとか、あるいは謄写料が幾らというふうに、内訳をこまかく書けばそれにしたことはないが、しかしそうじゃなくても、まあ単純に、報酬とそれより以外のもの、必要経費幾らというふうに、少なくとも二つに分けなければ、やはり私は税務署のほうに一々それを申告しても、税務署のほうで認めるというのか認めないというのかわからぬから、それはやはり裁判所が、国選弁護人の報酬決定の際に、決定書の中に、このうち必要経費幾らということを、やはり内訳は書く必要があるんじゃないか、こういうようなふうに思うが、その点はどうですか。

○最高裁判所長官代理者（牧圭次君）　お話のとおり、申告と申しますのは、税務署に対する申告の際ということでございます。それで、まあ裁判所のほうといたしまして、報酬の内訳をということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、一応現在の報酬というものの性格は、弁護活動全体ということでございまして、謄写料がそのままネット報酬に含まれているということではなくて、そういうことが弁護活動に影響したということで、それを含めて報酬という形でお支払いしているということでございますので、内訳として書くということも非常に技術的に問題もあろうかと存じますが、もう一つ、また内訳を書いたといたしまして、それの認定はやはりもう一つ税務署の判断があろうかと存じますので、直ちにそれでお話のような結論になるかどうか、ちょっと税務当局のほうのお考えがわかりませんので、申し上げかねるわけでございます。

○後藤義隆君　それは、いま最終的にはあなたのお話のとおり、税務署の最終認定はどうなるかわからないというのは、少なくとも報酬なら、国選弁護料とこういうようなふうに裁判所が最後の決定をする場合に、このうち必要経費幾らということを、まあ裁判所が書いてあれば、これは私は税務署が認めないなんというようなことはあり得ないことだ、あくまで税務署を相手にして争うても、これは要するにその争った弁護士のほうが勝つ、こういうようなふうに考えるが、それをいま見たようなふうに、報酬幾らという総額だけを列記しておいて、内訳が書いてないと、これは争うと言ってもなかなか困難ですよ。だから、やはり私は報酬額を決定する場合には、いろんないま言うようなふうな、謄写料を払った場合と払わない場合があるから、払ったら謄写料これこれ払いましたという領収書か何かでもつけて出して請求をするでしょう、当然。だから、そのときにやはり、私は、それを必要経費の中に計算する、また謄写料の請求をしないときは、もう必要経費の中にはそれは入れなくていいわけですから、私は、報酬額を裁判所が決定する場合には、それをやはり入れたほうがいいのじゃないか、税務署なんかそういうようなふうなわずらわさなくていいのじゃないかと、こう思うからです。こういうようないま出ておるような法律をつくればそれでいいかもしれないけれども、つくらなくて、現在のままなら、少なくとも内訳をしたほうがいいのじゃないかと、こういうようなふうに考えるんですがね。

○最高裁判所長官代理者（牧圭次君）　現状はいま後藤先生がおっしゃったような形になっておりませんけれども、参酌した必要経費というようなものを何らかの形で表現する方法を十分検討してみたいというふうに考えております。

○鈴木強君　提案者にちょっと一つだけ、いままでの論議の経過がありますからね、承って、ぼくも大臣がおりませんとやっぱりはっきりした御所信が聞けません、率直に申して。ですから、きょう私は自後の質問はやめたいと思います。それで、一つだけ最後に伺いたいんですが、この次はひとつ委員長、法務大臣がいらっしゃるように御配慮いただきたいと思います。

佐々木先生、提案者としてこの提案理由の説明を伺いましたし、それから、さっきも法務大臣にお尋ねしたように、謄写料の必要性ということは大臣も全く、実務家としてやってみて、まずその訴訟記録を知るために謄写をするということはもう絶対的なもんだと思うとおっしゃっている。私はそのとおりだと思うんですね。ところが牧次長のお話を聞いておりますと、若干そこに、裁判所側の考え方の中に、理解できないというか、実情の認識についてずれている点があるような気がするんですね。というのは、牧さんは何も一々謄写しなくたっていいんだと。簡単な事件で、閲覧すればいいんだというようなことをおっしゃるんだけれども、われわれが見ておる弁護人の仕事というのは、たくさんの事件をかかえて、朝は早いきょうは法廷だ、きょうはあっちへ行ってと、なかなかつかまらないんですね、どなたの弁護士さんと連絡してみても。それほど私は弁護士の仕事というのはたいへんなことだと思うんですね、幾つも幾つも事件を持ちますから。ですから、結局、自分が行ってよく読めば、それはあなたもおっしゃるように、ずうっと目を通してですね、時間があればそれも一つの方法でしょうけど、実際問題としてそういうことができない、時間的な余裕がないではないかと思うのですね、佐々木先生。と同時に、またたくさんの事件を扱いますからね、こまかい数字もあるでしょうし、日時とかまあこれはね、そういうものであるからして、やっぱり記録というものは私は弁護人にとっては必要だと思うのですよね。ですから、その辺の実際の弁護人の活動というものに対して、裁判所側の牧さんの意見を聞いてみると、何か一つの事件だけをやっているような印象を受けるような、私がそう受けたんです。ですから、それじゃ謄写料の必要性なんというものは、とてもちゃんと法務大臣と同じように認めるわけにいかぬということに、答弁がなっているように思うのですよ。だから、それを制度化することも必要ないし、いままでのように通達で出して、実際に必要であったものだけが払えばいいんだというようなことに聞こえるわけですね。

そこで、私がさっき議事進行でちょっと中断していただいたんですが、問題は、そういう考え方でなくて、実際に日弁連という組織があるわけですから、その先生方がいろいろな体験を通じてですね、公安事件もだいぶこのごろは多くなってきておるでしょうし、事件が複雑になってきておりますから、そういう面からして、やはり弁護人が弁護活動がしやすいように、やっぱり謄写して、そうして記録として保管し、法廷に行ってもそれをいつも見てやる。記憶は誤りがあります、これは。コンピューターでも間違いがあるようですから。そういうようにするのが私はほんとうに弁護人の立場からすれば当然の要求だと思うのですね。そこに若干の私は裁判所の御発言の中にズレを感じました。だから、佐々木先生は弁護士であり、実務家としてずいぶんいろいろな事件をお取り扱いになってきていると思いますから、先生がこれを提案するにあたって、ほんとうに必要やむを得ざる最小限度の謄写料を法制化したいということで提案されたと思うのですよ。これは全日本の弁護士諸君が心から期待しておったことだと思いますから、今後公平な裁判を期するためにどうしてもやりたいということで、私は熱烈に支援していると思いますよ。先生のこの点に対する御所見だけ承って、次にまた機会を待ってやりたいと思います。

○佐々木静子君　お答え申し上げます。

いま鈴木先生の御質問にもございましたように、この憲法で保障されているところの弁護人として、弁護士が被告の人権を守るために十分に活動しようと思えば、これは最小限訴訟の記録というものがどうあっても必要なわけでございまして

て、これなくして弁護をやれと言われても、これは先ほど来文部大臣のお話にもございましたように、これはどの弁護人であっても、記録なしに弁護をやれと言われても、これは十分な良心的な弁護ができないのは言うまでもないところでございます。

いま牧事務次長の御答弁にもございましたが、次長さんも刑事裁判につきましては非常に御造詣の深いベテランの方でございますけれども、ただ弁護人としての立場と弁護人の活動ということについては十分に御理解いただいてないのではないか。これは九〇%が自白事件であるから、謄写はあまり必要でないという趣旨の御答弁があったわけでございますが、まず、これが自白事件であったら、なぜ謄写が要らないのか、そこにも非常に問題があるわけでございまして、これは次長自身が、主として情状論になるからというお話でございましたが、これは情状論であっても、十分に弁護活動しようと思えば、これは記録を精密に読まなければ、この情状論も展開できないわけでございますし、あるいは自白事件といいましても、本人はめんどくさいから、あるいは裁判所の心証を少しでもよくしようと思って自白することがありましても、あるいは精神的に多少異常な人も多うございまして自白する場合がございましても、弁護人がこの自白調書を綿密に調べますと、この自白は間違っているという場合が非常に多いわけでございます。

たとえば、いま東京高裁で争われております死刑事件の狭山事件などというようなものも、これは本人は最初自白しているわけなんでございますが、そういうふうなことでも、自白しているからということでうのみにしたのでは、これは弁護人としての活動は全然できておらないわけでございますし、また、たくさん窃盗事件をやっておるような場合に、まあもう自分と関係ない、警察でわからなかった事件なども、ちょうどたくさんやっている人間がつかまりますと、それも全部ひっつけて捜査するような場合がございまして、それなどもよく調べてみると、自白したことになっておっても、調べてみると、日時的にその日に窃盗することは不可能だというようなことで一部無実であるというようなことがあることは、これはもう往々にして実務上あることでございますので、自白事件だから謄写をしないでいいというようなことは、これははなはだ暴論ではないかと私思うわけでございます。

なお、先ほど鈴木先生の御質問にもございましたように、謄写をせずに閲覧でもいいとおっしゃいましても、閲覧するとなりますと、場所が検察庁の閲覧室、あるいは裁判所の書記官室というふうに、非常に限定されておりますことと、時間的に非常な制約を受けておりますので、弁護人が昼間は法廷活動をして、朝とか夜とかに自宅でゆっくり記録を見たいというようなことが普通一般の弁護人のあり方でございますので、これはやはり弁護活動をする意味におきましては、どういう事件であれ、最低限記録というものは謄写しなければならない、そういうことで、私はぜひとも弁護活動に必要な謄写をするための謄写料というものをこれは法改正によってお認めいただきたいと、特にお願い申し上げるようなわけでございます。

○後藤義隆君　ちょっと佐々木先生にお伺いしますがね、これ現在のことですが、実際にどうやられておるか存じませんが、国選弁護人がこれこれの謄写料を支払いましたということを申し出れば、国選弁護料の報酬を支払うときに、裁判所は当然それを加算して払うんじゃないか、それを拒否するようなことはないのじゃないかと思うのであるが、それがどうかということですね、それから、さっき次長の話で、謄写料の請求というのはきわめて少ないという話があったわけです。国選弁護の場合でもって、弁護の場合で謄写料の請求をなさる人が全国でどのぐらい率があるか。何千件という、そういうことじゃなしに、率が大体何%ぐらいが請求するのか、それもひとつ日弁連にお確かめを願いたいと思います。

それから謄写料のもう一つ、これはまあ気になるのでありますが、謄写料は全部政府の負担というわけでなしに、謄写料は元来は被告人の負担であって、それで謄写料を払うことになると、被告人がそれだけやはり負担が多くなるんじゃないか、こういうようなふうにも考えますからね、そこでもって、そういう点をひとつお確かめいたします。いまわからなきゃ後日お調べになってけっこうです。

○佐々木静子君　いま後藤先生の御質問で、私も詳しいパーセンテージというものがちょっとわかりかねますので、それはできるだけ私のほうで日弁連その他に問い合わせましてパーセンテージを調べたいと思いますが、ただ、さっき牧事務次長のおことばではございますが、謄写料は現在では報酬の中で十分に支払われておらないというのが実情でございまして、弁護人の中でも、請求しても十分に認められないからというようなことで、もう請求しない人もおる、あるいは中には、まあこの国選弁護というのは弁護士が義侠的な気持ちでやっているんだからということで、謄写料まで一々請求しない人もいるというようなことで、これがきっちりと法制化いたしましたならば、当然にはっきりと出てくるんじゃないかと思うわけでございます。それからまた、事実上謄写しても十分に払っていただけないからということで、謄写せずに、いま御答弁にもありました閲覧だけで国選弁護を済ましているというケースもこれはままあるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

それから、あとの御質問の件は、ちょっともう一度おっしゃっていただけますか。

○後藤義隆君　請求の率が大体どの程度か、日弁連でお調べくだされればわかりますから、請求、実際はそう多くの人が請求しておらぬということで、わずかの人しか請求していないんじゃないかと思うから、その率をちょっとお伺いしたかったのですが、それ、後日でけっこうです。

○佐々木静子君　じゃ、これ私のほうでできるだけ調べてみまして、また次の機会にでも御答弁させていただきます。

○委員長(原田立君)　委員長として田中法務大臣に一言、お願いでありますが、先ほど本件を審議しているときに、法大務臣は衆議院のほうに行かれましたが、鈴木委員のほうより、審議に支障を来たすので、次回審議のときには必ずいるようにしてもらいたい、こういう強い要請が委員長にありましたので、お願い申し上げておきます。

本案に対する質疑は本日はこの程度といたします。

○委員長(原田立君)　商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案、及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。田中法務大臣。

○国務大臣(田中伊三次君)　商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、及び商法の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して御説明を申し上げます。

商法の一部を改正する法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、株式会社の運営の適正及び安定をはかり、あるいはその資金調達の方法に改善を加える等のため、早急に改正を必要とする事項について、商法の一部を改正しようとするものであります。

第一に、株式会社の業務が適正に行なわれることを確保するために、監査役は、会計監査のほか、業務監査をも行なうものとし、このために必要な権限、たとえば取締役会出席権、取締役の違法行為の差しとめ請求権などを認めるとともに、その地位の安定その他監査機能の強化のための措置を講ずることとしております。

第二に、株式会社の運営の安定をはかるため、定款をもって、取締役の選任につき累積投票の請求を完全に排除できることといたしております。

第三に、株式会社の資金調達の便宜をはかる等のために、新株の発行にあたっては、法定準備金を資本に組み入れ、株主に対して発行価額の一部の払い込みを要しない株式を発行することを認め、また、転換社債の発行については、原則として取締役会の決議によってすることができるものとし、なお、株主の利益を保護するため、この場合における株主の引き受け権等に関する規定を整備することといたしております。

第四に、株主の便宜等を考慮して、営業年度を一年とする株式会社について、いわゆる中間配当の道を開くこととといたしております。

最後に、取引の安全をはかるため、すでに営業を廃止しているいわゆる休眠会社を整理する方途を講ずることといたしております。

次に、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案は、株式会社の実情にかんがみ、特に大規模の株式会社及び中小規模の株式会社の監査制度について、それぞれ改正後の商法の特例を設けようとするものでございます。

この法律案の要点を申し上げますと、

第一に、大規模の株式会社にあっては、株主をはじめ、従業員、取引先、下請企業者などの利害関係人の保護のために、その経理の適正を期することが特に重要でありますので、資本金五億円以上の株式会社は、計算書類については、定時総会前に公認会計士または監査法人の監査を受けるものとし、その会計監査の充実をはかることといたしております。

第二に、中小規模の株式会社については、その実情から見て、ある程度監査に関する基準を軽減する必要があると思われますので、資本金一億円以下の株式会社において、監査役は会計監査のみを行なうものとし、監査報告書の記載事項については特に法定はしない、こういう措置を講ずることといたしました。

最後に、商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は、商法の一部を改正する法律案等の施行に伴いまして、非訟事件手続法のほか三十二の関連諸法律について、改正することが必要となっております。

以上が商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案、及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議をいただきました上で、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（原田立君）　次に、補足説明を聴取いたします。川島民事局長。

○政府委員（川島一郎君）　それでは、ただいまの説明に補足いたしまして、商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案、及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案につきまして、その内容を御説明申し上げます。

最初に、商法の一部を改正する法律案でございますが、改正項目が多岐にわたっておりますので、説明の便宜上、事項別に説明をさせていただきます。

まず第一は、監査役に関する改正であります。

御承知のように、現行法では、株式会社の監査役は、会計の監査を行なうことをその職務といたしております。改正案は、これに対し、監査役の職務を、会計の監査を含む業務の監査に拡張することとしておりまして、この点が今回の改正の主眼点の一つとなっております。そのために、まず、第二百七十四条を改正し、その第一項において、監査役は取締役の職務の執行を監査するものとし、いわゆる業務監査の職務を規定するとともに、同条第二項及び第二百七十五条にも所要の改正を加えることといたしております。

また、これに関連して、監査役の権限を拡張する必要がありますので、第二百七十四条ノ二、第二百七十四条ノ三、第二百七十五条ノ二から四までの規定を新設するなどいたしまして、取締役には、監査役に対する緊急事態の報告義務を認め、監査役には、子会社調査権、取締役の違法行為の差しとめ請求権、監査役の選任及び解任について株主総会で意見を述べる権利、会社と取締役との間の訴訟等について会社を代表する権利などを認めることにいたしております。

それからまた、監査役が業務監査を行なうことになりますと、取締役会に出席して意見を述べることをも認める必要が生じてまいります。この関係から、第二百六十条ノ三その他の取締役会に関する規定に所要の改正を加えることにいたしております。

さらに、現在では監査役には認められておりませんが、株主総会決議取り消しの訴え等を提起する権限や整理開始等の申し立てをする権限も、今後は監査役にも認める必要がありますので、第二百四十七条をはじめ、関係規定を改正して、これらの権限を監査役にも与えることにいたしたのであります。

ところで、監査役の職務が拡張されましても、計算書類の監査が監査役の重要な職務であることには変わりがございません。改正案は、計算書類の監査が一そう適正に行なわれるようにするために、次のような改正をすることにいたしております。すなわち、第二百八十一条を改正して、計算書類のみならず、その付属書類についても監査役の監査を受けさせることとするとともに、第二百八十一条ノ二から四までの規定を新設して、監査役の監査期間を伸長し、同時に監査報告書の記載事項を法定して監査が形式に流れることのないように配慮したものであります。また、第二百八十三条を改正し、定時株主総会における審議の適正をはかるため、その招集の通知には計算書類及び監査報告書の謄本を添付しなければならないこととしております。

なお、監査役の監査期間を伸長したことに伴いまして、第二百二十四条ノ三を改正して、株主名簿の閉鎖期間等を現行の二カ月から三カ月に伸長することといたしております。

ところで、監査役に適正な監査を行なわせますためには、その地位を安定させておくことが必要であります。そこで、第二百七十三条を改正して、監査役の任期は、原則として就任後二年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、現行の一年を二年に伸長することとしております。また、他面において、監査役の独立性を強化するため、第二百七十六条を改正して、監査役は子会社の取締役や使用人を兼ねることもできないこととといたしております。

第二は、中間配当の制度でございます。

改正案は、いわゆる中間配当の制度を認めることにしております。この制度は、営業年度を一年とする会社が、その年度の中間において、半年決算の場合の配当と同じように、株主に金銭の分配をすることを認めようとするものであります。そのため、第二百九十三条ノ五の規定を新設し、その第一項において、営業年度を一年とする会社は、定款で定めた場合には、一営業年度中一回に限り、取締役会の決議で株主に金銭の分配、いわゆる中間配当をすることができるものとしております。また、この金銭の分配につきましては、前期末の貸借対照表の純資産額から、最後の決算期における資本、法定準備金等を差し引いた残額を限度として行なうこと、その期末に配当可能利益が出ないこととなるようなおそれのあるときは、金銭を分配してはならないことなどの制限を同条第二項以下に規定いたしまして、不当な経理が行われないよう配慮いたしております。

第三は、累積投票の制度の改正であります。

御承知のとおり現行商法は、第二百五十六条ノ三及び第二百五十六条ノ四において累積投票の制度を認め、二名以上の取締役を選任する場合には、株主は累積投票の請求ができることとし、定款で累積投票を排除している場合でも、発行済み株式の総数の四分の一以上の株式を有する株主の請求があるときは、累積投票によらなければならないこととといたしております。改正案は、第二百五十六条ノ三の規定を改め、かつ、第二百五十六条ノ四を削除することによりまして、累積投票の

制度を採用するかいなかは、会社が自治的に定款で定めることができることにいたしております。

第四は、準備金の資本組み入れによる有償無償の抱き合わせ増資の制度の新設であります。

改正案は、第二百八十条ノ九ノ二の規定を新設してこの制度を認めることといたしております。

すなわち、その第一項において、準備金を資本に組み入れた会社が券面額を発行価額として額面株式を発行する場合には、株主に新株引き受け権を与え、かつ、その引き受け権の譲渡を認めることを条件として、発行価額の一部の払い込みを要しない新株の発行、いわゆる有償無償の抱き合わせ増資を認めることとし、第二項から第五項までにおいて、この新株を株主に割り当てるについて生ずる一株未満の端株及び申込期日に申し込みを失念した失権株は、会社がこれを処分してその一定割合の金銭を株主に支払うべきことを定めております。

これに関連して、第二百八十条ノ二第一項に第九号を加え、この抱き合わせ増資による新株の発行を行なうこと及び発行価額中払い込みを要する金額は取締役会において決定しなければならないこととし、また、第二百八十条ノ七を改正して、新株引き受け人の有償部分の払い込み義務を規定することにいたしております。

第五は、転換社債の発行についてであります。

現行法では、会社が転換社債を発行するには、定款または株主総会の特別決議によって転換の条件等を定めなければならないことになっておりますが、改正案は、第三百四十一条ノ二の規定を改正して、原則として取締役会の決議で転換社債を発行することができるように改めることにいたしております。もっとも、第三百四十一条ノ二第三項において、株主以外の者に特に有利な転換の条件を付した転換社債を発行するときは、株主総会の特別決議を要することと定め、あるいは、第三百四十一条ノ二ノ二から二ノ五までの規定を新設し、転換社債の発行に関する株主への通知または公告、株主の転換社債引き受け権等について、新株の発行の場合に準ずる取り扱いを定め、株主の利益の保護についても十分に配慮することといたしております。

第六は、休眠会社の整理であります。

改正案は、第四百六条の三の規定を新設して、すでに営業を廃止したものと認められるいわゆる休眠会社を整理する道を開いております。すなわち、第四百六条ノ三の第一項は、過去五年間何らの登記もしていない株式会社は、法務大臣が官報で公告してから二カ月以内に、まだ営業を廃止していない旨の届け出をしないときは、解散したものとみなすことにしております。なお、法務大臣が官報に公告をしたときは、登記所から該当の会社にその旨の通知をすること、解散とみなされた会社は、三年以内であれば、株主総会の特別決議で会社を継続し復活することができることとし、第二項及び第三項においてこれを定めております。

第七は、商業帳簿に関する規定の改正であります。

まず、第三十二条から第三十四条までを全文改めることにいたしております。すなわち、第三十二条は、第一項において、商人は、会計帳簿、貸借対照表及び損益計算書をつくらなければならないこととし、現行法の財産目録を削除して新たに損益計算書を加え、第二項において、商業帳簿の作成に関する規定の解釈については、公正な会計慣行をしんしゃくすべきこととしているのであります。

第三十三条は、会計帳簿の記載方法等並びに貸借対照表及び損益計算書の作成方法等について定めております。

また、第三十四条は、流動資産、固定資産及び金銭債権についての評価の方法を合理的なものに改めようとするものであります。

以上のほか、株式会社の計算についても、第二百八十五条ノ六を改正し、親会社の所有する子会社の株式の評価については、現行の低価法を原価法に改めるなど若干の改正をいたしております。

次に、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案について御説明いたします。

第一条は、総則でありまして、この法律の趣旨を定めたものであります。

第二条から第二十一条までは、第二章として、資本の額が五億円以上の株式会社に関する商法の特例を定めたものであります。この特例は、資本の額が五億円以上の株式会社は、特にその経理を適正にする必要がありますので、計算書類について、株主総会の前に、会計監査人の監査を受けなければならないことをその内容とするものでありまして、第二条において、まず、そのことを明らかにいたしております。

第三条は、会計監査人の選任に関する規定でありまして、会計監査人は監査役の過半数の同意を得て、取締役会が選任することなどを定めております。

第四条は、会計監査人は、会計の監査の専門家である公認会計士または監査法人でなければならないこととし、なお、一定の欠格事由をも定めております。

第五条は、監査法人が会計監査人となった場合に、その職務を実際に行なうべき社員について定めたものであります。

第六条は、会計監査人の解任の手続を定めております。

第七条は、会計監査人の権限として、帳簿及び書類の閲覧権、会社業務及び財産状況の調査権、子会社調査権などを定めたものであります。

第八条は、取締役に不正の行為等があることを発見したときの会計監査人の監査役に対する報告義務について定めたものであります。

第九条から第十一条までは、会計監査人の責任について定めております。

第十二条から第十八条までは、監査の手続等について定めたものでありまして、まず、第十二条は、取締役が監査役及び会計監査人に提出する計算書類の提出期限について定めております。第十三条及び第十四条は、会計監査人及び監査役の監査報告書について定めております。また、第十五条は、計算書類の付属明細書についての会計監査人及び監査役の監査について定めたものであります。さらに、第十六条は、会計監査人の監査報告書の備え置きについて、第十七条は、その謄本を定時株主総会の招集の通知に添付すべきことを定めたものでありまして、第十八条は、会計監査人の定時株主総会における意見の陳述権及び陳述義務について定めております。

第十九条は、本法に特則を設けましたため、商法中適用を除外する規定を定めたものであります。

第二十条及び第二十一条は、会社の資本の額が五億円を上下する場合における第二条から第十九条までの規定の適用についての経過措置を定めたものであります。

次に、第二十二条から第二十七条までは、第三章といたしまして、資本の額が一億円以下の中小規模の株式会社に関する商法の特例を定めたものであります。

第二十二条は、資本の額が一億円以下の株式会社の監査役は、現行法と同じく、会計監査のみを行なうこととし、その権限もそれに必要な範囲に限ることとしたものであります。

第二十三条は、取締役が監査役に計算書類を提出する期限及び監査役が取締役に監査報告書を提出する期限について商法の特例を定めたものであります。

第二十四条は、会社と取締役との間の訴訟につき会社を代表する者は、現行法と同じく、原則として、取締役会が定めることとしたものであります。

第二十五条は、中小規模の会社の実情にかんがみまして、商法中適用を除外する規定を定めたものであります。

第二十六条及び第二十七条は、会社の資本の額が一億円を上下する場合における第二十二条から第二十五条までの規定の適用についての経過措置を定めたものであります。

第二十八条から第三十条までは、第四章といた

しまして、罰則を定めております。

最後に、商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について御説明申しあげます。

この法案は、非訟事件手続法の外三十二の法律を改正しようとするものでありますが、大部分は実質に関係のない改正、すなわち商法改正に伴う形式的な整理であります。そこで、形式的な整理以外の点を説明することにいたします。

まず第一条は、株式併合等の場合における端株の処理について裁判所の許可を得る場合の手続を定めるため、非訟事件手続法に所要の改正を加えようとするものであります。

第六条は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市における商号専用権の効力を生ずる区域を改め、また、計算書類の付属明細書の記載事項を命令で定めることとするため、商法中改正法律施行法に所要の改正を加えようとするものであります。

第九条は、基金の総額が五億円以上の相互会社について会計監査人の監査を受けなければならないことなどを定めるため、保険業法に所要の改正を加えるものであります。

第十三条は、公認会計士等の業務の制限について公認会計士法に所要の改正を加えようとするものであります。

第三十六条は、休眠会社の整理について、所要の登記手続を定めるため、商業登記法に改正を加えるものであります。

以上をもって、補足説明を終わります。

○委員長（原田立君）　局長のただいまの補足説明を後ほど当委員会に御提出願えましょうか。

○政府委員（川島一郎君）　提出いたします。

○委員長（原田立君）　この際、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案の衆議院における修正部分について、修正案提出者、衆議院議員大竹太郎君から説明を聴取いたします。大竹君。

○衆議院議員（大竹太郎君）　株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案中衆議院の修正にかかる部分について御説明申し上げます。

第一点は、会計監査人の欠格事由に対する修正であります。

原案は、第四条二項三号で、監査法人について、会社の取締役、監査役など会計監査人としての欠格事由に当たる社員が過半数を占める場合を欠格事由としていたのでありますが、監査のより一そうの公正をはかるため、監査法人は欠格事由に当たる者を一人でも社員とする場合を、欠格事由とするよう修正したものであります。

第二点は、会計監査人の職務を行なうべき社員の資格に対する削除修正であります。

原案第五条第二項の削除は、第一点の修正として申し上げました第四条二項三号の修正に伴う整理であります。

第三点は、適用日に対する修正であります。

原案は、附則第二項において、資本金五億円以上で証券取引法の適用のない一般会社及び資本金五億円以上の銀行等に対する適用日を、それぞれ昭和五十年一月一日及び昭和五十一年一月一日としているのでありますが、会計監査人たる公認会計士、監査法人及び監査の対象となる会社の、監査制度に対する準備等のため、相当の期間をおくことが適当であると考え、資本金五億円以上とあるのを資本金十億円以上に修正し、資本金十億円未満の一般会社及び銀行等に対する適用日を、別に法律で定める日に修正したものであります。

以上が衆議院における修正の趣旨及びその内容であります。

○委員長（原田立君）　以上で説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○原文兵衛君　商法の一部を改正する法律案と関連法律案について質疑いたしますが、質問事項がかなりございますので、簡潔に明快にお答えをお願いしたいと思います。

まず最初に、商法の一部改正でございますが、その一番大きな点が監査制度の改正であろうと思います。そこで、昭和二十五年の商法改正の際に監査制度についてすでに大幅な改正がなされておりますが、いままた監査制度を改正するということは、この二回にわたる改正の経緯とその理由について簡単に御説明願います。

○説明員（田邊明君）　今回の監査制度改正のまず動機になりましたのは、御案内のように、昭和四十年、前年から不況期に見舞われて、四十年にわが国最大の粉飾決算と言われた山陽特殊鋼の事件が発生いたしました。

〔委員長退席、理事白木義一郎君着席〕

この事件を契機にいたしまして、まず会社更生法の改正がもくろまれました。と同時に、商法上も監査制度のあり方が問題となったわけでございます。その後、四十二年には会社更生法の一部改正ができ上がり、そのころ同時に、商法につきましては、法制審議会の商法部会が監査制度の問題点を取り上げて審議をいたしてまいりました。この審議の結果は、昭和四十五年の三月に、法制審議会といたしまして、株式会社の監査制度の改正要綱というものをつくりまして、法務大臣に答申がなされたわけでございます。これを踏まえて政府において立案いたしましたものが、今回国会の御審議を受けている商法及びこれに関連する二つの改正案でございます。

この改正作業のまず最も大きい論点となりましたものは、山陽特殊鋼をはじめとする経理上の不正粉飾事犯にかんがみて、それぞれ株式会社法上の監査役というものがありながらこの種の事犯を防止できなかったという点について商法としてはどう考えるかという問題点でございます。この解決方法として二つの方向が示されました。一つは、会社の業務運営を決定し執行する取締役会の制度をどのように改めるか、第二が……。

○原文兵衛君　質問したことだけに簡潔に答えてください。

○説明員（田邊明君）　はい。第二が監査役の権限、改正の問題でございました。その結論として、今回提案いたしております株式会社の監査制度について、現行の監査役をそのまま置くと同時に、その権限を、会計の監査の権限のほか業務一般に関する権限を与える、その地位を保全するための適当な措置を講ずる、こういうことを一つの改正点に持っておるわけでございます。その他、大会社につきましては、経理の適正を期するために専門の公認会計士の監査を義務づけるという措置をとった案となったわけでございます。

○原文兵衛君　質問したことだけを簡潔に答えてください。

いま山陽特殊鋼の例が出たんですが、四十年の不況で山陽特殊鋼の粉飾決算というのが大きな問題になったわけですが、それから今日までに粉飾決算の事例はどの程度あるのか、簡単に説明してください。

○説明員（田邊明君）　その後年を経まして依然として粉飾決算のあとは断たないわけでございますが、最近でも著名な事件としては、御案内のような三共その他の粉飾事例が発生しております。件数は、私ども正確に現在持っておりませんが、年々減少はいたさないような傾向にあると考えております。

○原文兵衛君　件数は、後ほどでけっこうですから、資料でもけっこうですからお出し願いたいと思います。

それから、いまの御説明に若干あったんですが、昭和四十五年の三月と四十六年の三月に、法制審議会で、主として監査役の権限強化その他の内容を有するところの法律案の改正要綱が決定されているわけです。それに基づいているといいますが、どうも、今回の改正案の中を見ますと、この法制審議会の要綱が必ずしも全部入っているようでもございません。そこで、今回の改正案と法制審議会の答申と異なっている点があるのではないかと思います。それは、異なった点があるのかどうかという点、もしあれば、その理由は何であるかという点、簡単に御説明願います。

○説明員（田邊明君）　法制審議会の答申と法律案

の内容で異なる点がございます。異なる点は、監査役の権限に関しまして法制審議会の答申で設けておりました、監査役が取締役の解任のためにする株主総会の招集請求権というような権限は法律案には盛られておりません。その他、法制審議会の答申で監査役の任期を三年という答申をいたしておりますが、法律案では二年という任期になっております。そのほか、監査役の責任に関する規定を、法制審議会の答申では、挙証責任の転換を伴う過失責任という新設規定を答申いたしておりましたが、法律案ではこれを盛っておりませんので、現行の責任規定のとおりとなっております。そのほか、技術的な点では、監査役の報酬、費用等についての規定も、法制審議会の答申とは異なって、改正案には含まれておりません。で、その他の点でございますが、先ほど申し上げました公認会計士の監査を適用すべき対象会社を、法制審議会の答申は資本金一億円以上の株式会社といたしておりましたが、改正案では資本金五億円以上という線で立案されております。

なお、粉飾の件数についてでございますが、昭和四十一年以降、四十一年で五十二社、四十二年で二社、四十三年で三十二社、四十四年二十三社、四十五年四十八社、四十六年四十八社というふうな数字があがっております。著名な事件は、四十五年の河合楽器製作所、芝電気、汽車製造、四十六年のヤシカ、それから先ほど申し上げた三共等の事例がございます。

○原文兵衛君　いま御質問した中で、法制審議会の改正案要綱と異なる点をあげていただいたのですが、その理由、全部は要りませんけれども、ことに一億円以上というのを五億円以上と今度したわけですが、その理由はどういう点でございましょうか。

○説明員（田邊明君）　会計監査人の監査適用会社につきましては、法制審議会の決定当時の株式会社の数、これと現在法律案を審議いただいております現在の数との比較から、法制審議会の予定した監査対象会社というものが現在では非常に多くなった、つまり株式会社が現在百一万五千余りございます。で、法制審議会の答申どおりで押えますと、約一万社がこの対象になるわけでございます。これに対して、この監査を担当いたします公認会計士登録有資格者が約四千五、六百名と、こういう陣容でございます。これがまず監査を実効的に法制審議会の結論どおりに行なうためにはたして十分であるかという問題点が一つ。

もう一つの問題は、日本税理士連合会から、この公認会計士の監査が資本金一億円以上の株式会社に適用された場合に、従前から税理士としてこれらの会社の業務に関与しているが、これらの職域を侵犯されるおそれがあると、こういう主張が強硬になされたわけでございます。

で、これらの理由も勘案して、原案は資本金五億円以上という線で一応の区切りをいたしまして、その対象会社を約二千七百社というふうに限定したわけでございます。

で、もともと巨大会社の経理適正を期するという趣旨から申しますと、おおむね資本金五億円以上の会社というものの規模から考えて、この法案、制度が考えている株主及びその他の債権者等の利害関係者が非常に多いクラスとして、この対象にするのに適当であろうという判断で、五億円という線で区切りをいたしたわけでございます。

○原文兵衛君　今度の改正案では、監査役の監査を実効あらしめるというような目的で、新たに監査役に株式会社の業務監査も行なわせようとすることもよくわかるんですが、この改正法案の二百七十四条の表現ですと、監査役は広く取締役の職務執行一般について監査できるというように受け取れますが、監査役の業務監査というのは、一体どんな場合に、どんな方法で行なわれるかという点。

それからもう一つは、改正法案二百七十五条の二は、監査役に取締役の行為の差しとめ請求権を与えることを定めていると思いますが、その対象となる範囲は違法行為だけなのか、あるいは不当な行為にも及ぶのか、その辺について聞きたいのですが、特に、違法行為と不当行為ということになると判定が非常にむずかしいと思うんですが、適法性であるとか妥当性であるとかいうような判断はだれがするのか、監査役がするのかというような点について簡単に御説明いただきたいと思います。

○説明員（田邊明君）　第一点の業務監査の対象でございますが、これは監査役が業務全般を監査いたしますという場合には、日常の取締役の業務執行全般というものを対象といたします。これは広く会社の業務運営全般にわたるわけですが、第二点の取締役の違法行為の差しとめ請求権との関連で申し上げますと、本案の監査役の監査権限は、適法か違法か、いわゆる違法性の監査に一応限定されていると考えております。その理由は、法案によります監査役に対する法律上の権限の裏づけといたしましては、いま御指摘になりましたような取締役が違法行為に及ぶときの差しとめ請求権、事実上の差しとめ及び裁判上の差しとめ請求権というふうなものを規定しておりますが、すべて取締役の行為が法令もしくは定款に違反する場合というふうに限定されておるわけでございます。ただ、お尋ねの違法性以外の、妥当かいなかの点に関しましては、取締役の義務といたしまして、商法上は会社に対する忠実義務を持っております。これは法令上の義務でございますが、その忠実義務に違反するような著しく不当な行為というものは、今回の法律案の考えでは、それは法令違反に該当する。したがって、原則は違法性の監査をいたすわけでございますが、取締役の行為の当不当について、その不当性が著しい場合、つまり著しいことによって取締役に課せられている法令上の義務違反ということになるような著しい不当の場合も監査の対象に含まれていると、こういうふうに考えておるわけでございます。

○原文兵衛君　このたびの改正案では、親会社の監査役に子会社の調査権を認めているというふうになっておりますが、その理由は何であるかということ、これはいわゆる子会社の独立の法人格を無視するというようなことにはならないのかどうか、これらの点についてお伺いします。

○説明員（田邊明君）　子会社の調査権を認めました理由は、従前から、親会社の業務運営の不正事例に照らしますと、子会社を利用しての不正事例がきわめて多い。簡単に申し上げますと、子会社に対して製品を販売して、親会社はまことに業務の運営が適正かつ利益をあげているというかっこうになっておりながら、子会社にはそれらの製品が山積みになって外へ出ていない。いわゆる押し込み販売などという例が多うございます。そこで、今回の法改正の趣旨にのっとれば、親会社の監査をいたします場合に、はたして親会社の業務運営が適正に行なわれているかどうかということについて、取引に利用される子会社、特に今回の改正案では、過半数の株式を持たれているものを子会社と規定いたしましたので、この種の子会社に対して、その事実関係をまず照会することができるという権限を認めております。いまの例で申しますと、はたして親会社が販売済みと称する製品は間違いなく子会社に入っておるのか、子会社においてはそれを販売済みであるかというような事項を照会いたすことを認めております。これに対して子会社が正確に答えを出してきました場合には、重ねて立ち入りの調査ということを認めているものではございません。しかし、報告をいたさない、もしくはその報告の信頼度が非常に疑わしい、つまり監査役としては、直接子会社に当たってみないと、親会社の監査について確信が持てないという場合に、初めて子会社に対して調査権の行使ができる。しかし、この場合も、最初に照会を発した事項に限定して調べられるという制度になっております。そこで、子会社は、御指摘のとおり、会社といたしましては独立の法人格を持つものでございますけれども、この立案の趣旨から申しますと、親会社の不正というものを防止しようとする意味から、子会社に対してまず報告徴収権の行使があり、これに対してこれを拒否し、あるいは不正確な回答をした場合に初めて、

照会部分に限って、親会社の監査役が調べるという趣旨でございます。ただ、世間誤って、これは子会社を監査するのではないかという疑問が出されておりますが、これは子会社の監査ではございませんので、調査にすぎない、このように考えております。

○原文兵衛君　まあ最近大企業の中には、いろいろと世間から非常に強い非難を浴びているようなものが少なくなくて、その社会的責任ということが強く要請されているわけです。そういうような意味で、この執行機関である取締役の行為を違法とかあるいは不当としてチェックする、そういう日付役的な意味での監査役の権限を増大するということ、これは時宜に適したものだと思うのでございます。ただ、実際問題として、従来の感じからすると、取締役と監査役の比重の関係が、どうしても監査役のほうが低いといいますか、そういうふうにわれわれも感じてきているわけです。そういうようなことで、この改正の趣旨はけっこうだと思いますし、また監査役がしっかり監査してもらわなければいけないと思うんですが、実際問題として、監査役にそのような大役を期待できるのかどうか、その効果がほんとうに期待できるのかどうかという点について、やや不安に思う点もあるわけですね。そういうようなことで、たとえば監査役の地位を高めるための選任、解任の方法というようなことで、いままでのようなことでいいのかどうかというような点について、私もよくわからない点もあるわけですが、御説明いただきたいと思います。

○説明員（田邊明君）　おっしゃるように、新制度の監査役がきわめて強大な権限を持つ地位の機関でございます。ところが、現行法では、御存じのように、取締役の選任に関しましては、株主総会の定足数というものを法律で定めております。にもかかわらず、監査役についてはこの定めがございません。そこで改正法では、まず監査役の選任方法も取締役と同様として法律改正をいたすことといたしました。それから、選任及び解任につきまして、取締役と異なって、監査役に関してはこの改正案では、選任、解任に関する意見陳述権というものを与えてございます。これは監査役の不当な解任あるいは不適当な監査役の選任というふうなものを、機関である監査役自身にその種の権限行使によって防止させようという趣旨でございます。そのほか、その地位保障の方法といたしましては、この任期の伸長もまさにその一つでございますが、先ほど二年と申し上げましたのも、実は取締役の任期と同任期でございますが、取締役の場合は二年をこえることを得ずという法律の規定でございます。これは会社の自治によりまして、定款で一年の任期も定め得るという制度でございますが、監査役に関しましては、二年目の最終の定時総会の終結まで、つまり定款でもこれ以下には減縮できないというふうな法律上の最長、最短期を定めた改正になっております。

で、この種の規定を設けてはおりますけれども、先生の御指摘のとおり、この制度を実効あるように運用するためには、会社自身の監査役に対する心がまえ、企業自身の心がまえというものが非常に重要なポイントになろうかと思います。幸い最近の経済界の実情からは、この改正法の新監査役というものをあらかじめすでに人事の対象になすって、それらしい実力ある者を置こうという動きが出てきておるように拝聴しております。したがって、この制度が実施されるときには、この制度にふさわしい実力ある監査役というものが備わってくるのではなかろうかと、このように考えておるわけでございます。

○原文兵衛君　改正案の中のこの監査制度以外の点について若干御質問したいと思います。

まず、その三十二条の二項でございますが、「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」というふうに定められておりますが、この「公正ナル会計慣行」というのは、具体的には何をいうのかという点。

それからもう一つは、中小企業などでは、その実情からいって、記帳義務をあまりこうむずかしいことをしているのはまだ必ずしも実情にそぐわないんじゃないか、実態に即していないんじゃないかというような批判も出ているんですが、これについてどういうふうにお考えになるか、これをひとつ。

○説明員（田邊明君）　商法総則三十二条以下の改正でございますが、これは商業帳簿の改正で、その中に御指摘の第一点、商業帳簿の作成の規定の解釈について、公正な会計慣行をしんしゃくすべしという規定が置かれました。これを置きました理由は、今回の改正で商法の一部改正以外に、いわゆる特例法で、公認会計士が大規模会社に関して会計監査を商法上の義務としていたします。その場合に、現在公認会計士は、御案内のように、証券取引法に基づいて監査をいたしております。この場合の監査の基準というものが、大蔵省の企業会計審議会の意見になります企業会計原則というものを踏まえて監査をいたしております。で、改正法による商法の監査は、商法に予定されております計算規定を基準として監査をいたすわけでございますが、この企業会計原則が現在修正されて、その案が示されておりますが、修正前は商法の規定とそごする部分がずいぶんございました。そこで、商法と企業会計原則の調整作業が進められまして、昭和四十四年の十二月に企業会計原則修正案というものが示され、同時に商法の側についても修正すべき点について意見が述べられて、今回の改正案で、三十二条及び、先ほど局長が説明いたしましたような子会社株式の評価規定というような技術的な点についても改正を遂げることになったわけでございます。そこで、しんしゃく規定を置きました趣旨は、企業会計原則というものが、現在企業会計の一般にならわしとして行なわれているものの中から公正なものを要約したものが企業会計原則だとなされております。したがって、会計士監査におきましても、修正された企業会計原則というものを踏まえて従前と同じように監査を行なえば、商法の会計基準にも合した監査ができる、その趣旨を明確にするための規定として、しんしゃくという趣旨の規定を置いたわけでございます。ただ、法文上は「公正ナル会計慣行」という表現になっておりますが、それは、申し上げた企業会計原則の修正案等を含む一般の会計のならわし、そのうち商法のたてまえから見て公正だと思われるものに準拠する、あるいはそういうものをくみ入れて監査をするということを明らかにするための規定でございます。

それから第二点の、中小企業者あるいは零細な企業者に関する記帳義務の問題でございますが、現在の商法総則では、一般の個人商人を始めとして会社すべてに商業帳簿の作成を義務づけておりますが、株式会社については、別に法律で明確にいたしておりますように、損益計算書、貸借対照表、財産目録、商業会計帳簿、これらの作成を命じているわけでございます。しかし、個人商人につきましては、日記帳それから貸借対照表、財産目録、こういうものを作成しなければならないという規定になっております。今回の改正では、そのうちの財産目録を削除いたしまして、これにかえて損益計算書というものを作成すべきように改正になりました。しかし、現在でも一般の商人が会計帳簿を作成し、貸借対照表をつくっているという前提から見ますと、損益計算書というものの作成を義務づけても、特に大きい負担を課すことにはならないのではないか、ただ損益計算書と申しましても、株式会社についてはすでにその書式等を法定いたしておりますけれども、一般の商人につきましてはそれぞれの営業の規模に応じた損益計算書というものがつくられることとなろうかと思いますので、特段に大きい負担をかけることはないと思います。過般衆議院におきましても附帯決議で、この点につきましては行政指導として、過酷な記帳義務、表現といたしましては複式簿記を強制するようなことにならないようにという御趣旨の決議をいただきましたので、政府としては格段の努力をするつもりでおります。

○原文兵衛君　累積投票制度を改正するわけでございますが、その理由をお伺いしたいのです。そ

れは、わが国における累積投票制度が、一体その実情はどんなふうになっているか。それから、外国ではこういうようなものはどういうふうに運用されているのかという点について、簡単に御説明願いたいと思います。

○説明員（田邊明君）　累積投票制度は、昭和二十五年の商法改正で商法に入ったものでございますが、その制度は、御存じのとおり二人以上の取締役を選びます場合に、一株一議決権の原則を広げて、その選任すべき取締役の数に応じて議決権がふえる、ふえた議決権を、一括して同一人もしくは分散して二名以上に投票してもよいという制度でありまして、ねらうところは、少数の株主の代表者も取締役会に送り込めるという制度でございます。これを取り入れましたときの情勢は、主として占領軍の意図というものが相当強く働いたそうでございますが、またその背景に、アメリカにおけるこの制度が、過半数の州でこの制度をとっておったという背景があったようでございます。

〔理事白木義一郎君退席、委員長着席〕

取り入れについてはいろいろな問題があったわけでございますが、現在この制度の運用の状態を見てみますと、法改正後にこれを使ったという実例が非常に少のうございます。反面、それぞれの会社では、ほとんどの会社がこの累積投票制度を採用しないという趣旨の定款をつくっているのが実情でございます。ただ著名な新聞社等で、一社ございますが、この累積投票の制度が使われているという実例はございますけれども、一般の会社では非常に少ない。今回の改正の理由といたしましては、要望といたしましては、外資の導入が活発になった場合に、外国資本が日本に入って日本の株式会社に投資を始めた場合には、この累積投票の制度を現行の法のままで残しますと、外国支配に屈するようなことになりかねない、これが改正の要望点でございましたが、法制審議会の結論としては、この制度そのものは存置しても差しつかえない、しかし、その制度の採否は企業の自治にゆだねていいのではないか、それぞれの体質によってきめさせてよろしい、これがまあ改正の理由でございました。現行法では、いま申し上げましたように、すべての企業はとんどがこの制度を排除いたしておりますけれども、現行法では四分の一、つまり発行済み株式総数の四分の一以上を持つ株主が請求いたしますと、排除しておった場合にもこの制度を使わなければならないということになっておるわけで、今回の改正では、この四分の一以上の請求という部分を削除することとなったわけでございます。制度は残りますが、その採否は会社の定款できめさせよう、こういう改正でございます。

○原文兵衛君　商法改正についてはもう時間もありませんので、その程度にいたします。

そうて株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案について若干御質問いたしたいと思いますが、特例法によると、会計監査人が取締役会によって選任あるいは解任されるということになっております。また、監査される会社から報酬を受けるというようなことになっているわけでございますが、それはまあ、とりもなおさず業務執行取締役の影響のもとに置かれるというようなことになろうかと思うのでございます。そうなりますと、せっかく粉飾決算防止のための監査の厳正化をはかろうというのが改正の趣旨であろうと思いますが、はたしてその趣旨を全うすることができるのかどうかという点について、たいへん疑問に思うわけでございます。この点についてひとつ御説明いただきます。

○説明員（田邊明君）　御指摘のとおりでございまして、当該企業から選任されて報酬を受ける者が適正な監査ができるかという問題点でございますが、まず、世界の各種の立法例をも調べてみましたし、世界における各会計監査制度の上でこの種の専門会計士の報酬のあり方というものを見てみましても、おおむね一律に、自由職業人としては、その監査を依頼される相手方から報酬を受けるけれども、その精神的な独立を貫くだけの資質を持っている、そういう前提で、国家あるいは社会が厳正な選抜によって特別の業種として認めている職業人の集団である。日本におきましても、おっしゃるように、企業から報酬を取りますけれども、外部第三者的な地位の独立性というものは当該監査人の職業的な特別の義務によって担保されるというふうに考えるべきであろうかと思います。この制度につきましては、極端な場合を考えますと、むしろ企業からでなしに、国家からでもその種の報酬を支給してこの種の仕事をさしてはどうかという議論も出たわけでございますけれども、やはりこの会計監査人というふうな専門家の職業制度を維持するためには、自由職業人の地位というものを確保しながらその精神的な独立性に依存してこの制度を動かすほうがわが国の実情に合うのではないか、こういうふうに考えるわけでございます。ただ法制上は、今回の会計監査人の選任及び解任に関しましても、取締役会の決定の前に監査役の過半数の同意が必要であるという法制にいたしました。これは、同じく監査を会社の機関として担当する人たちの意見というものをいれて、これによって会計監査人の不当な解任あるいは不適当な会計監査人の選任というものを阻止するというたてまえにいたしたわけでございます。ただ、衆議院の附帯決議におきましてもこの点に触れられて、おっしゃるような独立性を確保するために、選任その他の方法についてさらに適当な方途を講ずるようにという決議をいただきましたので、この制度についてはさらに独立性を確保するための措置というものを十分検討いたしたいと思っております。

○原文兵衛君　いまのこの会計監査人監査を創設するわけでございますが、そうしますと、監査役の会計監査権と会計監査人の会計監査権とが競合するようなことが考えられないか、その競合によって会社運営に支障を生ずるというようなおそれがないのかというような点、さらにまた、監査役の権限強化をはかろうとする商法改正の趣旨と反するんじゃないのかというようなことを感じるわけでございますが、この点についてはどうでしょうか。

○説明員（田邊明君）　今回の改正で、資本金五億円以上の株式会社に関しましては、公認会計士等からなる会計監査人の参加がございます。同時に監査役につきましては、従前の会計監査の権限から、これを含む業務一般の監査権限を与えられることになります。その面では、会計監査の面に関しては監査役と公認会計士等が重複して監査をすることになるわけでございますが、法律案の趣旨といたしましては、これらの巨大会社につきましては専門の会計監査人の監査というものを正面に押し出して、そして監査役自身はむしろ一般的な業務監査のほうに力を注いでもらうようにしたい、こういう立案の方向をとっております。その具体的なあらわれは、監査報告書の記載事項にも示されましたように、まず専門の会計士が監査をいたしました会計監査に関する意見を監査役に伝えることといたしまして、監査役は独自の立場でその監査意見を審査して、みずからも同意見でありますときには、その監査報告書にはその部分を省略して報告書を作成してよろしい、ただし、意見の異なるときには、その部分に関して独自の監査をいたすというふうなたてまえにいたしてございます。多くの場合には、両者の意見が食い違うというふうなことはきわめてまれだと思いますが、監査役と会計士の関係が、いま申し上げましたように専門家のほうから事前にまず意見を示すという形をとっておりますために、おそらくその決算の結果が法律に反するような不当なものである場合には、事前に監査役みずからも動いてその決算内容が修正される、もしそれをしないで両者の意見、片っ方が適法であり、片一方が違法であるという意見を付しました場合には、株主総会自身がその決算を承認しないというふうな結果となることになろうと思いますので、事前に経理不正というふうなものは防止される、それがまた改正のねらいでもあると申し上げていいと思います。

○原文兵衛君　これは最後にお伺いしますが、先

ほどもお答えの中にちょっとあったんですけれども、税理士会連合会で、今度の商法関係の改正によって会計監査人による会計監査を導入することが税理士の職域を侵すということにならないかというようなことで、かなり強い反対が前々からあったわけです。そのような心配があるならば、これに対してどういうような手当てを施したらどうか、先ほども五億円以上にしたということ、さらにまた衆議院の修正でこれを十億円以上の一般会社にしたというようなことも、これに対する一つの手当てかと思うのでございますけれども、これらの点について最後にお伺いしたいと思います。

○説明員（田邊明君）　御指摘の点につきましては、原案がまず五億円で切ったという重要な点が、御指摘のようにやはり対象会社をしぼっていくという方法によって、これらの反対意見に対してこたえをした。で、基本法の改正によって特定のある業種の方々がその職を奪われるということになれば、これは非常に重大なことでございますから、その配慮をいろいろしたわけでございますが、もう一点税理士の危惧される点は、現在公認会計士が当然に税理士の仕事もできるというたてまえになっております。このことから問題が出てまいりまして、個人としての公認会計士に関しましては、監査をする会社から税務業務によって報酬をもらっているというふうな関係のある場合には、もう監査そのものをしてはならない、この制度で確立しているわけでございますが、監査法人の場合が問題であるとされたわけでございます。監査法人は五人以上の公認会計士である社員が集まって形成しておるわけでございますが、現在の規制では、そのうちの二分の一以上の者、つまり三名以上の人がその会社から公認会計士の仕事以外の仕事で報酬をもらっている場合には、その会社の監査をしてはならない、こういう規制のままであれば、依然として監査法人に関しては、税金の仕事もやり、そうして法人としての監査の仕事をするではないかという反論がございましたために、衆議院における附帯決議でも取り上げられましたように、監査法人の社員の行ないます税務業務についても厳正な規制をするというふうな措置を講ずることといたしましたので、実質的にも法制的にもこれらの団体で危惧されるような問題は残らない、こういうふうに私どもは考えております。

○委員長（原田立君）　三案に対する質疑は本日はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十九分散会

六月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、「出入国法案」反対に関する請願（第三一九六号）（第三一九七号）（第三二〇四号）（第三二九四号）

一、保護司活動強化のための財政措置等に関する請願（第三二〇九号）（第三四二四号）（第三四四九号）（第三四五七号）

第三一九六号　昭和四十八年六月十五日受理

「出入国法案」反対に関する請願

請願者　京都市南区東九条柳下町三　李応圭外二千名

紹介議員　村田　秀三君

この請願の趣旨は、第二〇九六号と同じである。

第三一九七号　昭和四十八年六月十五日受理

「出入国法案」反対に関する請願

請願者　新潟市北葉町二ノ六　姜宅中外百八十一名

紹介議員　原田　立君

この請願の趣旨は、第二〇九六号と同じである。

第三二〇四号　昭和四十八年六月十五日受理

「出入国法案」反対に関する請願

請願者　福島県郡山市清水台二ノ一三ノ三　○金弘修外九百九十九名

紹介議員　岩間　正男君

この請願の趣旨は、第二〇九六号と同じである。

第三二九四号　昭和四十八年六月十五日受理

「出入国法案」反対に関する請願

請願者　京都市南区吉祥院御池町二三ノ一　洪斗昌外七十名

紹介議員　白木義一郎君

この請願の趣旨は、第二〇九六号と同じである。

第三二〇九号　昭和四十八年六月十五日受理

保護司活動強化のための財政措置等に関する請願

請願者　茨城県猿島郡三和町大字尾崎九五四　大山真成

紹介議員　中村　登美君

この請願の趣旨は、第二七〇二号と同じである。

第三四二四号　昭和四十八年六月二十日受理

保護司活動強化のための財政措置等に関する請願

請願者　鳥取市西町三ノ二〇一鳥取保護観察所内鳥取保護区保護司会鳥取地区会内　児島善祥

紹介議員　宮崎　正雄君

この請願の趣旨は、第二七〇二号と同じである。

第三四四九号　昭和四十八年六月二十一日受理

保護司活動強化のための財政措置等に関する請願

請願者　島根県益田市東町二五ノ三三　神一倫道

紹介議員　山本　利壽君

この請願の趣旨は、第二七〇二号と同じである。

第三四五七号　昭和四十八年六月二十一日受理

保護司活動強化のための財政措置等に関する請願

請願者　山口県萩市津守町一九　難波俊道

紹介議員　吉武　恵市君

この請願の趣旨は、第二七〇二号と同じである。

七月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、商法の一部を改正する法律案

一、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案

一、商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

商法の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律

商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条から第三十四条までを次のように改める。

第三十二条　商人ハ営業上ノ財産及損益ノ状況ヲ明カニスル為会計帳簿、貸借対照表及損益計算書ヲ作ルコトヲ要ス

商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ

第三十三条　会計帳簿ニハ左ノ事項ヲ整然且明瞭ニ記載スルコトヲ要ス

一　開業ノ時及毎年一回一定ノ時期ニ於ケル営業上ノ財産及其ノ価額、会社ニ在リテハ成立ノ時及毎決算期ニ於ケル営業上ノ財産及其ノ価額

二　取引其ノ他営業上ノ財産ニ影響ヲ及ボスベキ事項

貸借対照表ハ開業ノ時及毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ成立ノ時及毎決算期ニ於テ会計帳簿ニ基キ之ヲ作ルコトヲ要ス

損益計算書ハ毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ毎決算期ニ於テ会計帳簿ニ基キ之ヲ作ルコトヲ要ス

貸借対照表及損益計算書ハ之ヲ編綴シ又ハ特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

貸借対照表及損益計算書ニハ作成者之ニ署名スルコトヲ要ス

第三十四条　会計帳簿ニ記載スベキ財産ノ価額ニ付テハ左ノ規定ニ従フ

一　流動資産ニ付テハ其ノ取得価額、製作価額又ハ時価ヲ附スルコトヲ要ス但シ時価ガ取得価額又ハ製作価額ヨリ著シク低キトキハ其ノ価格ガ取得価額又ハ製作価額迄回復スルト認メラルル場合ヲ除クノ外時価ヲ附スルコトヲ要ス

二　固定資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附シ毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為シ予測スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス

三　金銭債権ニ付テハ其ノ債権金額ヨリ取立ツルコト能ハザル見込額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第百五十三条第一項中「財産目録及貸借対照表」を「貸借対照表及損益計算書」に改める。

第二百九条第一項中「前条ノ金銭」の下に「若ハ第二百九十三条ノ二第三項ノ代金」を加える。

第二百二十四条ノ三第二項中「二月」を「三月」に改め、同条第三項中「二月内」を「三月内」に改める。

第二百四十条第二項中「前条第五項」を「第二百三十九条第五項」に改める。

第二百四十七条第一項中「又ハ取締役」を「、取締役又ハ監査役」に改める。

第二百四十九条第一項ただし書中「取締役」の下に「又ハ監査役」を加える。

第二百五十六条ノ三第一項中「会社ニ対シ会日ヨリ五日前ニ書面ヲ以テ」を「定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外会社ニ対シ」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第五項中「第一項」を「第二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ請求ハ会日ヨリ五日前ニ書面ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第二百五十六条ノ四を削る。

第二百五十九条ノ二中「各取締役」の下に「及各監査役」を加える。

第二百五十九条ノ三中「取締役全員」を「取締役及監査役ノ全員」に改める。

第二百六十条ノ三第二項中「取締役」の下に「及監査役」を加え、同条を第二百六十条ノ四とし、第二百六十条ノ二の次に次の一条を加える。

第二百六十条ノ三　監査役ハ取締役会ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第二百六十一条ノ二を削る。

第二百六十六条第一項中「配当セラレタル額」を「配当又ハ分配ノ為サレタル額」に改め、同項第一号中「提出シタルトキ」を「提出シ又ハ第二百九十三条ノ五第三項ノ規定ニ違反スル金銭ノ分配ヲ為シタルトキ」に改める。

第二百六十六条ノ三第一項中「、第二百八十一条ニ掲グル書類若ハ第二百九十三条ノ五ノ附属明細書」を「若ハ第二百八十一条第一項ノ書類」に改める。

第二百七十三条及び第二百七十四条を次のように改める。

第二百七十三条　監査役ノ任期ハ就任後二年内ノ最終ノ決算期ニ関スル定時総会ノ終結ノ時迄トス

最初ノ監査役ノ任期ハ前項ノ規定ニ拘ラズ就任後一年内ノ最終ノ決算期ニ関スル定時総会ノ終結ノ時迄トス

前二項ノ規定ハ定款ヲ以テ任期ノ満了前ニ退任シタル監査役ノ補欠トシテ選任セラレタル監査役ノ任期ヲ退任シタル監査役ノ任期ノ満了スベキ時迄トヲ為スコトヲ妨ゲズ

第二百七十四条　監査役ハ取締役ノ職務ノ執行ヲ監査ス

監査役ハ何時ニテモ取締役ニ対シ営業ノ報告ヲ求メ又ハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第二百七十四条の次に次の二条を加える。

第二百七十四条ノ二　取締役ハ会社ニ著シキ損害ヲ及ボス虞アル事実ヲ発見シタルトキハ直ニ監査役ニ之ヲ報告スルコトヲ要ス

第二百七十四条ノ三　他ノ株式会社ノ発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式又ハ他ノ有限会社ノ資本ノ過半ニ当ル出資口数ヲ有スル会社（以下親会社ト称ス）ノ監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為必要アルトキハ其ノ株式会社又ハ有限会社（以下子会社ト称ス）ニ対シ営業ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

他ノ株式会社ノ発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式ヲ親会社及子会社又ハ子会社ガ有スルトキハ其ノ株式会社モ亦其ノ親会社ノ子会社ト看做ス他ノ有限会社ノ資本ノ過半ニ当ル出資口数ヲ親会社及子会社又ハ子会社ガ有スルトキ亦同ジ

親会社ノ監査役ハ第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ求メタル場合ニ於テ子会社ガ遅滞ナク報告ヲ為サザルトキ又ハ其ノ報告ノ真否ヲ確ムル為必要アルトキハ報告ヲ求メタル事項ニ関シ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第二百七十五条中「会計ニ関スル書類ヲ調査シ」を「議案及書類ヲ調査シ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不当ナル事項アリト認ムルトキハ」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第二百七十五条ノ二　取締役ガ会社ノ目的ノ範囲内ニ在ラザル行為ヲ為シ之ニ因リ会社ニ著シキ損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ監査役ハ取締役ニ対シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得

第二百七十五条ノ三　監査役ハ株主総会ニ於テ監査役ノ選任又ハ解任ニ付意見ヲ述ブルコトヲ得

第二百七十五条ノ四　会社ガ取締役ニ対シ又ハ取締役ガ会社ニ対シ訴ヲ提起スル場合ニ於テハ其ノ訴ニ付テハ監査役会社ヲ代表ス会社ガ第二百六十七条第一項ノ請求ヲ受クルニ付亦同ジ

第二百七十六条中「監査役ハ」の下に「会社又ハ子会社ノ」を加える。

第二百八十条中「第二百五十六条第三項」を「第二百五十六条ノ二」に改める。

第二百八十条ノ二第一項に次の一号を加える。

九　第二百八十条ノ九ノ二第一項ノ規定ニ依リ新株ノ発行価額ノ一部ノ払込ヲ要セザルモノトヲ為ス旨及発行価額中払込ヲ為サシムル金額

第二百八十条ノ六第三号中「第四号」の下に「及第九号」を加える。

第二百八十条ノ七中「発行価額」の下に「又ハ第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額」を加える。

第二百八十条ノ九の次に次の一条を加える。

第二百八十条ノ九ノ二　第二百九十三条ノ三第一項ノ規定ニ依リ準備金ヲ資本ニ組入レタル会社ガ券面額ヲ発行価額トシテ額面株式ヲ発行スル場合ニ於テ株主ニ新株ノ引受権ヲ与ヘ且其ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキモノト定ムルトキハ資本ニ組入レタル準備金ノ額ヲ新株ノ数ヲ以テ除シタル額ヲ超エザル範囲内ニ於テ発行価額ノ一部ノ払込ヲ要セザルモノトヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ発行価額ノ一部ノ払込ヲ要セザル株式ヲ発行シタル場合ニ於テ第二百八十条ノ三ノ三第二項ノ株式アルトキハ会社ハ其ノ株式ニ付株主ヲ募集スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ四第一項但書ノ端数ノ合計数ニ相当スル株式ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ株主ヲ募集セズ取締役会ノ決議ヲ以テ株主ガ新株ノ引受権ヲ有スルモノト看做シテ之ヲ売却スルコトヲ得

第二項ノ株式ノ発行価額ニ付テハ第二百二条第

三項ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ其ノ発行価額ハ第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額ヲ下ルコトヲ得ズ

会社ハ第二項ノ株式ノ発行価額ト第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額トノ差額及第三項ノ売却ノ代金ノ合計額ヲ第二百八十条ノ四第一項但書ノ端数ニ相当スル株式ヲ有スル株主及第二百八十条ノ五第四項ノ規定ニ依リ新株ノ引受権ヲ失ヒタル者ニ夫々其ノ端数及新株ノ数ニ応ジテ交付スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ十五第二項中「又ハ取締役」を「、取締役又ハ監査役」に改める。

第二百八十一条を次のように改める。

第二百八十一条　取締役ハ毎決算期ニ左ノ書類及其ノ附属明細書ヲ作ルコトヲ要ス

一　貸借対照表

二　損益計算書

三　営業報告書

四　準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案

前項ノ書類ハ監査役ノ監査ヲ受クルコトヲ要ス

第二百八十一条の次に次の三条を加える。

第二百八十一条ノ二　取締役ハ定時総会ノ会日ヨリ七週間前ニ前条第一項各号ニ掲グル書類ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

第二百八十一条ノ三　監査役ハ前条ノ書類ヲ受領シタル日ヨリ四週間内ニ監査報告書ヲ取締役ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ監査報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　監査ノ方法ノ概要

二　会計帳簿ニ記載スベキ事項ノ記載ナク若ハ不実ノ記載アルトキ又ハ貸借対照表若ハ損益計算書ノ記載ガ会計帳簿ノ記載ト合致セザルトキハ其ノ旨

三　貸借対照表及損益計算書ガ法令及定款ニ従ヒ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示シタルモノナルトキハ其ノ旨

四　貸借対照表又ハ損益計算書ガ法令又ハ定款ニ違反シ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示サザルモノナルトキハ其ノ旨及事由

五　営業報告書ノ内容ガ真実ナルヤ否ヤ

六　準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案ガ法令及定款ニ適合スルヤ否ヤ

七　準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案ガ会社財産ノ状況其ノ他ノ事情ニ照シ著シク不当ナルトキハ其ノ旨

八　取締役ノ職務遂行ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実アリタルトキハ其ノ事実

九　監査ノ為必要ナル調査ヲ為スコト能ハザリシトキハ其ノ旨及理由

第二百八十一条ノ四　取締役ハ定時総会ノ会日ヨリ三週間前ニ第二百八十一条第一項ノ附属明細書ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

監査役ハ前項ノ書類ヲ受領シタル日ヨリ二週間内ニ同項ノ書類ニ関スル監査報告書ヲ取締役ニ提出スルコトヲ要ス

第二百八十二条第一項中「前条ニ掲グル書類及監査役ノ報告書」を「第二百八十一条第一項ノ書類及監査報告書」に改める。

第二百八十三条第一項中「第二号乃至第五号」を「第一項各号」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

定時総会ノ招集ノ通知ニハ前項ノ書類及第二百八十一条ノ三第一項ノ監査報告書ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第二百八十五条中「貸借対照表及財産目録」を「会計帳簿ニ記載スベキ財産ノ価額」に、「第二百八十五条ノ二」を「第三十四条第二号ノ外第二百八十五条ノ二及第二百八十五条ノ四」に改める。

第二百八十五条ノ三を次のように改める。

第二百八十五条ノ三　削除

第二百八十五条ノ六第二項中「及第二項」を削り、「株式ニ」の下に「、同条第二項ノ規定ハ取引所ノ相場アル株式ニシテ子会社ノ株式以外ノモノニ」を加える。

第二百八十八条中「十分ノ一以上ヲ」の下に「、第二百九十三条ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ス毎ニ其ノ分配額ノ十分ノ一ヲ」を加える。

第二百八十八条ノ二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第二百八十条ノ九ノ二第二項ノ規定ニ依リ株主ヲ募集シタル株式ニ付テハ前項第一号ノ額ハ之ヲ資本準備金ト為スコトヲ要セズ

第二百九十三条ノ二第三項中「ニ付テハ第一項ノ規定ヲ適用セズ」を「ニ付新ニ発行シタル株式ヲ競売シ且其ノ端数ニ応ジテ其ノ代金ヲ株主ニ交付スルコトヲ要ス但シ取引所ノ相場アルモノハ其ノ相場ヲ以テ之ヲ売却シ取引所ノ相場ナキモノハ裁判所ノ許可ヲ得テ競売以外ノ方法ニ依リ之ヲ売却スルコトヲ妨ゲズ」に改め、同条第六項に次のただし書を加える。

但シ第三項ノ株式ニ付テハ其ノ通知ヲ為スコトヲ要セズ

第二百九十三条ノ三第三項中「前条第六項」を「前条第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル新株ノ発行ニ付一株ニ満タザル端数ヲ生ズル場合ニ、同条第六項」に改める。

第二百九十三条ノ四第二項中「場合ニ」の下に「、同条第一項及第二項ノ規定ハ分割ニ適セザル数ノ株式アル場合ニ」を加える。

第二百九十三条ノ五を次のように改める。

第二百九十三条ノ五　営業年度ヲ一年トスル会社ハ定款ヲ以テ一営業年度ニ付一回ニ限リ営業年度中ノ一定ノ日ヲ定メ其ノ日ニ於ケル株主ニ対シ取締役会ノ決議ニ依リ金銭ノ分配ヲ為スコトヲ得ル旨ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ決議ハ同項ノ一定ノ日ヨリ三月内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ金銭ノ分配ハ最終ノ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ之ヲ為スコトヲ得

一　最終ノ決算期ニ於ケル資本及準備金ノ合計額

二　最終ノ決算期ニ関スル定時総会ニ於テ積立テタル利益準備金及金銭ノ分配ノ時ニ積立ツルコトヲ要スル利益準備金ノ合計額

三　最終ノ決算期ニ於テ第二百八十六条ノ二及第二百八十六条ノ三ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額ノ合計額ガ前二号ノ準備金ノ合計額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額

四　最終ノ決算期ニ関スル定時総会ニ於テ利益ヨリ配当シ又ハ支払フモノト定メタル額

取締役ハ其ノ営業年度ノ終ニ於テ貸借対照表上ノ純資産額ガ第二百九十条第一項各号ノ金額ノ合計額ヲ下ル虞アルトキハ第一項ノ金銭ノ分配ヲ為スコトヲ得ズ

営業年度ノ終ニ於テ前項ノ純資産額ガ同項ノ合計額ヲ下リタル場合ニ於テハ第一項ノ金銭ノ分配ヲ為シタル取締役ハ会社ニ対シ連帯シテ其ノ差額、若シ分配シタル金銭ノ額ガ其ノ差額ヨリ少ナキトキハ分配シタル金銭ノ額ニ付賠償ノ責ニ任ズ但シ取締役ガ前項ノ虞ナキモノト認ムルニ付注意ヲ怠ラザリシコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ金銭ノ分配ハ第二百九条第一項、第二百二十二条第一項、第二百四十二条第一項、第二百二十一条第四項及第二百九十三条ノ規定ノ適用ニ付テハ利益ノ配当ト看做シ、第一項ノ一定ノ日ハ第二百二十二条ノ六但書ノ規定ノ適用ニ付テハ営業年度ノ終ト看做ス

第二百六十六条第二項乃至第四項ノ規定ハ第五項ノ取締役ノ責任ニ、第二百九十条第二項ノ規定ハ第三項ノ規定ニ違反シテ金銭ノ分配ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ二第二項及び第三項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於テハ左ノ事項ニシテ定款ニ定ナキモノハ取締役会之ヲ定ム但シ定款ヲ以テ株主

総会ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　転換社債ノ総額

二　転換ノ条件

三　転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容

四　転換ヲ請求シ得ベキ期間

五　転換ニ因リテ発行スベキ無額面株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

六　株主ニ転換社債ノ引受権ヲ与フル旨及引受権ノ目的タル転換社債ノ額

七　株主以外ノ者ニシテ之ニ対シ特ニ有利ナル転換ノ条件ヲ附シタル転換社債ヲ発行スベキモノ及之ニ対シ発行スル転換社債ノ額

株主以外ノ者ニ対シ特ニ有利ナル転換ノ条件ヲ附シタル転換社債ヲ発行スルニハ定款ニ之ニ関スル定アルトキト雖モ其ノ者ニ対シ発行スルコトヲ得ベキ転換社債ノ額、発行価額、転換ノ条件、転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容及転換ヲ請求シ得ベキ期間ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議アルコトヲ要ス

第三百四十一条ノ二に次の二項を加える。

前項ノ決議ハ決議後最初ニ発行スル転換社債ニシテ其ノ日ヨリ六月内ニ発行スベキモノニ付テノミ其ノ効力ヲ有ス

第二百八十条ノ二第二項後段及第三項ノ規定ハ第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ二の次に次の四条を加える。

第三百四十一条ノ二ノ二　会社ハ転換社債ヲ発行スルトキハ転換社債ノ総額、発行価額、転換ノ条件、転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容、転換ヲ請求シ得ベキ期間及募集ノ方法ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス

会社ハ前項ノ公告又ハ通知ノ日ヨリ二週間ヲ経過シタル後ニ非ザレバ転換社債ノ割当ヲ為スコトヲ得ズ

第三百四十一条ノ二ノ三　前条ノ規定ハ第三百四十一条ノ二第二項第六号ノ引受権ノ目的タル転換社債、同条第三項ノ決議アリタル転換社債、第三百四十一条ノ二ノ四第一項但書ノ端数ノ合計数ニ相当スル転換社債及転換社債ノ引受権ヲ有スル者ガ第三百四十一条ノ二ノ五第二項ノ規定ニ依リ其ノ権利ヲ失ヒタル転換社債ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三百四十一条ノ二ノ四　転換社債ノ引受権ヲ有スル株主ハ其ノ有スル株式ノ数ニ応ジテ転換社債ノ割当ヲ受ク但シ各転換社債ノ金額中最低額ニ満タザル端数ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二百八十条ノ四第二項ノ規定ハ株主ガ転換社債ノ引受権ヲ有スベキ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ二ノ五　株主ガ転換社債ノ引受権ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ対シ其ノ者ガ引受権ヲ有スル転換社債ノ額、発行価額、転換ノ条件、転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容、転換ヲ請求シ得ベキ期間及一定ノ期日迄ニ転換社債ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ権利ヲ失フベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ五第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ七に第一項として次のように加える。

第二百二十二条ノ二第二項、第二百八十条ノ十及第二百八十条ノ十一ノ規定ハ転換社債ノ発行ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十九条第一項ただし書中「競売ニ代ヘ」を「取引所ノ相場アルモノハ其ノ相場ヲ以テ之ヲ売却シ取引所ノ相場ナキモノハ」に、「他ノ方法」を「競売以外ノ方法」に改める。

第三百八十条第二項及び第三百八十一条第一項中「取締役」の下に「、監査役」を加える。

第四百六条ノ二の次に次の一条を加える。

第四百六条ノ三　最後ノ登記後五年ヲ経過シタル会社ハ本店ノ所在地ヲ管轄スル登記所ニ未ダ営業ヲ廃止セザル旨ノ届出ヲ為スベキ旨ヲ法務大臣ガ官報ヲ以テ公告シタル場合ニ於テ其ノ公告ノ日ニ既ニ最後ノ登記後五年ヲ経過シタル会社ガ同日ヨリ二月内ニ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ其ノ届出ヲ為サザルトキハ其ノ会社ハ其ノ期間満了ノ時ニ解散シタルモノト看做ス但シ其ノ期間内ニ登記ヲ為シタル会社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ公告アリタルトキハ登記所ハ同項ノ会社ニ対シ其ノ公告アリタル旨ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ解散シタルモノト看做サレタル会社ハ其ノ後三年内ニ限リ第三百四十三条ニ定ムル決議ニ依リテ会社ヲ継続スルコトヲ得

第四百十五条中「取締役」の下に「、監査役」を加える。

第四百二十条を次のように改める。

第四百二十条　清算人ハ定時総会ノ会日ヨリ五週間前ニ貸借対照表及事務報告書ヲ、三週間前ニ其ノ附属明細書ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

監査役ハ定時総会ノ会日ヨリ一週間前ニ前項ノ書類ニ関スル監査報告書ヲ清算人ニ提出スルコトヲ要ス

清算人ハ定時総会ノ会日ノ一週間前ヨリ第一項ノ書類及前項ノ監査報告書ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

第二百八十二条第二項ノ規定ハ前項ノ書類ニ之ヲ準用ス

清算人ハ貸借対照表及事務報告書ヲ定時総会ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第四百二十八条第二項中「又ハ取締役」を「、取締役又ハ監査役」に改める。

第四百三十条第二項中「第二百六十一条ノ二」を「第二百六十一条」に、「乃至第二百七十六条、第二百七十八条、第二百八十二条乃至第二百八十四条及第二百九十三条ノ五乃至」を「、第二百七十四条ノ二、第二百七十五条、第二百七十五条ノ二、第二百七十六条、第二百七十八条、第二百八十三条第三項、第二百八十四条、第二百九十三条ノ六及」に改める。

第四百三十一条第一項及び第四百五十二条第一項中「清算人」の下に「、監査役」を加える。

第四百八十九条第三号中「利益又ハ利息ノ配当」を「利益若ハ利息ノ配当又ハ第二百九十三条ノ五第一項ノ金銭ノ分配」に改める。

第四百九十八条第一項第十九号中「第三十二条第一項ノ帳簿、第二百九十三条ノ五第一項ノ附属明細書」を「会計帳簿、第二百八十一条第一項若ハ第四百二十条第一項ノ附属明細書若ハ監査報告書」に改め、同項第二十号中「、第二百九十三条ノ五第一項」を削り、「第四百八条ノ二第一項」の下に「、第四百二十条第三項」を加え、同条第二項中「又ハ」を「若ハ」に改め、「譲渡シタルトキ」の下に「又ハ有限会社法第七十七条第一項若ハ第二項ニ掲グル者ガ本編ニ定ムル調査ヲ妨ゲタルトキ」を加える。

第四百九十八条ノ二中「登録税額」を「登録免許税額」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十九年一月一日から施行する。ただし、商法第二百九条第一項、第二百四十条第二項、第二百五十六条ノ三、第二百八十条ノ二第一項、第二百八十条ノ六第三号、第二百八十条ノ七、第二百九十三条ノ二、第二百九十三条ノ三第三項、第二百九十三条ノ四第二項、第三百四十一条ノ二、第三百四十一条ノ七、第三百七十九条第一項及び第四百九十八条ノ二の各改正規定、同法第二百五十六条ノ四を削る改正規定、同法第二百八十条ノ九の次に一条を加える改正規定、同法第三百四十一条ノ二の次に四条を加える改正規定、同法第四百六条ノ二の次に一条を加える改正規定並びに次条、附則第五条及び第十条から第十三条までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条　この法律による改正後の商法の規定は、

特別の定めがある場合を除いては、当該改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の商法の規定によつて生じた効力を妨げない。

（商業帳簿等に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に商人である者がこの法律の施行後最初に到来する改正後の商法第三十三条の一定の時期（会社にあつては、決算期をいう。以下この条及び次条において同じ。）以前において作成すべき商業帳簿及びその附属明細書並びに当該一定の時期以前においてする計算及び当該一定の時期に関する計算に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（流動資産及び固定資産の評価に関する経過措置）

第四条　改正後の商法第三十四条第一号及び第二号の規定の適用については、この法律の施行の際現に株式会社以外の商人である者がこの法律の施行後最初に到来する改正後の商法第三十三条の一定の時期以前に取得し、又は製作した資産は、当該一定の時期において附することができる最高価額（その額の範囲内で別に附した価額があるときは、その価額）をもつて、当該一定の時期の翌日に取得し、又は製作したものとみなす。

（累積投票に関する経過措置）

第五条　商法第二百五十六条ノ三の改正規定及び同法第二百五十六条ノ四を削る改正規定の施行の際現に取締役の選任について累積投票によらないことを定めた定款には、発行済株式の総数の四分の一以上に当たる株式を有する株主が累積投票によるべきことを求めることができる旨の定めがあるものとみなす。ただし、発行済株式の総数の四分の一以下の割合以上に当たる株式を有する株主がその請求をすることができる旨の定めがある場合は、この限りでない。

（会社と取締役又は清算人との間の訴えについての会社代表に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に存する株式会社が取締役若しくは清算人に対し、又は取締役若しくは清算人がその会社に対して提起する訴えについて会社を代表すべき者に関しては、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結前は、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（監査役に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に存する株式会社の監査役で、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結前に在任するものに関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2　前項の定時総会の終結の際現に在任する監査役は、同項の定時総会の終結と同時に退任する。

（定時総会の招集の通知に添附すべき書類に関する経過措置）

第八条　改正後の商法第二百八十三条第二項の規定は、この法律の施行後最初に到来する決算期以前の決算期に関する定時総会については、適用しない。

（子会社の株式の評価に関する経過措置）

第九条　この法律の施行の際現に存する株式会社がこの法律の施行後最初に到来する決算期において附則第三条の規定によりなおその例によるものとされる改正前の商法第二百八十五条ノ六第二項において準用する同法第二百八十五条ノ二第二項の規定により子会社の株式に時価を附した場合においては、改正後の商法第二百八十五条ノ六第一項及び同条第二項において準用する同法第二百八十五条ノ二第一項ただし書の規定の適用については、その附した時価を取得価額とみなす。

（株式による配当に関する経過措置）

第十条　商法第二百九十三条ノ二の改正規定の施行前に株主総会の招集に関する取締役会の決議があつた場合において、その株主総会の決議をもつて利益の配当の全部又は一部を新たに発行する株式をもつてするときは、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

（転換社債の発行に関する経過措置）

第十一条　転換社債に関する改正規定の施行前に転換社債の発行の決議があつたときは、その転換社債の発行に関しては、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

（資本の減少に関する経過措置）

第十二条　商法第三百七十九条第一項の改正規定の施行前に資本の減少の決議があつたときは、その資本の減少に関しては、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

（休眠会社に関する特例）

第十三条　昭和四十八年十一月一日において、最後の登記をした後十年を経過している株式会社は、その日に解散したものとみなす。

2　改正後の商法第四百六条ノ三第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第九十一条の二の規定は、第一項の規定による解散の登記について準用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十四条　この法律の施行前にした行為及びこの法律附則の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（小字及び――は修正）

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　資本の額が五億円以上の株式会社に関する特例（第二条―第二十一条）
第三章　資本の額が一億円以下の株式会社に関する特例（第二十二条―第二十七条）
第四章　罰則（第二十八条―第三十条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、資本の額が五億円以上の株式会社及び資本の額が一億円以下の株式会社における監査等に関し商法（明治三十二年法律第四十八号）の特例を定めるものとする。

第二章　資本の額が五億円以上の株式会社に関する特例

（会計監査人の監査）

第二条　資本の額が五億円以上の株式会社（以下この章において「会社」という。）は、商法第二百八十一条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる書類並びにその附属明細書について、監査役の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

（会計監査人の選任）

第三条　会計監査人は、監査役の過半数の同意を得て、取締役会の決議をもつて選任する。

2　会計監査人を選任したときは、取締役は、その旨を株主総会に報告しなければならない。

（会計監査人の資格）

第四条　会計監査人は、公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

2　次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一　会社又はその親会社若しくは子会社（商法第二百七十四条ノ三に規定する親会社又は子会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は使用人

二　業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

三　監査法人でその社員のうちに第一号又は前号に掲げる者が社員の半数以上を占めるもの　前二号に掲げる者

（会計監査人の職務を行なうべき社員の指名）

第五条　会計監査人に選任された監査法人は、その職務を行なうべき社員を指名し、これを会社に通知しなければならない。

2　前条第二項第一号又は第二号に掲げる者は、前項の規定による指名を受けることができない。

（会計監査人の解任）

第六条　会計監査人は、監査役の過半数の同意を得て、取締役会の決議をもつて解任することができる。

2　会計監査人を解任したときは、取締役は、その旨及び解任の理由を株主総会に報告しなければならない。

3　解任された会計監査人が前項の株主総会の会日の三日前までに会社に対して書面で解任についての意見を通知したときは、取締役は、その意見の要旨を株主総会に報告しなければならない。

（会計監査人の権限等）

第七条　会計監査人は、何時でも、会社の会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は取締役に対して会計に関する報告を求めることができる。

2　会計監査人は、その職務を行なうため必要があるときは、会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

3　会計監査人は、その職務を行なうため必要があるときは、子会社に対して会計に関する報告を求めることができる。

4　商法第二百七十四条ノ三第三項の規定は、前項の場合について準用する。

5　会計監査人は、その職務を行なうにあたつて第四条第二項第一号又は第二号に掲げる者を使用してはならない。

（取締役の不正行為等を発見した場合の会計監査人の報告義務）

第八条　会計監査人がその職務を行なうに際して取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、その会計監査人は、これを監査役に報告しなければならない。

（会計監査人の損害賠償責任）

第九条　会計監査人がその任務を怠つたことにより会社に損害を生じさせたときは、その会計監査人は、会社に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

第十条　会計監査人が重要な事項について第十三条第一項の監査報告書又は第十五条第二項の監査報告書に虚偽の記載をしたことにより第三者に損害を生じさせたときは、その会計監査人は、その第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。ただし、その職務を行なうについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

（会計監査人、取締役及び監査役の連帯責任）

第十一条　会計監査人が会社又は第三者に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、取締役又は監査役もその責めに任ずべきときは、その会計監査人、取締役及び監査役は、連帯債務者とする。

（計算書類等の提出期限）

第十二条　取締役は、定時総会の会日の八週間前までに、商法第二百八十一条第一項各号に掲げる書類を監査役及び会計監査人に提出しなければならない。

（会計監査人の監査報告書）

第十三条　会計監査人は、前条の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を監査役及び取締役に提出しなければならない。

2　前項の監査報告書には、商法第二百八十一条ノ三第二項第一号から第四号まで、第六号及び第九号に掲げる事項を記載しなければならない。

3　監査役は、会計監査人に対して、第一項の監査報告書につき説明を求めることができる。

（監査役の監査報告書）

第十四条　監査役は、前条第一項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を取締役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に送付しなければならない。

2　前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及び理由並びに自己の監査の方法の概要又は結果

二　会計以外の業務の監査の方法の概要

三　商法第二百八十一条ノ三第二項第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項

（計算書類等の附属明細書の監査）

第十五条　取締役は、定時総会の会日の四週間前までに、商法第二百八十一条第一項の附属明細書を監査役及び会計監査人に提出しなければならない。

2　会計監査人は、前項の書類を受領した日から二週間以内に、これに関する監査報告書を監査役及び取締役に提出しなければならない。

3　監査役は、前項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、第一項の書類に関する監査報告書を取締役に提出しなければならない。この場合において、会計監査人の報告を相当と認めたときは、監査役の監査報告書には、その旨を記載すれば足りる。

（監査報告書の備置き等）

第十六条　商法第二百八十二条の規定は、会計監査人の監査報告書について準用する。

（定時総会の招集通知への監査報告書謄本の添附）

第十七条　定時総会の招集の通知には、第十三条第一項の監査報告書の謄本及び第十四条第一項の監査報告書の謄本を添附しなければならない。

（定時総会における会計監査人の意見陳述）

第十八条　第二条の書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監査役と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が監査法人であるときは、その職務を行なうべき社員。次項において同じ。）は、定時総会に出席して意見を述べることができる。

2　定時総会において会計監査人の出席を求める決議があつたときは、会計監査人は、定時総会に出席して意見を述べなければならない。

（商法の適用除外）

第十九条　会社については、商法第二百八十一条ノ二から第二百八十一条ノ四までの規定は、適用しない。

（資本の額が増減した場合の経過措置）

第二十条　会社の資本の額が五億円未満となつた場合においては、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、第二条から前条までの規定を適用する。

第二十一条　会社以外の株式会社の資本の額が五億円以上となつた場合においては、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、第二条から第十九条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三章　資本の額が一億円以下の株式会社に関する特例

（監査役の職務及び権限）

第二十二条　資本の額が一億円以下の株式会社（以下この章において「会社」という。）の監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする会計に関する書類を調査し、株主総会にその意見を報告しなければならない。

2　監査役は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は取締役に対して会計に関する報告を求めることができる。

3　監査役は、その職務を行なうため必要があるときは、会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

4　前三項の規定は、会社の清算の場合について準用する。

（計算書類及び監査報告書の提出期限）

第二十三条　取締役は、定時総会の会日の五週間前までに、商法第二百八十一条第一項各号に掲げる書類を監査役に提出しなければならない。

2　監査役は、前項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を取締役に提出しなければならない。

（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）

第二十四条　会社が取締役に対し、又は取締役が会社に対して訴えを提起する場合には、その訴えについては、取締役会が定める者が会社を代表する。

2　株主総会は、前項の規定にかかわらず、会社を代表すべき者を定めることができる。

3　前二項の規定は、会社の清算人について準用する。

（商法の適用除外）

第二十五条　会社については、商法第二編第四章第三節、第四節及び第六節ノ二から第九節までの規定中株式会社の監査役に関する規定は、同法第二百三十八条、第二百七十三条、第二百七十四条ノ三、第二百七十五条ノ三、第二百七十六条から第二百七十八条まで、第二百八十条、第二百八十一条第二項、第二百八十一条ノ四、第二百八十二条、第二百八十四条、第二百九十四条第三項、第三百八十六条、第三百八十七条、第三百八十八条第二項、第三百九十四条第一項、第三百九十七条第三項、第三百九十八条第三項、第四百条、第四百十三条第三項、第四百十四条第一項、第四百二十条第一項から第四項まで、第四百三十条第二項において準用する第二百三十八条、第二百七十六条、第二百七十八条及び第二百八十四条、第四百三十二条（第四百五十四条第一項第六号に係る部分に限る。）、第四百三十七条、第四百四十四条第四項及び第四百五十二条第二項において準用する第三百九十条第一項、第四百五十三条、第四百五十四条並びに第四百五十六条第一項において準用する第四百条の規定を除き、適用しない。

（資本の額が増減した場合の経過措置）

第二十六条　会社の資本の額が一億円をこえることとなつた場合においては、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、第二十二条から前条までの規定を適用する。

2　前項の場合においては、監査役は、同項の定時総会の終結の時に退任する。

第二十七条　会社以外の株式会社の資本の額が一億円以下となつた場合においては、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、第二十二条から第二十五条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四章　罰則

第二十八条　会計監査人がその職務に関し不正の請託を受け、賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　会計監査人が監査法人である場合においては、会計監査人の職務を行なう社員がその職務に関し不正の請託を受け、賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3　前二項の場合において、収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十九条　前条第一項又は第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽又は免除することができる。

第三十条　商法第四百九十八条第一項に掲げる者又は会計監査人若しくはその職務を行なうべき社員が次の各号の一に該当するときは、三十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一　定時総会の会日の八週間前までに会計監査人の選任手続をしなかつたとき。

二　第六条第二項又は第三項の規定により株主総会に報告するにあたり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

三　正当の理由がなく、第七条第一項又は第二十二条第二項の規定による帳簿又は書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

四　第七条第二項、同条第四項において準用する商法第二百七十四条ノ三第三項又は第二十二条第三項の規定による調査を妨げたとき。

五　この法律の規定による監査報告書に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

六　第十六条において準用する商法第二百八十二条第一項の規定に違反して、監査報告書を備え置かなかつたとき。

七　正当の理由がなく、第十六条において準用する商法第二百八十二条第二項の規定による書類の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

八　第十七条の規定に違反して、定時総会の招集通知に監査報告書の謄本を添附しなかつたとき。

九　第十八条第一項又は第二項の規定により定時総会において意見を述べるにあたり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

2　有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第七十七条第一項又は第二項に規定する者が、第七条第四項において準用する商法第二百七十四条ノ三第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　第二章の規定は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の二第一項の規定の適用を受ける株式会社○（以下「証券取引法適用会社」という。）については、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定

時総会の終結の時まで、（証券取引法適用会社でない株式会社のうち、その他の株式会社で、銀行、信託会社、保険会社又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社（以下「銀行等」と総称する。）以外のもの○で資本の額が十億円以上のもの○については、昭和五十年一月一日前及び同日以後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時まで、銀行等○については、昭和五十一年一月一日前及び同日以後最初に到来する決算期に関する定時総会の○終結の時まで、（証券取引法適用会社でない株式会社で資本の額が十億円未満のものについては、別に法律で定める日前及び同日以後最初に到来する決算期に関する定時総会の）それぞれ適用しない。

3　前項の規定により第二章の規定の適用を受けない株式会社がその適用を受けることとなつた場合においても、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、なお同章の規定を適用しない。

4　第三章中監査役に関する規定は、商法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第　号）附則第七条第一項の規定が適用される監査役については、適用しない。

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

（非訟事件手続法の一部改正）

第一条　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第百二十六条第一項中「及ビ第三百七十九条第一項」を「、第二百九十三条ノ二第三項但書及ビ第三百七十九条第一項但書」に改める。

第百三十二条ノ三中「第三百七十九条第一項但書（同法第四百十六条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を「第二百九十三条ノ二第三項但書（同法第二百九十三条ノ三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ同法第三百七十九条第一項但書（同法第二百九十三条ノ四第二項及ビ第四百十六条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に改める。

第百三十五条ノ六十一中「第三項」を削る。

（信託業法の一部改正）

第二条　信託業法（大正十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条ノ二中「第二百九十三条ノ五第一項」を「第二百八十一条第一項」に改める。

（銀行法の一部改正）

第三条　銀行法（昭和二年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条ノ二中「第二百九十三条ノ五第一項」を「第二百八十一条第一項」に、「所属明細書」を「附属明細書」に改める。

（無尽業法の一部改正）

第四条　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条ノ二中「第二百九十三条ノ五第一項」を「第二百八十一条第一項」に改める。

（国債の価額計算に関する法律の一部改正）

第五条　国債の価額計算に関する法律（昭和七年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第一項中「財産目録」を「会計帳簿又ハ財産目録」に、「第三十四条第一項」を「第三十四条」に改める。

（商法中改正法律施行法の一部改正）

第六条　商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市及北九州市」を「東京都ノ特別区ノ存スル区域及地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市」に改め、同条第一項を削る。

第四十九条中「財産目録、貸借対照表及損益計算書」を「貸借対照表、損益計算書及附属明細書」に改める。

（有限会社法の一部改正）

第七条　有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条ノ三第一項中「若ハ第四十六条第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十三条ノ五ノ附属明細書」を削る。

第三十三条ノ次に次の一条を加える。

第三十三条ノ二　監査役ハ取締役ガ社員総会ニ提出セントスル会計ニ関スル書類ヲ調査シ社員総会ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス

監査役ハ何時ニテモ会計ノ帳簿及書類ノ閲覧若ハ謄写ヲ為シ又ハ取締役ニ対シ会計ニ関スル報告ヲ求ムルコトヲ得

監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為必要アルトキハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第三十四条中「第二百七十四条」を「第二百七十六条」に改める。

第四十一条に次のただし書を加える。

但シ同法第二百四十七条第一項及第二百四十九条第一項但書（同法第二百五十二条及第二百五十三条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定中監査役ニ関スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十三条を次のように改める。

第四十三条　取締役ハ毎決算期ニ左ノ書類及其ノ附属明細書ヲ作ルコトヲ要ス

一　貸借対照表

二　損益計算書

三　営業報告書

四　準備金及利益ノ配当ニ関スル議案

監査役アルトキハ取締役ハ定時総会ノ会日ヨリ五週間前ニ前項各号ニ掲グル書類ヲ、三週間前ニ其ノ附属明細書ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

監査役ハ前項ノ書類ヲ受領シタル日ヨリ四週間内ニ監査報告書ヲ取締役ニ提出スルコトヲ要ス

第四十四条ノ二第二項後段を次のように改める。

此ノ場合ニ於テハ第四十三条第一項ノ規定ニ拘ラズ附属明細書ハ之ヲ作ルコトヲ要セズ

第四十六条第一項中「第二百八十五条」の下に「、第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四」を加え、「乃至第二百八十八条ノ二」を「、第二百八十八条、第二百八十八条ノ二第一項第三項」に改め、「、第二百九十三条ノ五」を削る。

第五十八条に次のただし書を加える。

但シ同法第三百八十条第二項ノ規定中監査役ニ関スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十三条に次のただし書を加える。

但シ同法第四百十五条ノ規定中監査役ニ関スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十五条第一項に次のただし書を加える。

但シ同法第四百二十八条第二項ノ規定中監査役ニ関スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十五条第二項中「第三十一条ノ二」の下に「、第三十三条ノ二」を加え、「第二百七十四条乃至」を「、第二百八十二条、第二百八十三条第一項及び」に、「、第二百九十三条ノ五」を削る。

第八十五条第一項第十号中「商法第三十二条第一項ノ帳簿又ハ第四十六条第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十三条第一項ノ附属明細書」を「、会計帳簿、第四十三条第一項ノ附属明細書、第七十五条第一項ニ於テ準用スル商法第四百二十条第一項ノ附属明細書又ハ監査報告書」に改め、同項第十一号中「監査役ノ報告書又ハ第四十六条第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十三条ノ五第一項ノ附属明細書」を「監査報告書、第四十三条第一項ノ附属明細書又ハ第七十五条第一項ニ於テ準用スル商法第四百二十条第一項ノ附属明細書」に改め、同項第十三号中「第二百八十八条ノ二第一

項第三項」に改める。

（有限会社法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　前条の規定による有限会社法の一部改正に伴う経過措置については、商法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第　　号）附則第二条、第三条及び第七条第一項の規定の例による。

（保険業法の一部改正）

第九条　保険業法（昭和十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条ノ二第一項中「九十日」を「四月」に改め、同条第二項中「九十日ヲ超エザル日以内」を「四月ヲ超エザル期間内」に改める。

第十六条第一項中「利益ノ配当」の下に「又ハ商法第二百九十三条ノ五第一項ノ金銭ノ分配」を加える。

第六十二条中「、第二百五十六条第三項」を削り、同条ただし書中「社員」の下に「トシ同法第二百七十五条ノ四中第二百六十七条第一項トアルハ之ヲ保険業法第五十七条第一項」を加える。

第六十七条第一項中「第二百八十五条」の下に「、第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四」を加え、「、第二百九十三条ノ五第一項第三項」を削り、「第二百九十五条」の下に「並ニ株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二章」を加え、同項に次のただし書を加える。

但シ株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二条、第二十条及第二十一条中資本ノ額トアルハ之ヲ基金ノ総額トス

第六十七条第二項中「第二百九十三条ノ五第一項」を「第二百八十一条第一項」に改める。

第七十七条中「第二百六十一条ノ二」を「第二百六十一条」に、「乃至第二百七十六条、第二百七十八条、第二百八十二条乃至第二百八十四条、第二百九十三条ノ五第一項第三項」を「、第二百七十四条ノ二、第二百七十五条、第二百七十五条ノ二、第二百七十五条ノ四、第二百七十六条、第二百七十八条、第二百八十三条第三項、第二百八十四条」に改める。

第八十二条中「財産目録、」を削る。

第八十八条第二項中「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項」に改める。

第百四十四条第一項中「検査役」の下に「、会計監査人」を加える。

第百五十二条中「検査役」の下に「、会計監査人若ハ其ノ職務ヲ行フベキ社員」を加え、同条第十三号中「帳簿、第六十七条若ハ第七十七条ニ於テ準用スル商法第二百九十三条ノ五第一項ノ附属明細書」を「会計帳簿、第六十七条第一項ニ於テ準用スル商法第二百八十一条第一項若ハ第七十七条ニ於テ準用スル商法第四百二十条第一項ノ附属明細書若ハ監査報告書」に改め、同条第十四号中「第六十七条及第七十七条」を「第六十七条第一項」に、「若ハ第二百九十三条ノ五第一項若ハ第七十三条第一項」を「、第七十三条第一項」に改め、「第四百八条ノ二」の下に「若ハ第七十七条ニ於テ準用スル商法第四百二十条第三項」を加える。

（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　前条の規定による保険業法の一部改正に伴う経過措置については、商法の一部を改正する法律附則第二条、第三条及び第六条から第九条までの規定並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十八年法律第　　号）附則第二項中同項の銀行等に関する規定の例による。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第十一条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「二箇月以内」を「三箇月以内」に改める。

（会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律の一部改正）

第十二条　会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律（昭和二十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一項を加える。

4　前三項の規定の適用については、商法第二百九十三条ノ五第一項の規定により分配する金銭は、会社がその株主に配当する利益とみなす。

（公認会計士法の一部改正）

第十三条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「左の」を「次の」に、「行つて」を「行なつて」に改め、同項第一号中「その他の団体」を「その他の者」に改め、同項第二号中「その他公認会計士が著しい利害関係を有し、又は過去一年以内に著しい利害関係を有した会社その他の者」を削り、同項に次の一号を加える。

三　前二号に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類

第二十四条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第三号の著しい利害関係とは、公認会計士又はその配偶者が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に関して有する関係で、公認会計士の行なう第二条第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定めるものをいう。

第三十四条の十一第一項第二号中「又はその社員が著しい利害関係を有し、又は過去一年以内に著しい利害関係を有した」を「が著しい利害関係を有する」に改め、同条第二項中「大蔵大臣が」を削り、「必要かつ適当と認めて大蔵省令で定める」を「業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定める」に改め、同条第三項中「第二十四条」を「第二十四条第一項又は第三項」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第十四条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第六項中「の規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第三十二条中「第四百二十八条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第四十二条中「並びに商法」を「、商法」に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二百七十二条（株主の差止請求権）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十八年法律第　　号）第二十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を加え、「第二百七十四条（報告を求め調査をなす権限）及び」を削り、「第二百七十八条（取締役と監査役との連帯責任）」の下に「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項及び第三項（報告を求め調査をする権限）」を、「第二百五十九条ノ三まで」の下に「（第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。）」を加え、「第二百六十条ノ三（取締役会の議事録）」を「第二百六十条ノ四（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録）」に改める。

第五十四条中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第五十七条第三項中「第三百八十条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第六十九条中「第四百十八条」の下に「、第四百十九条、第四百二十一条」を加え、「及び第四百二十七条」を「並びに第四百二十七条」に、「及び第百三十八条ノ三」を「並びに第百三十八条ノ三」に、「並びに商法」を「、商法」に改め、「第二百五十九条ノ三まで」の下に「（第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分

を除く。）を加え、「第二百六十条ノ三から第二百六十一条ノ二まで（取締役会の議事録及び会社代表）」を「第二百六十条ノ四（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録）、第二百六十一条（代表取締役）」に改め、「第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を、「この場合において」の下に「、第四十条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と」を加える。

第百十五条第五号中「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」に改め、同条第八号の二中「商法第二百七十四条第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項」に改め、同条第九号中「商法第二百七十四条第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第三項」に改める。

（資産再評価法の一部改正）

第十五条　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項中「財産目録」を「会計帳簿又は財産目録」に改め、「、第二百八十五条ノ三」を削り、同条第二項中「第三十四条第二項」を「第三十四条」に改め、「、第二百八十五条ノ三」を削る。

（外資に関する法律の一部改正）

第十六条　外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「配当金」の下に「及び商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十三条ノ五第一項の規定により分配する金銭」を加え、同項第七号中「（明治三十二年法律第四十八号）」を削る。

第八条第二項第四号ハ中「第三百七十九条第一項」を「第二百八十条ノ九ノ二第五項の規定により株主に交付される金銭、同法第二百九十三条ノ二第三項（同法第二百九十三条ノ三第三項において準用する場合を含む。）若しくは同法第三百七十九条第一項に、「第三百七十九条第三項」を「第二百九十三条ノ四第二項、第三百七十九条第三項」に改める。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第十七条　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第七項及び第三十四条中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第四十条中「第二百七十四条及び第二百七十五条（監査役の監査権限等）並びに」を削り、「第二百七十八条（監査役の責任）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十八年法律第　号）第二十二条第一項から第三項まで（監査役の職務及び権限）」を加え、「同法第三十八条第一項」を「商法第三十八条第一項」に改める。

第四十四条第一項前段を次のように改める。

商法第三十四条第二号（固定資産の評価）、第二百八十一条（計算書類の作成）、第二百八十二条（計算書類の公示）、第二百八十三条第一項及び第三項（計算書類の承認及び公告）、第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）、第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六まで（財産評価に関する特則）、第二百九十三条ノ六及び第二百九十三条ノ七（株主の帳簿閲覧権）並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十三条（計算書類及び監査報告書の提出期限）の規定は、組合の計算に準用する。

第四十四条第一項後段中「第二百八十一条第五号」を「第二百八十一条第一項第一号中「貸借対照表」とあるのは「財産目録及び貸借対照表」と、同項第四号」に改める。

第四十八条第一項中「「船主相互保険組合法第四十五条第一項第四号」と」の下に「、同法第四百二十条第一項及び第五項中「貸借対照表及事務報告書」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」と」を加え、同条第二項中「、第二百七十四条及び第二百七十五条（監査役の監査権限等）」を削り、「第二百八十二条から第二百八十四条まで（計算書類の作成等）並びに第二百九十三条ノ五から第二百九十三条ノ七まで（計算書類附属明細書の備置、公示等）」を「第二百八十三条第三項（計算書類の公告）、第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）、第二百九十三条ノ六及び第二百九十三条ノ七（株主の帳簿閲覧権）並びに株式会社の監査等に関する法律第二十二条第一項から第三項まで（監査役の職務及び権限）」に改める。

第六十条第十号中「又は第四十八条第二項」を削り、「若しくは第二百九十三条ノ五第一項」を「又は第四十八条第一項において準用する商法第四百二十条第三項」に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四条第一項又は」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項」及び「、第二百九十三条ノ五第三項」を削り、「第二百九十三条ノ六第一項」の下に「、第四十八条第一項において準用する商法第四百二十条第四項又は第四十八条第二項において準用する商法第二百九十三ノ六第一項」を加え、同条第十三号中「若しくは第四十八条第二項において準用する商法第二百九十三条ノ五第二項の規定に違反して、」を「において準用する商法第二百八十一条第一項又は第四十八条第一項において準用する商法第四百二十条第一項」に改める。

（船主相互保険組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　前条の規定による船主相互保険組合法の一部改正に伴う経過措置については、商法の一部を改正する法律附則第三条の規定の例による。

（商品取引所法の一部改正）

第十九条　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の二第四項を削る。

第七十六条前段を次のように改める。

商法第三十四条第一号、第二百八十二条、第二百八十三条第一項及び第三項、第二百八十四条、第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四から第二百八十七条ノ二（会社の計算）の規定は、取引所の計算について準用する。

第七十六条後段中「前条ニ掲グル書類」を「第二百八十一条第一項ノ書類」に、「第二号乃至第五号」を「第一項各号」に改める。

第百一条第一項中「第四百十八条」の下に「、第四百十九条、第四百二十一条」を加え、「及び第百三十八条ノ三」を「並びに第百三十八条ノ三」に改め、同条第二項中「及び第七十五条」を「並びに第七十五条」に、「及び第二百八十二条から第二百八十四条まで」を「、第二百八十二条、第二百八十三条第一項及び第三項並びに第二百八十四条」に改め、「この場合において」の下に「、第七十五条中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」と」を加え、「前条ニ掲グル書類」を「第二百八十一条第一項ノ書類」に、「第二号乃至第五号」を「第一項各号」に改める。

第百五十九条第四号中「頒布するを目的」を「頒布する目的」に改める。

（旧株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部改正）

第二十条　旧株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭和二十六年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「資本準備金とみなして、同条第二項及び第三項の規定を適用する」を「資本準備金とみなす」に改める。

（信用金庫法の一部改正）

第二十一条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第六項中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第二十八条中「第四百二十八条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第三十九条中「並びに商法」を「、商法」に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二百七十二条（株主の差止請求権）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十八年法律第　号）第二十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を加え、「第二百七十四条（報告を求め調査をする権限）及び」を削り、「第二百七十八条（取締役と監査役との連帯責任）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項及び第三項（報告を求め調査をする権限）」を加え、「第二百六十条ノ三まで（取締役会）」を「第二百六十条ノ二まで（第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。）（取締役会）及び第二百六十条ノ四（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録）」に改める。

第四十九条中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第五十二条第三項中「第三百八十条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第六十四条中「第四百十七条から」の下に「第四百十九条まで、第四百二十一条から」を加え、「及び第四百二十七条」を「並びに第四百二十七条」に、「、第四十二条」を「及び第四十二条」に、「並びに商法」を「、商法」に、「第二百六十一条ノ二まで（取締役会並びに取締役の業務の執行及び会社代表）」を「第二百六十条ノ二まで（第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。）（取締役会）、第二百六十条ノ四（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録）、第二百六十一条（代表取締役）」に改め、「第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を、「この場合において」の下に「、第三十七条第一項中「業務報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と」を加え、「第六十四条において準用する」を「第六十四条ニ於テ準用スル」に改める。

第九十一条第五号中「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」に改め、同条第九号中「商法第二百七十四条第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四条第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第三項」に改める。

（森林法の一部改正）

第二十二条　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第百二十二条中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に関する部分を除く。）」を加える。

第百二十五条第三項中「第三百八十条」の下に「（監査役に関する部分を除く。）」を加える。

第百三十八条第七項中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に関する部分を除く。）」を加える。

（会社更生法の一部改正）

第二十三条　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「又は利益若しくは利息の配当」を「、利益若しくは利息の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配」に改める。

第百七十八条第二項及び第百八十二条第一項中「第二百八十五条ノ二」を「第三十四条第二号、第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四」に改める。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正）

第二十四条　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「又ハ取締役」、「、理事又ハ監事」及び「、「取締役」とあるのは「理事又ハ監事」と」を削る。

第三十三条中「第二百五十九条ノ三まで」の下に「（第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。）」を加え、「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四（監査役に係る部分を除く。）」に、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

第三十九条中「「又ハ取締役」とあるのは「、理事又ハ監事」と、」を削る。

第五十七条第一項中「「又ハ取締役」とあるのは「、理事又ハ監事」と、」及び「、同法第二百四十九条第一項但書中「取締役」とあるのは「理事又ハ監事」と」を削る。

第五十八条第一項中「第四百十七条から」の下に「第四百十九条まで、第四百二十一条から」を加え、「及び第四百二十九条」を「並びに第四百二十九条」に、「及び第四十一条並びに」を「並びに第四十一条、」に改め、「第二百五十九条ノ三まで」の下に「（第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。）」を加え、「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四（監査役に係る部分を除く。）」に改め、「、同法第四百二十条中「貸借対照表」とあるのは「収支計算書」と」を削り、同条第二項後段を削る。

第百一条第六号中「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」に改める。

（塩業組合法の一部改正）

第二十五条　塩業組合法（昭和二十八年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第七項中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第三十一条中「第四百二十八条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第四十五条中「並びに商法第二百五十四条ノ二」を「、商法第二百五十四条ノ二」に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二百七十二条（株主の差止請求権）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十八年法律第　号）第二十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を加え、「並びに商法第二百七十四条（報告を求め調査をなす権限）及び」を「、商法」に改め、「第二百七十八条（取締役と監査役との連帯責任）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項及び第三項（報告を求め調査をする権限）」を、「第二百五十九条ノ三まで」の下に「（第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。）」を加え、「第二百六十条ノ三（取締役会の議事録）」を「第二百六十条ノ四（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録）」に改める。

第五十七条中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第五十九条第三項中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第七十条中「第四百十八条」の下に「、第四百十九条、第四百二十一条」を加え、「並びに商法」を「、商法」に改め、「第二百五十九条ノ三まで」の下に「（第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。）」を加え、「第二百六十条ノ三から第二百六十一条ノ二まで（取締役会の議事録及び会社代表）」を「第二百六十条ノ四（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録）、第二百六十一条（代表取締役）」に改め、「、第二百七十四条第一項（報告を求める権限）並びに第二百八十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を削り、「第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項（報告を求める権限）並びに第二十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を、「この場合において」の下に「、第四十二条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と」を加える。

第八十条第六号中「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四条第一項」を「株式会社の監査等に関する法律第二十二条第二項」に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四条第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第三項」に改める。

（商工会議所法の一部改正）

第二十六条　商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第八項中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第三十一条中「第四百二十八条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第五十条、第五十三条、第六十七条第三項、第七十三条第五項、第七十四条第五項及び第七十六条第四項中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

（労働金庫法の一部改正）

第二十七条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第七項中「第二百四十七条」及び第二十八条中「第四百二十八条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第四十二条中「並びに商法」を「、商法」に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二百七十二条（株主の差止請求権）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十八年法律第　号）第二十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を加え、「第二百七十四条（報告を求め調査をする権限）及び」を削り、「第二百七十八条（取締役と監査役との連帯責任）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項及び第三項（報告を求め調査をする権限）」を加え、「第二百六十条ノ二まで（第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。）及び第二百六十条ノ四（監査役に係る部分を除く。）」に改める。

第五十四条中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第五十七条第三項中「第二百四十九条」を「監査役に係る部分及び第二百四十九条」に改める。

第六十八条中「第四百十七条から」の下に「第四百十九条まで、第四百二十一条から」を加え、「及び第四百二十七条」を「並びに第四百二十七条」に、「、第四十六条」を「及び第四十六条」に、「並びに商法」を「、商法」に、「第二百六十一条及び会社代表」を「第二百六十一条ノ二まで（第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。）（取締役会）、第二百六十条ノ四（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録）、第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項及び第三項」を加え、「第二百七十四条第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四条第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項」に改める。

第七十一条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第七十二条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第七十三条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第七十四条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第七十五条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第七十六条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第七十七条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第七十八条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第七十九条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第八十条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第八十一条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第八十二条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第八十三条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第八十四条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第八十五条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第八十六条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第八十七条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第八十八条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第八十九条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第九十条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第九十一条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第九十二条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第九十三条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第九十四条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第九十五条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第九十六条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第九十七条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第九十八条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第九十九条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第百条第一項中「第二百四十七条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第百一条第五号中「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四条第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四条第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第三項」に改める。

（内航海運組合法の一部改正）

第二十八条　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「、商法（明治三十二年法律第四十八号）」を「並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）」に改め、「の規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第四十一条中「並びに商法」を「、商法」に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二百七十二条」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項及び第三項」を加え、「第二百七十四条第一項及び第二項」を削り、「第二百七十四条及び」を加え、「第二百七十八条」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項及び第三項」を加え、「及び第二百七十九条ノ二及び第二百七十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。）及び第二百六十条ノ四（監査役に係る部分を除く。）」に改める。

第五十条中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第五十五条中「第四百十七条から」の下に「第四百十九条まで、第四百二十一条から」を加え、「及び第四百二十七条」を「並びに第四百二十七条」に、「及び第百三十八条ノ三」を「並びに第百三十八条ノ三」に、「第三十四条」を「、第三十四条」に、「並びに商法」を「、商法」に、「、第二百六十条ノ三から第二百六十一条ノ二まで」を「（第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。）、第二百六十条ノ四（監査役に係る部分を除く。）、第二百六十一条」に改め、「及び第二百八十四条」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四条第一項及び第二項」を、「この場合には」の下に「、第三十八条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と」を加え、「と、商法」を「と、同法」に改める。

第七十四条第七号中「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」に改め、同条第十一号及び第十二号中「商法第二百七十四条第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項」に改め、同条第十三号中「商法第二百七十四条第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第三項」に改める。

（環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正）

第二十九条　環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第六項中「の規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第二十七条中「第四百二十八条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第三十九条中「並びに商法

二」を「、商法第二百五十四条ノ二」に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二百七十二条（株主の差止請求権）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十八年法律第　　号）第二十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を加え、「並びに商法第二百七十四条（報告を求め調査をする権限）及び」を「、商法」に改め、「第二百七十八条（監査役と取締役との連帯責任）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項及び第三項（報告を求め調査をする権限）」を加え、「同法第二百三十九条第五項」を「商法第二百三十九条第五項」に改め、「第二百五十九条ノ三まで」の下に「（第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。）」を加え、「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四（監査役に係る部分を除く。）」に改める。

第四十八条中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第四十九条の三第三項中「第三百八十条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第五十二条中「第四百十八条」の下に「、第四百十九条、第四百二十一条」を加え、「及び第四百二十七条」を「並びに第四百二十七条」に、「及び第百三十八条ノ三」を「並びに第百三十八条ノ三」に、「並びに商法」を「、商法」に改め、「第二百五十九条ノ三まで」の下に「（第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。）」を加え、「第二百六十条ノ三から第二百六十一条ノ二まで（取締役会の議事録及び会社代表）」を「第二百六十条ノ四（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録）、第二百六十一条（代表取締役）」に改め、「第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を、「この場合において」の下に「、第三十六条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と」を加える。

第七十条第五号中「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」に改め、同条第九号中「商法第二百七十四条第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四条第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第三項」に改める。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第三十条　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二十三第三項中「第二百五十六条の三、第二百五十六条の四」を「第二百五十六条ノ三」に改める。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条　前条の規定による中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置については、商法の一部を改正する法律附則第五条の規定の例による。

（商工会の組織等に関する法律の一部改正）

第三十二条　商工会の組織等に関する法律（昭和三十五年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第六項中「の規定」の下に「（これらの規定中監査役に係るものを除く。）」を加える。

第二十七条中「第四百二十八条」の下に「（監査役に係るものを除く。）」を加える。

第四十七条中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係るものを除く。）」を加える。

（旧防災建築街区造成法の一部改正）

第三十三条　旧防災建築街区造成法（昭和三十六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第六項及び第四十三条中「の規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

（漁業生産調整組合法の一部改正）

第三十四条　漁業生産調整組合法（昭和三十六年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第六項中「の規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第三十六条中「第四百二十八条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第五十一条中「並びに商法第二百五十四条ノ二」を「、商法第二百五十四条ノ二」に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二百七十二条（株主の差止請求権）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十八年法律第　　号）第二十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を加え、「並びに商法第二百七十四条（報告を求め調査をする権限）及び」を「、商法」に改め、「第二百七十八条（取締役と監査役との連帯責任）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項及び第三項（報告を求め調査をする権限）」を加え、「同法第二百三十九条第五項」を「商法第二百三十九条第五項」に改め、「第二百五十九条ノ三まで」の下に「（第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。）」を加え、「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四（監査役に係る部分を除く。）」に改める。

第六十条中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第六十四条中「第四百十八条」の下に「、第四百十九条、第四百二十一条」を加え、「及び第四百二十七条」を「並びに第四百二十七条」に、「及び第百三十八条ノ三」を「並びに第百三十八条ノ三」に、「並びに商法」を「、商法」に改め、「第二百五十九条ノ三まで」の下に「（第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。）」を加え、「第二百六十条ノ三から第二百六十一条ノ二まで（取締役会の議事録及び会社代表）」を「第二百六十条ノ四（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録）、第二百六十一条（代表取締役）」に改め、「第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を加え、「同法第二百五十八条第二項」を「第四十八条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、商法第二百五十八条第二項」に改める。

第九十六条第五号中「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四条第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項」に、同条第十一号中「商法第二百七十四条第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第三項」に改める。

（商店街振興組合法の一部改正）

第三十五条　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第六項中「の規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第四十一条中「第四百二十八条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第五十六条中「並びに商法第二百五十四条ノ二」を「、商法第二百五十四条ノ二」に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二百七十二条（株主の差止請求権）」の下に「並びに株式

会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十八年法律第　号）第二十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を加え、「並びに商法第二百七十四条（報告を求め調査をなす権限）及び」を「、商法」に改め、「第二百七十八条（取締役と監査役との連帯責任）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項及び第三項（報告を求め調査をする権限）」を、「第二百五十九条ノ三まで」の下に「（第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。）」を加え、「第二百六十条ノ三（取締役会の議事録）」を「第二百六十条ノ四（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録）」に改める。

第六十五条中「規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第六十七条第三項中「第三百八十条」の下に「（監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第七十八条中「第四百十八条」の下に「、第四百十九条、第四百二十一条」を加え、「及び第四百二十七条」を「並びに第四百二十七条」に、「及び第百三十八条ノ三」を「並びに第百三十八条ノ三」に、「並びに商法」を「、商法」に改め、「第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。）」を加え、「第二百六十条ノ三から第二百六十一条ノ二まで（取締役会の議事録及び会社代表）」を「第二百六十条ノ四（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録）、第二百六十一条（代表取締役）」に改め、「第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を、「この場合において」の下に「、第五十三条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と」を加える。

第九十三条第六号中「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四条第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項」に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四条第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第三項」に改める。

（商業登記法の一部改正）

第三十六条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第八十六条中「次条第二号」を「第八十七条第二号」に改める。

第九十一条の次に次の一条を加える。

（職権による解散の登記）

第九十一条の二　商法第四百六条ノ三第一項の規定による解散の登記は、登記官が、職権でしなければならない。

2　登記官は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を支店の所在地の登記所に通知しなければならない。

3　前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、解散の登記をしなければならない。

（真珠養殖等調整暫定措置法の一部改正）

第三十七条　真珠養殖等調整暫定措置法（昭和四十四年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第六項中「の規定」の下に「（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）」を加える。

第五十五条中「並びに商法第二百五十四条ノ二」を「、商法第二百五十四条ノ二に、「第二百六十一条から第二百六十二条まで」を「第二百六十一条、第二百六十二条」に改め、「第二百七十二条（株主の差止請求権）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十八年法律第　号）第二十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を加える。

第七十三条中「第四百十八条」の下に「、第四百十九条、第四百二十一条」を加え、「及び第四百二十七条」を「並びに第四百二十七条」に、「及び第百三十八条ノ三」を「並びに第百三十八条ノ三」に、「並びに商法」を「、商法」に改め、「第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三中監査役に係る部分を除く。）」を加え、「第二百六十条ノ三から第二百六十一条ノ二まで（取締役会の議事録）、第二百六十一条（会社代表）」を「第二百六十条ノ四（監査役に係る部分を除く。）（取締役会の議事録）、第二百六十一条（会社代表）」に改め、「第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四条第一項及び第二項（会社と取締役との間の訴えについての会社代表）」を加え、「同法第二百五十八条第二項」を「第五十二条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、商法第二百五十八条第二項」に改める。

第百十六条第五号中「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四条第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四条第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第三項」に改める。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十八条　この法律の施行前にした行為及び商法の一部を改正する法律附則の規定の例により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則

この法律は、昭和四十九年一月一日から施行する。ただし、第一条、第六条中商法中改正法律施行法第五条の改正規定、第十六条中外資に関する法律第八条第二項第四号ハの改正規定、第三十条、第三十一条及び第三十六条の規定は、公布の日から施行する。

七月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、出入国法案

出入国法案

出入国法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　入国（第四条）
第三章　上陸
第一節　上陸許可（第五条―第九条）
第二節　上陸許可の手続（第十条―第十五条）

第三節　一時上陸及び直行通過区域（第十六条・第十七条）
第四章　在留
第一節　在留の原則（第十八条―第二十一条）
第二節　在留資格の変更等（第二十二条―第二十八条）
第五章　出国（第二十九条・第三十条）
第六章　再入国（第三十一条・第三十二条）
第七章　退去強制
第一節　退去強制の対象者（第三十三条）
第二節　違反調査（第三十四条―第四十一条）
第三節　審査、口頭審理及び異議の申出（第四十二条・第四十三条）
第四節　退去強制令書の執行（第四十四条―第四十七条）
第五節　収容（第四十八条―第五十二条）
第八章　船舶又は航空機の長及び運送業者の責任（第五十三条―第五十八条）
第九章　日本人の出国及び帰国（第五十九条・第六十条）
第十章　管理機関（第六十一条―第六十六条）
第十一章　補則（第六十七条―第七十三条）
第十二章　罰則（第七十四条―第八十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国を公正に管理することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　外国人　日本の国籍を有しない者をいう。

二　乗員　船舶又は航空機の乗組員をいう。

三　日本国領事官等　外国に駐在する日本国の大使、公使又は領事官をいう。

四　旅券　日本国政府、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した旅券又はこれに代わる証明書（日本国領事官等の発行した渡航証明書を含む。）をいう。

五　乗員手帳　船員手帳若しくは国際航空乗員証明書又はこれらに準ずる文書をいう。

六　出入国港　外国人が出入国すべき港又は飛行場として政令で定めるものをいう。

七　運送業者　船舶又は航空機により人又は物を運送する事業を営む者（その者のために通常その事業に属する取引の代理をする者で法務省令で定めるものを含む。）をいう。

八　在留資格　外国人が次条の規定により決定された身分若しくは地位を有する者又は活動をすることができる者として本邦に在留することができる資格をいう。

九　在留期間　在留資格を有する外国人が本邦に在留することができる期間をいう。

（在留資格及び在留期間）

第三条　在留資格の決定は、次の各号のうち、第一号、第二号又は第十三号から第十六号までについては当該各号の区分により、第三号から第十二号までについては政令で定めるところにより当該各号に掲げる活動の一又は二以上の活動を定めて、するものとする。

一　日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事館の構成員又は条約若しくは国際慣行によりこれらの者と同様の特権及び免除を受ける者

二　本邦で外国政府又は国際機関の公務に従事する者

三　文化、スポーツ、経済、労働又は技術に関する国際交流を目的とする公私の団体の事業を管理する活動

四　宗教団体により本邦に派遣され、又は受け入れられて行なう布教その他の宗教上の活動

五　報道機関のために行なう取材その他の報道上の活動

六　本邦の学術研究機関又は教育機関において研究又は学習をする活動

七　本邦の学術研究機関又は教育機関において研究の指導又は教育をする活動その他政令で定める学術、芸術又は教育上の活動

八　本邦の公私の機関により受け入れられて産業上の技術又は技能の習得をする活動その他政令で定める専門的な技術又は技能の指導又は習得をする活動

九　貿易、投資又は営利事業の管理（専門的知識をもつて管理を補助する職務を含む。）に従事する活動その他政令で定める経済活動

十　演劇、演芸、スポーツ等の興行に係る活動で、政令で定めるもの

十一　熟練労働又は特殊な事情の下において必要とされる労働に従事する活動で、政令で定めるもの

十二　社会福祉又は医療若しくは保健に係る活動で、政令で定めるもの

十三　親光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習若しくは会合への参加又は業務連絡その他これらに類似する目的をもつて、短期間本邦に滞在する者

十四　第二号から第十二号までに係る在留資格を有する者の配偶者又は二十歳に満たない子

十五　本邦で永住する者

十六　日本人又は前号に係る在留資格を有する者（以下「永住者」という。）の配偶者又は直系血族

2　在留期間（第一項第一号又は第十五号に係る在留資格を有する者についての在留期間を除く。）は、三年をこえない範囲内で政令で定める。

第二章　入国

（入国）

第四条　外国人は、有効な旅券を所持しなければ本邦に入つてはならない。ただし、有効な乗員手帳を所持する乗員については、この限りでない。

2　本邦を経由して本邦外の地域におもむく外国人で乗員であつたことが明らかなもの又は本邦若しくは本邦外の地域において乗員となることが明らかな外国人は、前項の規定の適用については、乗員とみなす。

第三章　上陸

第一節　上陸許可

（上陸許可）

第五条　外国人は、法律に別段の定めがある場合を除き、この節及び次節に定めるところにより、上陸許可を受けなければ本邦に上陸してはならない。

（上陸許可の要件）

第六条　上陸許可は、第三条第一項各号（第十五号を除く。）に係る在留資格によつて本邦に在留しようとする者で、日本国領事官等の有効な査証を受け、かつ、第九条第一項の事前認定を受けているものに対してすることができる。ただし、条約又は政府間の取決めにより査証を免除されている者にあつては査証を、第九条第一項の事前認定を要しない者にあつては事前認定を受けていることを要しない。

第七条　次の各号の一に該当する外国人に対しては、上陸許可をすることができない。

一　伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）又はらい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）の適用を受ける患者

二　精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）に規定する精神障害者、覚せい剤の慢性

中毒者又は麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に規定する麻薬中毒者

三　貧困者、放浪者その他生活上の保護を必要とする者で、国又は地方公共団体の負担になるおそれのあるもの

四　日本国又は日本国以外の国の法令に違反して無期若しくは一年以上の有期の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者（政治犯罪により刑に処せられたことのある者を除く。）で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後十年を経過していないもの

五　麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の取締りに関する日本国又は日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられたことのある者

六　売春又はその周旋、勧誘若しくは場所の提供その他売春に直接に関係がある業務を行なつたことのある者

七　他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸することをあおり、そそのかし、又は助けたことのある者

八　麻薬取締法に規定する麻薬、大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）に規定する大麻、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に規定するけし、あへん若しくはけしがら、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に規定する覚せい剤若しくは覚せい剤原料又はあへん煙を吸食する器具を不法に所持する者

九　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に規定する銃砲若しくは刀剣類又は火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）に規定する火薬類を不法に所持する者

十　前二号の規定に該当したことにより上陸許可を受けることができず、第十五条第一項の規定により退去を命ぜられて本邦から退去した者で、当該退去の日から一年を経過していないもの

十一　第三十三条の規定により退却を強制されて本邦から退去した者で、当該退去の日から三年を経過していないもの

十二　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

十三　次に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

イ　公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体

ロ　公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体

ハ　工場又は事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体

十四　前二号に規定する政党その他の団体の目的を達するため、文書図書を作成し、頒布し、又は展示することを企てる者

十五　前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行なうおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2　前項各号に掲げる者に相当する者以外の日本人について特定の事由によりその上陸を拒否している国の国籍又は市民権を有する外国人のうち、当該事由に相当する事由で法務大臣が定めるものに該当する者に対しては、上陸許可をすることができない。

（特別上陸許可）

第八条　法務大臣は、前二条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する外国人に対し、特別に上陸許可をすることができる。

一　日本人の親族で、その扶養を受けているもの

二　本邦に本籍を有したことがある者

三　第三十一条第一項（第十三条第八項及び第二十七条第八項において準用する場合を含む。）の再入国の許可を受けて出国していた者で、本邦に生活の本拠を有しているもの

四　前三号に掲げる者を除くほか、特別に上陸の許可を受けるべき事情がある者

（事前認定）

第九条　第三条第一項第三号から第十二号まで、第十四号又は第十六号に係る在留資格の決定を受けて本邦に在留するため上陸許可を受けようとする外国人は、あらかじめ、当該在留資格により本邦に在留することを適当であると認める旨の法務大臣の事前認定を受けなければならない。ただし、政令で定める要件に該当する者については、この限りでない。

2　法務大臣は、第三条第一項第六号から第九号まで又は第十一号に係る在留資格の決定を受けて本邦に在留するため上陸許可を受けようとする者について前項の事前認定をする場合には、それぞれ当該各号に掲げる活動に係る行政の所管大臣に協議するものとする。

第二節　上陸許可の手続

（上陸許可の申請及び審査）

第十条　上陸許可を受けようとする外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、入国審査官に対し上陸許可の申請をしなければならない。

2　入国審査官は、審査の結果、上陸許可をすることができると認めた場合には、当該外国人の在留資格及び在留期間を決定して上陸許可をするものとする。

3　前項の上陸許可は、当該許可に係る外国人の所持する旅券に在留資格及び在留期間を記載し、上陸許可の証印をして行なうものとする。

4　入国審査官は、第二項の上陸許可をすることができない場合には、直ちにその旨を地方入国管理官署（入国管理事務所及び法務省令で定める入国管理事務所の出張所をいう。以下同じ。）の長に報告しなければならない。

5　入国審査官は、第一項の申請について審査をする場合において、必要があると認めるときは、何人に対しても、許可を受けないで審査の場所に出入することを禁止することができる。

（口頭審理）

第十一条　地方入国管理官署の長は、前条第四項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る外国人に対し、すみやかに口頭審理を行なわなければならない。

2　当該外国人又はその代理人は、口頭審理に当たつて、証拠を提出し、及び証人を尋問することができる。

3　当該外国人は、地方入国管理官署の長の許可を受けて、親族又は知人の一人を口頭審理に立ち合わせることができる。

4　地方入国管理官署の長は、口頭審理に当たつて、当該外国人の請求に基づき、又は職権に基づき、証人の出頭を命じて、宣誓をさせ、証言を求めることができる。

5　地方入国管理官署の長は、口頭審理の結果、上陸許可をすることができると認めた場合には、当該外国人の在留資格及び在留期間を決定して上陸許可をするものとする。

6　地方入国管理官署の長は、口頭審理の結果、上陸許可をすることができない場合には、当該外国人に対し、すみやかに、理由を示してその旨及び次条第一項の規定により異議を申し出ることができる旨を通知しなければならない。

7　前条第五項の規定は第一項の口頭審理について、同条第三項の規定は第五項の上陸許可について準用する。

（異議の申出）

第十二条　前条第六項の規定による通知を受けた外国人は、異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載した書

面を地方入国管理官署の長に提案して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。

2　法務大臣は、前項の規定による異議の申出を受理したときは、当該異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、すみやかにその結果を、地方入国管理官署の長を経由して、当該外国人に通知するものとする。この場合において、異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知は、当該外国人に対し第八条の上陸許可（以下「特別上陸許可」という。）をしない場合に限り、するものとする。

3　地方入国管理官署の長は、法務大臣から異議の申出が理由があると裁決した旨の通知があつたときは、当該外国人の在留資格及び在留期間を決定して上陸許可をするものとする。

4　第十条第三項の規定は、前項の上陸許可について準用する。

（特別上陸許可の手続）

第十三条　法務大臣は、上陸許可の申請をした外国人に対し特別上陸許可をする場合には、当該外国人の在留資格及び在留期間を決定するものとする。

2　法務大臣は、特別上陸許可をする場合において、在留資格を決定することができないときは、当該外国人に対し、三年をこえない範囲内でその者が本邦に在留することができる期間を決定するものとする。

3　特別上陸許可は、地方入国管理官署の長に、当該許可に係る外国人の所持する旅券に在留資格及び在留期間（前項の規定による決定を受けた外国人については、その旨及び同項に規定する期間）を記載し、上陸許可の証印をさせて行なうものとする。

4　地方入国管理官署の長は、上陸許可の申請をした外国人で、上陸許可をすることができないと認められるものについて、法務大臣に特別上陸許可を上申することができる。

5　法務大臣は、前項の規定による上申があつた場合において、特別上陸許可をしないときは、地方入国管理官署の長にその旨を通知するものとする。

6　法務大臣は、第二項の規定による決定を受けた外国人に対し、法務省令で定めるところにより、活動の範囲その他の事項に関して必要と認める条件を附することができる。

7　法務大臣は、前項に規定する外国人が同項の規定により附された条件に違反したときは、特別上陸許可を取り消すことができる。

8　第二十五条、第三十一条及び第三十二条の規定は、第二項の規定による決定を受けた外国人について準用する。この場合において、第二十五条第一項、第三十一条第一項並びに第三十二条第一項及び第二項後段中「在留資格」とあるのは「第十三条第二項の規定による決定を受けた者として本邦に在留することができる資格」と、第二十五条第二項から第四項まで、第三十一条第一項及び第三十二条第二項後段中「在留期間」とあるのは「本邦に在留することができる期間」と読み替えるものとする。

（仮上陸）

第十四条　地方入国管理官署の長は、特に必要があると認める場合には、上陸許可の申請をした外国人が上陸許可を受け、又は次条第一項の規定により退去を命ぜられるまでの間、当該外国人に対し、仮上陸を許可することができる。

2　仮上陸の許可は、当該許可に係る外国人に仮上陸許可書を交付して行なうものとする。この場合において、地方入国管理官署の長は、当該外国人の仮上陸中の住居を定めなければならない。

3　仮上陸の許可を受けた外国人は、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長から呼出しがあつたときは、これに応じなければならない。

4　仮上陸の許可をする場合には、地方入国管理官署の長は、当該外国人に対し、法務省令で定めるところにより、行動の範囲その他の事項に関して必要と認める条件を附し、又は三十万円をこえない範囲内で法務省令で定める額の保証金を本邦通貨又は外国通貨で納付させることができる。

5　前項の保証金は、次項の規定により国庫に帰属させない限り、当該外国人が上陸許可を受けたとき、又は次条第一項の規定により退去を命ぜられたときは、その者に返還しなければならない。

6　地方入国管理官署の長は、法務省令で定めるところにより、仮上陸の許可を受けた外国人が逃亡したとき、又は第三項の規定に違反して呼出しに応じないときは第四項の保証金の全部を、同項の規定により附された条件に違反したときはその一部を国庫に帰属させるものとする。

7　地方入国管理官署の長は、仮上陸の許可を受けた外国人が逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるときは、収容令書を発付して、必要と認める期間、入国警備官に当該外国人を収容させることができる。

8　第四十八条第二項の規定は前項の収容令書について、同条第三項、第四項、第七項及び第八項並びに第五十条の規定は前項の規定による外国人の収容について準用する。この場合において、第四十八条第二項中「容疑者の氏名、居住地及び国籍、容疑事実の要旨」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人の氏名及び国籍、収容すべき事由」と、同条第四項中「容疑事実の要旨」とあるのは「収容すべき事由」と読み替えるものとする。

（退去命令）

第十五条　地方入国管理官署の長は、上陸許可の申請をした外国人が次の各号の一に該当するに至つた場合には、その者に対し、出国期限を定めて、本邦からの退去を命じなければならない。ただし、特別上陸許可の上申をした場合において、第十三条第五項の規定による通知があるまでの間は、この限りでない。

一　第十一条第六項の規定による通知を受けた場合において、文書により異議の申出をしない旨を明らかにしたとき、又は通知を受けた日から三日以内に異議の申出をしなかつたとき。

二　異議の申出が理由がないと裁決した旨の第十二条第二項の規定による通知を受けたとき。

2　地方入国管理官署の長は、前項の規定により退去を命ずる場合には、第五十七条第一項に規定する船舶若しくは航空機の長又は運送業者にその旨を通知しなければならない。

第三節　一時上陸及び直行通過区域

（一時上陸）

第十六条　入国審査官は、本邦に入国した外国人で、乗員（本邦において乗員となることが明らかな者を含む。以下この条において同じ。）又は通過者（本邦を経由して本邦外の地域へおもむこうとする者で、乗員以外のものをいう。）であるものが、船舶若しくは航空機を乗り換えるため、又は臨時観光、買物、休養その他の一時的用務のため、出入国港の周辺に上陸する場合にあつては七日、他の出入国港におもむく場合にあつては十五日をこえない範囲内で上陸を希望するときは、その者の乗つている船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者の申請に基づき、当該外国人に対し、上陸の期間を定めて一時上陸を許可することができる。ただし、当該外国人が第七条に規定する者に該当する場合は、この限りでない。

2　入国審査官は、船舶又は航空機に乗つている外国人が疾病、遭難その他の理由により緊急に上陸する必要が生じたときは、その者の乗つている船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者その他政令で定める者の申請に基づき、必要があると認めるときは

厚生大臣又は法務大臣の指定する医師の診断を経て、当該外国人に対し、上陸の期間を定めて一時上陸を許可することができる。

3　入国審査官は、警察官又は海上保安官から船舶又は航空機の遭難により緊急に上陸する必要が生じた外国人の引渡しを受けたときは、当該外国人に対し、上陸の期間を定めて一時上陸を許可するものとする。

4　一時上陸の許可は、当該許可に係る外国人の所持する旅券にその旨を記載し、又は当該外国人に一時上陸許可書その他の法務省令で定める当該許可があつたことを示すものを交付して行なうものとする。

5　入国審査官は、一時上陸の許可をする場合には、当該外国人に対し、法務省令で定めるところにより、行動の範囲その他の事項に関して必要と認める条件を附することができる。

6　地方入国管理官署の長は、一時上陸の許可を受けた外国人が前項の規定により附された条件に違反したときは、当該許可を取り消すことができる。

7　第二項又は第三項の一時上陸の許可があつたときは、当該許可に係る外国人の乗つていた船舶若しくは航空機（遭難により一時上陸の許可があつたときは、遭難した船舶又は航空機）の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者は、当該外国人の生活費、治療費、葬儀費その他一時上陸中の一切の費用を支弁しなければならない。

（直行通過区域）

第十七条　航空機により本邦に入国した外国人は、同一の出入国港において航空機を乗り換える場合その他政令で定める場合には、相当の期間、法務大臣が運輸大臣と協議して指定する出入国港内の区域（以下「直行通過区域」という。）にとどまることができる。

2　地方入国管理官署の長は、前項に規定する外国人で、正当な理由がないのに直行通過区域にとどまつているもの又は相当の期間を経過した後も直行通過区域にとどまつているものに対し、出国期限を定めて、本邦からの退去を命ずることができる。

3　第十五条第二項の規定は、前項の規定により退去を命ずる場合について準用する。

4　第一項に規定する外国人で、直行通過区域を経由して直行通過区域以外の本邦の地域に立ち入るものに対するこの法律の規定の適用については、直行通過区域以外の本邦の地域に立ち入ることをもつて上陸とする。

第四章　在留

第一節　在留の原則

（在留の原則）

第十八条　外国人は、法律に別段の定めがある場合を除き、在留資格に係る身分若しくは地位を有する者として、又は在留資格に係る活動（以下「在留活動」という。）をする者として本邦に在留するものとする。

（資格外活動の許可）

第十九条　在留資格（第三条第一項第十五号又は第十六号に係る在留資格を除く。）を有する外国人は、在留活動をする場合を除き、第三条第一項に掲げる活動をしようとするときは、法務大臣の許可を受けなければならない。

（中止命令）

第二十条　地方入国管理官署の長は、次の各号の一に該当する外国人（永住者を除く。）に対し、書面をもつて、当該各号の一に該当することとなつた行為を継続しないよう又は同種の行為を反復しないよう命ずることができる。

一　日本国の機関において決定した政策の実施に反対する公開の集会又は集団示威運動の主催又は指導をした者

二　公衆に対し、日本国の機関において決定した政策の実施に反対することをせん動する演説又は文書図画の頒布若しくは展示をした者

2　地方入国管理官署の長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣の承認を受けなければならない。

（旅券等の携帯及び提示）

第二十一条　本邦に在留する外国人は、常に旅券又は仮上陸許可書若しくは第十六条第四項の一時上陸の許可があつたことを示すもの（以下「旅券等」という。）を携帯していなければならない。ただし、外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）による登録証明書を携帯する者及び十四歳に満たない者については、この限りでない。

2　前項の規定により旅券等を携帯していなければならない外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官、税関職員その他法務省令で定める国又は地方公共団体の職員が、その職務の執行に当たり、旅券等の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。

3　前項に規定する職員は、旅券等の提示を求める場合には、その身分を示す証票を携帯し、当該外国人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第二節　在留資格の変更等

（在留資格の変更）

第二十二条　在留資格を有する外国人は、法務大臣に対し、在留資格の変更を申請することができる。

2　法務大臣は、前項の申請について適当と認めるに足りる相当の理由があるときは、在留資格及び在留期間を決定して在留資格の変更を許可することができる。ただし、第三条第一項第十三号に係る在留資格を有する者の申請については、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可しないものとする。

3　法務大臣は、第三条第一項第六号から第九号まで又は第十一号に係る在留資格への変更について前項の規定による許可（以下「在留資格変更許可」という。）をする場合には、それぞれ当該各号に掲げる活動に係る行政の所管大臣に協議するものとする。ただし、第九条第一項ただし書の政令で定める要件に該当する者については、この限りでない。

4　在留資格変更許可は、入国審査官に、当該許可に係る外国人の所持する旅券に新たな在留資格及び在留期間を記載させて行なうものとする。

（永住許可）

第二十三条　第三条第一項第十五号に係る在留資格への在留資格変更許可（以下「永住許可」という。）は、当該外国人が次の各号に掲げる要件に該当し、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、することができる。

一　素行が善良であること。

二　独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること。

2　永住許可は、入国審査官に、当該許可に係る外国人の所持する旅券に永住許可の証印をさせて行なうものとする。

（身分関係等を失つた者の在留）

第二十四条　第三条第一項第十四号又は第十六号に係る在留資格を有する外国人は、その有する在留資格の決定の基礎となつた身分関係その他の要件がなくなつたときは、当該事由が生じた日から六十日を限り、引き続き当該在留資格をもつて本邦に在留することができる。

（在留の延長及び出国猶予期間）

第二十五条　在留資格を有する外国人は、法務大臣に対し、在留の延長を申請することができる。

2　法務大臣は、前項の申請について適当と認めるに足りる相当の理由があるときは、新たな在留期間を決定して在留の延長を許可することができる。

3　前項の規定による許可（以下「在留延長許可」という。）は、入国審査官に、当該許可に係る外国人の所持する旅券に新たな在留期間を記載さ

せて行なうものとする。

4　法務大臣は、在留延長許可をしない場合でも、出国準備のため必要があると認めるときは、当該外国人の在留期間の満了後六十日の範囲内で出国猶予期間を定め、その者の在留を許可することができる。この場合において、法務大臣は、当該外国人に対し、法務省令で定めるところにより、活動の範囲その他の事項に関して必要と認める条件を附することができる。

5　前項の規定による許可は、入国審査官に、当該許可に係る外国人の所持する旅券に出国猶予期間を記載させて行なうものとする。

6　法務大臣は、第四項の規定による許可を受けた外国人が同項の規定により附された条件に違反したときは、当該許可を取り消すことができる。

（在留資格の取得）

第二十六条　日本の国籍の喪失、出生その他の事由により前章の規定による上陸に関する手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人は、当該事由が生じた日から六十日を限り、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。

2　前項に規定する外国人は、法務大臣に対し、第三条第一項第十五号に係る在留資格以外の在留資格の取得を申請することができる。

3　前項の申請は、第一項に規定する事由が生じた日から三十日以内にしなければならない。

4　第十三条第二項又は次条第二項の規定による決定を受けた外国人について在留資格を取得することができる事情が生じたときは、当該外国人は、第二項に規定する在留資格の取得を申請することができる。

5　法務大臣は、第二項又は前項の申請について適当と認めるに足りる相当の理由があるときは、在留資格及び在留期間を決定して在留資格の取得を許可することができる。

6　前項の規定による許可（以下「在留資格取得許可」という。）は、入国審査官に、当該許可に係る外国人の所持する旅券に在留資格及び在留期間を記載し、在留資格取得許可の証印をさせて行なうものとする。

7　第二十二条第三項の規定は、在留資格取得許可をする場合について準用する。

（特別在留許可）

第二十七条　法務大臣は、外国人が第三十三条各号の一に該当する場合でも、その者が次の各号の一に該当するときは、その者に対し、在留資格及び在留期間を決定して特別に在留を許可することができる。

一　日本人の親族で、その扶養を受けているものであるとき。

二　本邦に本籍を有したことがあるとき。

三　第三十三条各号の一に該当した時において、永住許可を受けていた者であるとき。

四　前三号に掲げる場合を除くほか、特別に在留の許可を受けるべき事情があるとき。

2　法務大臣は、前項の規定による許可（以下「特別在留許可」という。）をする場合において、在留資格を決定することができないときは、当該外国人に対し、三年をこえない範囲内でその者が本邦に在留することができる期間を決定するものとする。

3　特別在留許可は、地方入国管理官署の長に、当該許可に係る外国人の所持する旅券に在留資格及び在留期間（前項の規定による決定を受けた外国人については、その旨及び同項に規定する期間）を記載し、特別在留許可の証印をさせて行なうものとする。

4　特別在留許可を受けた外国人については、当該許可をした際に明らかであつた第三十三条各号に係る事実によつては、第七章に規定する手続による退去強制をすることができない。

5　地方入国管理官署の長は、第三十三条各号の一に該当すると認められる外国人について、法務大臣に特別在留許可を上申することができる。

6　法務大臣は、前項の規定による上申があつた場合において、特別在留許可をしないときは、地方入国管理官署の長にその旨を通知するものとする。

7　第十三条第六項及び第七項の規定は、第二項の規定による決定を受けた外国人において準用する。

8　第二十五条、第三十一条及び第三十二条の規定は、第二項の規定による決定を受けた外国人について準用する。この場合において、第二十五条第一項、第三十一条第一項並びに第三十二条第一項及び第二項後段中「在留資格」とあるのは「第二十七条第二項の規定による決定を受けた者として本邦に在留することができる資格」と、第二十五条第二項から第四項まで、第三十一条第一項及び第三十二条第二項後段中「在留期間」とあるのは「本邦に在留することができる期間」と読み替えるものとする。

（在留外国人身分証明書）

第二十八条　法務大臣は、国籍を有しない外国人その他の外国人で、旅券を取得することができない特別の事情のあるものに対し、この節（第二十五条第二項については、第十三条第八項において準用する場合を含む。）に規定する許可又は第三十一条第一項（第十三条第八項において準用する場合を含む。）の再入国の許可をする場合には、当該外国人に対し、在留外国人身分証明書を発給するものとする。

2　在留外国人身分証明書の発給を受けた外国人は、新たに旅券を取得したときは、地方入国管理官署の長に当該在留外国人身分証明書を返納しなければならない。

3　在留外国人身分証明書は、この法律の規定の適用については、旅券とみなす。ただし、第四条第一項の規定の適用については、当該外国人が第三十一条第一項（第十三条第八項及び前条第八項において準用する場合を含む。）の再入国の許可を受けている場合に限る。

第五章　出国

（出国の手続）

第二十九条　本邦に在留する外国人（一時上陸の許可を受けて本邦に在留する外国人を除く。）は、本邦外の地域におもむく意図をもつて出国しようとするときは、出入国港において、法務省令で定めるところにより、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。

（出国確認の留保）

第三十条　入国審査官は、本邦に在留する外国人が本邦外の地域におもむく意図をもつて出国しようとする場合において、関係機関から、当該外国人が次の各号の一に該当する者である旨の通知を受けているときは、前条の出国の確認を受けるための手続がされた時から二十四時間を限り、当該外国人について出国の確認を留保することができる。

一　死刑若しくは無期若しくは長期三年以上の有期の懲役若しくは禁錮にあたる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている者

二　禁錮以上の刑に処せられ、その刑につき執行猶予の言渡しを受けなかつた者で、刑の執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでのもの（当該刑につき仮出獄を許されている者を除く。）

三　逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）の規定により仮拘禁許可状又は拘禁許可状が発せられている者

2　入国審査官は、前項の規定により出国の確認を留保したときは、直ちに同項の通知をした機関にその旨を通報しなければならない。

第六章　再入国

（再入国の許可）

第三十一条　法務大臣は、在留期間の満了前に本邦に再び入国する意図をもつて出国しようとす

る外国人が、出国前の在留資格をもつて再び本邦に在留しようとするときは、当該外国人の申請に基づき、再入国の許可をすることができる。この場合において、法務大臣は、必要があると認めるときは、その者の申請に基づき、当該許可を数次再入国の許可とすることができる。

2　法務大臣は、再入国の許可をする場合には、当該許可の日から一年をこえない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

3　法務大臣は、再入国の許可を受けて出国した者について、当該許可の有効期間内に再入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、一年をこえない範囲内で、当該許可の有効期間の延長の許可をすることができる。

4　前項の許可の事務は、日本国領事官等に委任するものとする。

5　法務大臣は、数次再入国の許可を受けている外国人で、再入国したものに対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当でないと認める場合には、その者が本邦にある間において、当該許可を取り消すことができる。

（再入国の許可による特例）

第三十二条　再入国の許可を受けている者で、最後の出国時における在留資格をもつて本邦に在留しようとするものに対しては、第六条及び第七条の規定にかかわらず、上陸許可をすることができる。ただし、再入国の許可を受けた後に生じた事実により第七条第一項各号（永住者として本邦に在留しようとする者については、第一号から第三号までを除く。）の一に該当する者に対しては、この限りでない。

2　前項に規定する者に対し上陸許可をする場合には、第十条第二項、第十一条第五項又は第十二条第三項の規定による在留資格及び在留期間の決定を要しない。この場合において、上陸許可を受けた当該外国人は、最後の出国時における在留資格及び在留期間をもつて本邦に在留するものとする。

3　再入国の許可を受けている者のうち、日本の国籍を有する船舶若しくは航空機又は法務省令で定める船舶若しくは航空機の乗員は、出国の確認を受けることなく出国し、かつ、上陸許可を受けることなく本邦に上陸することができる。

第七章　退去強制

第一節　退去強制の対象者

（退去強制の対象者）

第三十三条　次の各号の一に該当する外国人については、この章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

一　第四条第一項の規定に違反して本邦に入つた者

二　第五条の規定に違反して本邦に上陸した者

三　仮上陸の許可を受けた者で、逃亡したもの又は第十四条第三項の規定に違反して呼出しに応じないもの

四　第十五条第一項の規定により退去を命ぜられたにもかかわらず、本邦から退去しない者

五　第十七条第二項の規定により退去を命ぜられたにもかかわらず、本邦から退去しない者

六　第二十六条第一項に規定する者で、在留資格取得許可を受けることなく同項に規定する期間を経過した後も本邦に残留するもの

七　在留期間（第二十五条第四項の出国猶予期間を含む。）を経過した後も本邦に残留する者、在留資格変更許可を受けることなく第二十四条に規定する期間を経過した後も本邦に残留する者又は第二十五条第六項の規定により同条第四項の規定による在留の許可を取り消された者

八　第十三条第二項若しくは第二十七条第二項に規定する期間（第十三条第八項又は第二十七条第八項において準用する第二十五条第二項の規定による許可を受けた場合にあつては、延長された期間）を経過した後も本邦に残留する者又は第十三条第七項（第二十七条第七項において準用する場合を含む。）の規定により特別上陸許可若しくは特別在留許可を取り消された者

九　一時上陸の許可に係る上陸の期間を経過した後も本邦に残留する者又は第十六条第六項の規定により一時上陸の許可を取り消された者

十　第十九条の規定に違反して、同条に規定する活動をもつぱら行なつた者

十一　第二十条第一項の規定による命令に従わなかつた者

十二　らい予防法の適用を受けているらい患者（永住者を除く。）

十三　精神衛生法第二十九条（同法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受け、同法第二十九条に定める精神病院若しくは指定病院に収容されている精神障害者若しくは覚せい剤の慢性中毒者又は麻薬取締法第五十八条の八の規定の適用を受け、同条に定める麻薬中毒者医療施設に収容されている麻薬中毒者（永住者を除く。）

十四　貧困者、放浪者その他生活上の保護を必要とする者で、国又は地方公共団体の負担になつているもの（永住者を除く。）

十五　外国人登録に関する法令に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

十六　麻薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十四章に規定する罪により刑に処せられた者

十七　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する罪又は性病予防法（昭和二十三年法律第百六十七号）第二十六条若しくは第二十七条若しくは刑法第百八十二条の罪により刑に処せられた者

十八　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）に規定する少年で、無期又は三年をこえる（不定期刑の場合にあつては、その長期が三年をこえる）有期の懲役又は禁錮に処せられたもの

十九　少年法に規定する少年を除くほか、無期又は一年をこえる有期の懲役又は禁錮に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

二十　他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸することをあおり、そそのかし、又は助けた者

二十一　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

二十二　次に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

イ　公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体

ロ　公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体

ハ　工場又は事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体

二十三　前二号に規定する政党その他の団体の目的を達するため、文書図画を作成し、頒布し、又は展示した者

二十四　前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行なつたと認定する者

第二節　違反調査

（違反調査）

第三十四条　入国警備官は、前条各号（第四号を

除く。以下同じ。）の一に該当すると思料される外国人（以下「容疑者」という。）があるときは、調査をすることができる。ただし、強制の処分は、この節及び第五節に特別の規定がある場合でなければすることができない。

（通報）

第三十五条　国又は地方公共団体の職員は、その職務を遂行するに当たつて容疑者を知つたときは、所管の地方入国管理官署の長は、その旨を通報しなければならない。

（容疑者の取調べ等）

第三十六条　入国警備官は、第三十四条の調査（以下「違反調査」という。）をするため必要があるときは、容疑者若しくは参考人に対して出頭を求め、これらの者を取り調べ、又はこれらの者が遺留し、若しくは提出した物件を領置することができる。

2　第十条第五項の規定は、入国警備官が容疑者又は参考人を取り調べる場合について準用する。

3　入国警備官は、違反調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（臨検、捜索又は差押え）

第三十七条　入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、その所管官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、臨検、捜索又は差押えをすることができる。

2　前項の場合において、急速を要するときは、入国警備官は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押えるべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、同項の処分をすることができる。

3　入国警備官は、前二項の許可を請求しようとするときは、違反調査の対象者が容疑者であることを示す資料を提出するとともに、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める資料を添附しなければならない。

一　容疑者以外の者の住居その他の場所を臨検しようとする場合　その場所が違反調査の対象となつている事件（以下「違反事件」という。）に関係があると認めるに足りる状況があることを示す資料

二　容疑者以外の者の身体、物件又は住居その他の場所について捜索しようとする場合　差し押えるべき物件が存在し、かつ、その物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを示す資料

三　容疑者以外の者の物件を差し押えようとする場合　その物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを示す資料

4　第一項又は第二項の許可をする場合には、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押えるべき物件、請求者の官職氏名、有効期間及び裁判所名を記載し、自ら記名押印した許可状を入国警備官に交付しなければならない。

5　入国警備官は、前項の許可状を他の入国警備官に交付して、臨検、捜索又は差押えをさせることができる。

第三十八条　入国警備官は、臨検、捜索又は差押えをする場合には、これらの処分を受ける者に前条第四項の許可状を提示しなければならない。

2　入国警備官は、臨検、捜索又は差押えをするについて必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

3　入国警備官は、住居その他の建造物内で臨検、捜索又は差押えをするときは、住居主、所有者若しくは管理者又はこれらの者に代わるべき者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

4　臨検、捜索又は差押えは、旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することができる場所でその公開した時間内にこれらの処分をする場合を除き、前条第四項の許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日出までの間には、してはならない。ただし、日没前に開始した臨検、捜索又は差押えについて必要があると認めるときは、日没後も継続することを妨げない。

5　入国警備官は、臨検、捜索又は差押えをするに際し必要があるときは、警察官又は海上保安官の援助を求めることができる。

6　第十条第五項の規定は、入国警備官が臨検、捜索又は差押えをする場合について準用する。

（調書の作成）

第三十九条　入国警備官は、容疑者又は参考人を取り調べたときは、その供述を調書に記載し、容疑者又は参考人に閲覧させ、又は読み聞かせて、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならない。

2　入国警備官は、臨検、捜索又は押収をしたときは、その調書を作成し、前条第三項の規定による立会人に閲覧させ、又は読み聞かせて、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならない。

3　前二項の場合において、取調べを受けた者又は立会人が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、その旨を調書に附記すれば足りる。

（押収目録の交付及び押収物の返還）

第四十条　入国警備官は、押収をしたときは、その目録を作り、押収物の所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代わるべき者にこれを交付しなければならない。

2　入国警備官は、押収物について、留置の必要がないと認めたときは、すみやかにこれを還付しなければならない。

（違反事件の引継ぎ）

第四十一条　入国警備官は、違反調査を終えたときは、すみやかに書類及び証拠物とともに違反事件を地方入国管理官署の長に引き継がなければならない。

第三節　審査、口頭審理及び異議の申出

（審査及び口頭審理）

第四十二条　地方入国管理官署の長は、前条の規定による違反事件の引継ぎを受けたときは、直ちに入国審査官に対して容疑者が第三十三条各号の一に該当するかどうかの審査を命じなければならない。

2　入国審査官は、審査を終えたときは、すみやかに、理由を附した書面をもつて、地方入国管理官署の長にその結果を報告しなければならない。

3　地方入国管理官署の長は、入国審査官から容疑者が第三十三条各号の一に該当すると認める旨の前項の規定による報告を受けたときは、当該容疑者に対し、時及び場所を通知してすみやかに口頭審理を行なわなければならない。

4　第十条第五項及び第十一条第二項から第四項までの規定は、前項の口頭審理について準用する。

5　地方入国管理官署の長は、口頭審理の結果、容疑者が第三十三条各号の一に該当すると認定した場合には、当該容疑者に対し、すみやかに、理由を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定により異議を申し出ることができる旨を通知しなければならない。

（異議の申出）

第四十三条　前条第五項の規定による通知を受けた容疑者は、同項の規定による認定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載した書面を地方入国管理官署の長に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。

2　法務大臣は、前項の規定による異議の申出を

受理したときは、当該異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、すみやかにその結果を、地方入国管理官署の長を経由して、当該容疑者に通知するものとする。この場合において、異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知は、当該容疑者に対し特別在留許可をしない場合に限り、するものとする。

第四節　退去強制令書の執行

（退去強制令書）

第四十四条　外国人の退去強制は、退去強制令書によつて行なう。

2　地方入国管理官署の長は、外国人が次の各号の一に該当するに至つた場合には、退去強制令書を発付しなければならない。ただし、特別在留許可の上申をした場合において、第二十七条第六項の規定による通知があるまでの間は、この限りでない。

一　第四十二条第五項の規定による通知を受けた場合において、文書により異議の申出をしない旨を明らかにしたとき、又は当該通知を受けた日から三日以内に異議の申出をしなかつたとき。

二　異議の申出が理由がないと裁決した旨の前条第二項の規定による通知を受けたとき。

三　第十五条第一項の規定により退去を命ぜられたにもかかわらず、本邦から退去しないとき。

3　退去強制令書には、退去を強制される者の氏名、年齢及び国籍、退去強制の理由、第四十六条第六項の規定により送還する場合の送還先、発付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、地方入国管理官署の長がこれに記名押印しなければならない。

（送還先）

第四十五条　次条第六項の規定により送還する場合の送還先は、退去を強制される者の国籍又は市民権の属する国とする。

2　地方入国管理官署の長は、退去を強制される者を前項の国に送還することができないとき、又は送還することが適当でないと認めるに足りる相当の事情があるときは、退去を強制される者の希望する国を送還先に指定しなければならない。ただし、退去を強制される者が希望する国に送還することができないときは、次に掲げる国のいずれかを送還先に指定することができる。

一　退去を強制される者の親族が居住している国

二　退去を強制される者が本邦に入国する前に居住していたことのある国

三　退去を強制される者が本邦に向けて船舶又は航空機に乗つた港又は飛行場の属する国

3　前項ただし書の規定により送還先を指定する場合には、できる限り退去を強制される者の意思を尊重しなければならない。

4　送還先である国の特定の地域に送還することが相当であると認められるときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その地域を送還先とすることができる。

（退去強制令書の執行）

第四十六条　退去強制令書は、入国警備官が執行するものとする。

2　警察官又は海上保安官は、入国警備官が足りないため地方入国管理官署の長が必要と認めて依頼したときは、退去強制令書を執行することができる。

3　入国警備官（前項の規定により退去強制令書を執行する警察官又は海上保安官を含む。以下この条及び第四十九条において同じ。）は、退去強制令書を執行するときは、退去を強制される者に退去強制令書又はその写しを示さなければならない。

4　退去を強制される者は、退去強制令書の執行が開始された日から十五日を経過する日（十五日を経過する日以前に第五十七条の規定により船舶若しくは航空機の長又は運送業者が送還するときは、当該送還する日の前日）までの間において、自らの費用により、自ら本邦を退去すること（以下「任意退去」という。）を希望するときは、任意退去をすることができる。

5　入国警備官は、退去を強制される者を第五十七条の規定により船舶若しくは航空機の長又は運送業者が送還するときは、これらの者に退去を強制される者を引き渡すものとする。

6　入国警備官は、退去を強制される者について退去強制令書の執行が開始された日から十五日を経過したとき、又はその者が任意退去をしないことが明らかなときは、すみやかにその者を送還しなければならない。ただし、前項に規定する場合又は次項の規定により地方入国管理官署の長が任意退去を許可した場合は、この限りでない。

7　退去強制令書の執行が開始された日から十五日を経過した後において、退去を強制される者が任意退去を希望するときは、地方入国管理官署の長は、その者の申請に基づき、これを許可することができる。

（退去を強制令書の執行停止）

第四十七条　地方入国管理官署の長（第四十九条第一項の規定により入国者収容所に収容されている者については、入国者収容所長。第五十一条第一項、第二項、第四項及び第五項において同じ。）は、退去強制令書の執行によつて、退去を強制される者が健康を害するおそれがあるときは、その者の前条第五項の規定による引渡し又は同条第六項の規定による送還を停止させることができる。

第五節　収容

（収容令書による収容）

第四十八条　地方入国管理官署の長は、容疑者が第三十三条各号の一に明らかに該当すると認められる場合で、かつ、その者が逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるときは、収容令書を発付して、入国警備官に当該容疑者を収容させることができる。

2　前項の収容令書には、容疑者の氏名、居住地及び国籍、容疑事実の要旨、収容すべき場所、有効期間、発付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、地方入国管理官署の長がこれに記名押印しなければならない。

3　入国警備官は、第一項の規定により容疑者を容疑するときは、収容令書を容疑者に示さなければならない。

4　入国警備官は、収容令書を所持しない場合でも急速を要するときは、容疑事実の要旨及び当該収容令書が発付されている旨を告げて、容疑者を収容することができる。ただし、当該収容令書は、できるだけすみやかに示さなければならない。

5　入国警備官は、容疑者が第三十三条各号の一に明らかに該当すると認められる場合で、収容令書の発付をまつていてはその者が逃亡すると信ずるに足りる相当の理由があるときは、収容令書の発付をまたずに、容疑事実の要旨を告げ、当該容疑者を収容することができる。

6　前項の規定により容疑者を収容したときは、入国警備官は、直ちにその旨を地方入国管理官署の長に報告しなければならない。この場合において、収容令書が発付されないときは、直ちにその者の身体の拘束を解かなければならない。

7　地方入国管理官署の長は、容疑者を収容したときは、すみやかに、本邦に在留する者で当該容疑者が指定するものの一人に対し、その旨を通知しなければならない。

8　容疑者を収容したときは、当該容疑者の指紋を採取し、身体若しくは体重を測定し、又は写真を撮影することができる。

9　容疑者を収容することができる期間は、収容を開始した日から起算して二十日以内とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、二十日を限り延長することができる。

10　地方入国管理官署の長（第六十四条第二項の規定により第四十二条第三項から第五項までに規定する事務を取り扱う入国審査官を含む。）は、入国審査官から容疑者が第三十三条各号のいずれにも該当しないと認めた旨の第四十二条第二項の規定による報告を受けたとき、同条第三項の口頭審理の結果容疑者が第三十三条各号のいずれにも該当しないと認定したとき、又は法務大臣から異議の申出が理由があると裁決した旨の第四十三条第二項の規定による通知があつたときは、直ちに当該容疑者の身体の拘束を解かなければならない。

（退去強制令書による収容）

第四十九条　入国警備官は、第四十六条第四項から第七項までの規定により、退去を強制される者が任意退去をし、又はその者を船舶若しくは航空機の長若しくは運送業者に引き渡し、若しくは送還するまでの間、退去強制令書により、その者を収容することができる。

2　前条第七項及び第八項の規定は、入国警備官が前項の規定により退去を強制される者を収容した場合について準用する。

（収容の場所及び留置の嘱託）

第五十条　第四十八条又は前条第一項の規定により容疑者又は退去を強制される者を収容することができる場所は、地方入国管理官署の収容場、入国者収容所その他法務大臣又はその委任を受けた地方入国管理官署の長が指定する場所とする。

2　警察官は、地方入国管理官署の長が必要と認めて嘱託書により依頼したときは、容疑者を警察署に留置することができる。

（収容の停止）

第五十一条　地方入国管理官署の長は、第四十八条又は第四十九条第一項の規定により収容されている者が健康を害するおそれがあるときその他特に必要があると認めるときは、収容されている者又はその代理人、保佐人、配偶者、直系親族若しくは兄弟姉妹の請求に基づき、又は職権に基づき、その者の収容を停止することができる。

2　前項の規定による収容の停止をする場合には、地方入国管理官署の長は、当該収容の停止を受ける者の住居を定めなければならない。

3　第一項の規定による収容の停止を受けた者は、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長（入国者収容所長が収容を停止させた者については、入国者収容所長。次条において同じ。）から呼出しがあつたときは、これに応じなければならない。

4　第二項の場合において、地方入国管理官署の長は、当該収容の停止を受ける者に対し、運輸省令で定めるところにより、行動の範囲その他の事項に関して必要と認める条件を附し、又は五十万円をこえない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させることができる。

5　地方入国管理官署の長は、適当と認めるときは、収容の停止を受ける者以外の者の差し出した保証書をもつて前項の保証金に代えることを許すことができる。

6　前項の保証書には、保証金額及びいつでもその保証金を納付する旨を記載しなければならない。

（収容の停止の取消し）

第五十二条　地方入国管理官署の長は、前条第一項の規定による収容の停止を受けた者が逃亡し、若しくは逃亡すると疑うに足りる相当の理由があると認めるとき、又は同条第三項の規定に違反して呼出しに応ぜず、若しくは同条第四項の規定により附された条件に違反したときは、当該収容の停止を取り消すことができる。

2　地方入国管理官署の長は、法務省令で定めるところにより、逃亡したこと又は前条第三項の規定に違反して呼出しに応じないことを理由として収容の停止の取消しをしたときは同条第四項の保証金の全部を、同項の規定により附された条件に違反したことを理由として収容の停止の取消しをしたときはその一部を国庫に帰属させるものとする。この場合において、同条第五項の保証書を差し出した者には、国庫に帰属させる金額を納付するよう命ずるものとする。

3　前項後段の規定による命令は、強制執行に関しては、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

4　入国警備官は、第一項の規定により収容の停止を取り消された者がある場合には、その者に地方入国管理官署の長が発付する収容停止取消書及び収容令書又は退去強制令書を示して、その者を収容しなければならない。

5　入国警備官は、収容停止取消書及び収容令書又は退去強制令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、第一項の規定により収容の停止を取り消された者に対し、収容の停止が取り消された旨を告げて、その者を収容することができる。ただし、当該収容停止取消書及び当該収容令書又は退去強制令書は、できるだけすみやかに示さなければならない。

第八章　船舶又は航空機の長及び運送業者の責任

（事前通報等の義務）

第五十三条　船舶（本邦の港と本邦外の港との間を運航する船舶をいう。以下同じ。）又は航空機（本邦の飛行場と本邦外の飛行場との間を運航する航空機をいう。以下同じ。）の長は、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、入港しようとする出入国港の入国審査官に対し、入港予定日時その他の事項を通報しなければならない。ただし、法務省令が定める船舶又は航空機については、この限りでない。

2　船舶又は航空機の長は、法務省令で定めるところにより、当該船舶又は航空機が出入国港に入港したときは直ちに、出入国港から出港するときはあらかじめ、当該出入国港の入国審査官に対し、入出港届を提出しなければならない。ただし、法務省令で定める船舶又は航空機については、この限りでない。

3　前項の場合において、船舶又は航空機の長は、入国審査官の要求があつたときは、乗員名簿又は乗客名簿を提出しなければならない。

（報告の義務）

第五十四条　本邦に入る船舶又は航空機の長は、有効な旅券を所持しない外国人（乗員又は第四条第二項に規定する者で、有効な乗員手帳を所持するものを除く。）が当該船舶又は航空機に乗つていることを知つたときは、直ちにその旨を出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

（船舶又は航空機の長の行為の代行）

第五十五条　前二条の規定により船舶又は航空機の長がすべき行為は、これらの条に規定する船舶又は航空機に係る運送業者も行なうことができる。

（上陸防止の義務）

第五十六条　船舶又は航空機の長は、第五十四条第一項に規定する外国人が当該船舶又は航空機に乗つていることを知つたときは、当該外国人が本邦に上陸することを防止しなければならない。

（送還の義務）

第五十七条　次の各号の一に該当する外国人が乗つてきた船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者は、当該外国人をその船舶若しくは航空機又は当該運送業者に係る他の船舶若しくは航空機により、その責任と費用で、すみやかに本邦外の地域に送還しなければならない。

一　第十五条第一項の規定により退去を命ぜら

れた者
二　第三十三条第三号から第五号まで又は第九号に該当することを理由として同条の規定により退去を強制される者
三　第三十三条第一号又は第二号に該当することを理由として入国又は上陸後三年以内に同条の規定により退去を強制される者のうち、その者が乗つてきた船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者において、その者が第四条第一項又は第五条の規定に違反して本邦に入り、又は上陸しようとしている者であることを明らかに知つていたと認められる者
四　第七条第一項各号に係る事実があることを理由として上陸後三年以内に第三十三条の規定により退去を強制される者のうち、その者が乗つてきた船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者において、その者の上陸の際にその者について当該事実があることを明らかに知つていたと認められる者

2　前項の場合において、外国人を同項に規定する船舶又は航空機により送還することができないときは、運送業者は、その責任と費用で、すみやかに他の船舶又は航空機により送還しなければならない。

（指示に従う義務）

第五十八条　船舶又は航空機の長及びその船舶又は航空機に係る運送業者は、入国審査官がこの法律に規定する審査その他の職務の執行に当たり必要な指示をした場合には、これに従わなければならない。

第九章　日本人の出国及び帰国

（日本人の出国）

第五十九条　本邦外の地域におもむく意図をもつて出国しようとする日本人は、有効な旅券を所持し、出入国港において、法務省令で定めるところにより、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。ただし、日本の国籍を有する船舶若しくは航空機又は法務省令で定める船舶若しくは航空機の乗員で、有効な旅券又は乗員手帳を所持するものについては、この限りでない。

（日本人の帰国）

第六十条　本邦外の地域から本邦に帰国する日本人は、有効な旅券を所持し、出入国港において、法務省令で定めるところにより、入国審査官から帰国の確認を受けなければならない。前条ただし書の規定は、この場合について準用する。

第十章　管理機関

（入国審査官）

第六十一条　この法律に規定する職務に従事させるため、入国管理事務所に入国審査官を置く。

2　入国審査官は、この法律に規定する職務を行なうため必要があるときは、船舶又は航空機に乗り込むことができる。

3　入国審査官は、必要があるときは、その所属する入国管理事務所の管轄区域外においても、職務を行なうことができる。

（入国警備官）

第六十二条　この法律に規定する職務に従事させるため、入国者収容所及び入国管理事務所に入国警備官を置く。

2　入国警備官の階級は、政令で定める。

3　入国警備官は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の二の規定の適用については、警察職員とみなす。

4　入国警備官は、外国人が第五条の規定に違反して本邦に上陸することを防止するため必要があるときは、船舶又は航空機に乗り込むことができる。

5　入国警備官は、第五条の規定に違反して本邦に上陸しようとしていると疑うに足りる相当の理由のある者に対し、質問し、若しくは旅券、乗員手帳その他の身分を証する文書の提示を求め、又は周囲の事情から合理的に判断して外国人が不法に本邦に上陸しようとしていることについて知つていると認められる者に対し、質問することができる。

6　入国警備官は、第五条の規定に違反する行為がまさに行なわれようとするのを認めたときは、その予防のため関係人に必要な警告を発し、又はこれを制止することができる。

7　前条第三項の規定は、入国管理事務所に置かれた入国警備官について準用する。

（小型武器の携帯及び使用）

第六十三条　入国審査官及び入国警備官は、その職務を行なうに当たり、特に必要があるときは、小型武器を携帯することができる。

2　入国審査官及び入国警備官は、その職務の執行に関し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度において、小型武器を使用することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

一　刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合

二　第十四条第七項若しくは第四十八条の収容令書若しくは退去強制令書の執行を受ける者がその者に対する入国警備官の職務の執行に対して抵抗する場合又は第三者がその者を逃がそうとして入国警備官に抵抗する場合において、これを防止するために他の手段がないと入国警備官において信ずるに足りる相当の理由があるとき。

（地方入国管理官署の長の職務の代行者）

第六十四条　地方入国管理官署の長に事故のあるとき、又は地方入国管理官署の長が欠けたときは、その官署の入国審査官が、法務大臣の定める順序により、臨時にこの法律に規定する地方入国管理官署の長の職務を行なう。

2　地方入国管理官署の長は、法務大臣の指定する入国審査官に第十一条又は第四十二条第三項から第五項までに規定する事務を取り扱わせることができる。

（事実の調査）

第六十五条　法務大臣は、この法律の規定によりその権限に属する事項を処理するため必要があるときは、地方入国管理官署の長に事実の調査を命ずることができる。

2　地方入国管理官署の長は、前項の規定による命令を受けたとき、又はこの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によりその権限に属する事項を処理するため必要があるときは、所属の入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

3　地方入国管理官署の長は、前項に規定する場合には、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（制服の着用又は証票の携帯）

第六十六条　入国審査官及び入国警備官は、この法律に規定する職務を行なうときは、制服を着用し、又はその身分を示す証票を携帯しなければならない。

2　前項の場合において、当該証票は、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第十一章　補則

（刑事訴訟法の特例）

第六十七条　司法警察員は、第七十四条、第七十五条第一号又は第七十七条の罪に係る被疑者を逮捕し、又は受け取つた場合には、第四十八条第一項の収容令書が発付され、かつ、その者が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百三条（同法第二百十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、書類及び証拠物とともに、当該被疑者を入国警備官に引き渡すことができる。

2　前項の場合には、被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に、当該被疑者を引き渡

す手続をしなければならない。

（刑事手続等との関係）

第六十八条　刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院若しくは婦人補導院の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が行なわれている者について退去強制令書が発付された場合には、これらの法令の規定による手続が終了した後でなければ、その執行（第四十九条第一項の規定による収容を除く。）をすることができない。ただし、刑事訴訟に関する法令の規定による手続以外の手続が行なわれている場合で、関係機関の同意があつたときは、この限りでない。

2　前項本文に規定する場合において、第四十九条第一項の規定により収容された者に対する第四十六条第四項、第六項及び第七項の規定の適用については、これらの規定中「退去強制令書の執行が開始された日」とあるのは、同条第四項にあつては「第六十八条第一項本文に規定する手続が終了した日又は同項ただし書の同意があつたことを知つた日（以下「手続終了等の日」という。）」と、同条第六項及び第七項にあつては「手続終了等の日」とする。

（収容場の設置）

第六十九条　地方入国管理官署に、第十四条第七項若しくは第四十八条の収容令書又は退去強制令書の執行を受ける者を収容する収容場を設ける。

（被収容者の処遇）

第七十条　第十四条第七項若しくは第四十八条の収容令書又は退去強制令書により収容されている者（以下「被収容者」という。）には、第五十条に規定する収容の場所（以下「収容場所」という。）の保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならない。

2　被収容者には一定の寝具を貸与し、及び一定の糧食を給与するものとする。

3　被収容者に対する給養は、適正でなければならず、収容場所の設備は、衛生的でなければならない。

4　入国者収容所長又は地方入国管理官署の長（第四十六条第二項の規定により警察官又は海上保安官が退去強制令書を執行している場合にあつては当該警察官又は海上保安官の属する官署の長、第五十条第二項の規定により容疑者を警察署に留置する場合にあつては警察署長。以下この条において同じ。）は、収容場所の保安上又は衛生上必要があると認めるときは、被収容者の身体、所持品若しくは衣類を検査し、又は所持品若しくは衣類を領置することができる。

5　入国者収容所長又は地方入国管理官署の長は、収容場所の保安上必要があると認めるときは、被収容者と次に掲げる者以外の者との面会を制限し、若しくは禁止し、又はこれと発受する通信を検閲し、制限し、若しくは禁止することができる。

一　被収容者の国籍又は市民権の属する国の外交官又は領事官

二　被収容者の代理人又は弁護人である弁護士（依頼によりこれらの者になろうとする弁護士を含む。）

6　入国者収容所長又は地方入国管理官署の長は、被収容者から処遇に関して不服の申出があつた場合において、当該不服に係る事項を処理したときは、その結果を当該申出人に対し告知するものとする。

7　前各項に規定するものを除くほか、被収容者の処遇に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（手数料）

第七十一条　外国人は、第十九条の活動の許可、在留資格変更許可、永住許可、在留延長許可、再入国の許可又は再入国の許可の有効期間を延長する第三十一条第三項の許可（第十三条第八項又は第二十七条第八項において準用する第二十五条第二項又は第三十一条第一項若しくは第三項の規定による許可を含む。）を受けようとする場合には、政令で定めるところにより、五千円をこえない範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（権限の委任）

第七十二条　この法律に規定する法務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方入国管理官署の長又は日本国領事官等に委任することができる。

（省令への委任）

第七十三条　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令で定める。

第十二章　罰則

第七十四条　次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第一項の規定に違反して本邦に入つた者

二　第五条の規定に違反して本邦に上陸した者

三　仮上陸の許可を受けた者で、逃亡したもの又は第十四条第三項の規定に違反して呼出しに応じないもの

四　第十五条第一項の規定により退去を命ぜられたにもかかわらず、本邦から退去しない者

五　第二十六条第一項に規定する者で、在留資格取得許可を受けることなく同項に規定する期間を経過した後も本邦に残留するもの

六　在留期間（第二十五条第四項の出国猶予期間を含む。）を経過した後も本邦に残留する者又は在留資格変更許可を受けることなく第二十四条に規定する期間を経過した後も本邦に残留する者

七　第十三条第二項又は第二十七条第二項に規定する期間（第十三条第八項又は第二十七条第八項において準用する第二十五条第二項の規定による許可を受けた場合にあつては、延長された期間）を経過した後も本邦に残留する者

八　一時上陸の許可に係る上陸の期間を経過した後も本邦に残留する者

第七十五条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

一　第十九条の規定に違反して同条に規定する活動をもつぱら行なつた者

二　第二十九条又は第五十九条の規定に違反して出国し、又は出国することを企てた者

第七十六条　第十四条第七項若しくは第四十八条の収容令書又は退去強制令書によつて身体を拘束されている者で、逃走したものは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第七十七条　第二十条第一項の規定による命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

第七十八条　第七十四条から前条までの罪を犯した者には、懲役又は禁錮及び罰金を併科することができる。

第七十九条　第十九条の規定に違反して同条に規定する活動を行なつた者は、五万円以下の罰金に処する。

第八十条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第十一条第四項（第四十二条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による命令に従わなかつた者

二　第二十一条第一項又は第二項の規定に違反して旅券等を携帯せず、又はその提示を拒んだ者

第八十一条　次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第五十三条第一項の規定に違反して通報せず、若しくは同条第二項の規定に違反して入

出港届を提案しなかつた者又は同条第三項の規定に違反して名簿を提案せず、若しくは虚偽の記載をした名簿を提案した者

二　第五十四条の規定に違反して報告しなかつた者

三　第五十六条の規定に違反して上陸することを防止しなかつた者

四　第五十七条の規定に違反して送還を怠つた者

五　第五十八条の規定に違反して指示に従わなかつた者

附則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（出入国管理令の廃止）

第二条　出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）は、廃止する。

（在留資格に関する経過措置）

第三条　この法律（以下「新法」という。）の施行の際現に前条の規定による廃止前の出入国管理令（以下「旧令」という。）第四条第一項各号に掲げる者のいずれか一に該当する者（旧令第四条第一項第十六号に該当する者については、同項第五号、第十号から第十二号まで又は第十五号に係る者のうち、短期間本邦に在留しようとする者に限る。）としての在留資格を有する者は、新法の規定の適用については、それぞれ旧令の規定による在留資格に対応する新法の規定による在留資格を有する者とみなす。新法の施行の日以後において附則第五条又は第十条の規定によりこれらの旧令の規定の例による在留資格を有することとなつた者についても、同様とする。

2　前項の場合において、旧令第四条第一項第五号から第十三号まで又は第十六号に該当する者のうち、同項第十五号に係る者を除く。）としての在留資格は、政令で定めるところにより、当該各号に規定する活動（同項第十六号については、同項第五号又は第十号から第十二号までに規定する活動）に対応する新法第三条第一項第四号から第十一号までに掲げる活動をすることができる者としての新法の規定による在留資格に対応するものとする。

3　旧令第四条第一項第五号から第十三号まで又は第十六号に該当する者（同項第十六号に該当する者のうち、同項第十五号に係る者を除く。）としての在留資格を有する者で、第一項の規定により新法の規定による在留資格を有するものとみなされたものについては、旧令の規定による在留期間が満了する日までの間、新法第十九条中「在留活動」とあるのは、「その者の附則第二条の規定による廃止前の出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定による在留資格に属する者の行なうべき活動」とする。

4　新法の施行の際現に旧令第四条第一項第十五号又は第十六号に該当する者としての在留資格を有する者で、第一項の規定により新法第三条第一項第十四号に係る在留資格を有する者とみなされたもののうち、旧令の規定による在留資格の決定の基礎となつた身分関係その他の要件がなくなつているものに関する新法第二十四条の規定の適用については、新法の施行の日に同条に規定する事由が生じたものとみなす。

5　第一項の規定により新法の規定による在留資格を有する者とみなされた者の新法の規定による在留期間は、旧令の規定による在留期間が満了する日までの期間（旧令第四条第一項第二号に該当する者としての在留資格を有する者については、新法の施行の日から一年を経過する日までの期間）とする。

6　新法の施行の際現に旧令の規定による在留資格を有する者で、第一項に規定する者以外のものは、新法第三条第一項第十六号に係る在留資格を有する者として本邦に在留することができる。新法の施行の日以後において附則第五条の規定により旧令の規定の例による在留資格を有することとなつた者で、第一項後段に規定する者以外のものについても、同様とする。

7　前項に規定する者の新法の規定による在留期間は、旧令の規定による在留期間が満了する日までの期間とする。

8　第六項に規定する者で、新法の規定による在留資格を決定することができるもの（新法第三条第一項第十六号に係る在留資格を決定することができる者を除く。）については、新法第二十五条の規定は、適用しない。

（旧令の規定に基づく処分又は手続の効力）

第四条　新法の施行の日前に旧令（これに基づく命令を含む。附則第十三条を除き、以下同じ。）の規定（旧外国人登録令（昭和二十二年勅令第二百七号）第十六条第二項において準用する場合を含む。）によつてした証明書の交付若しくはその申請、指定、許可若しくはその申請又は退去強制令書の発付その他の処分又は手続で新法（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、新法の相当の規定によつてした相当の処分又は手続とみなす。

（上陸の手続に関する経過措置）

第五条　新法の施行の際現に旧令第六条第二項に規定する上陸の申請をしている者に関する旧令第三章第一節から第三節まで（第十条第八項及び第十一条第五項を除く。）の規定に係る事項（これらの事項に係る罰則の適用を含む。）については、なお従前の例による。この場合において、旧令の規定中「特別審理官」とあるのは「地方入国管理官署の長又は法務大臣の指定する入国審査官」と、「主任審査官」とあるのは「地方入国管理官署の長」とする。

（上陸許可の要件に関する経過措置）

第六条　旧令第四条第五項の許可があつたことを示す書類を所持している者については、新法第六条中「各号（第十五号を除く。）」とあるのは「各号」とする。

2　旧令第五条第一項第六号又は第八号の規定に該当して上陸を拒否された者は、新法第七条第一項第十号の規定の適用については、それぞれ同項第八号又は第九号の規定に該当したことにより上陸許可を受けることができず、新法第十五条第一項の規定により退去を命ぜられて本邦から退去した者とみなす。

（事前認定に関する経過措置）

第七条　新法第九条の規定は、新法の施行の日から三月を経過する日までの間に新法の規定による上陸許可の申請をする者（旧令第四条第三項に規定する者を除く。）については、適用しない。

（退去命令に関する経過措置）

第八条　旧令第十条第七項の規定による認定に服した者及び主任審査官が旧令第十一条第三項の規定により受けた異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知に係る者のうち、新法の施行の日前に旧令第十条第八項又は第十一条第五項の規定による退去を命ぜられた者以外の者は、新法第十五条の規定の適用については、同条第一項に規定する外国人で、新法の施行の日に同項各号の一に該当するに至つたものとみなす。

2　附則第五条に規定する者で、旧令第十条第七項の規定の例による認定に服したもの又は地方入国管理官署の長が旧令第十一条第三項の規定の例により受けた異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知に係るものは、新法第十五条の規定の適用については、同条第一項に規定する外国人で、当該認定に服した日又は当該通知を地方入国管理官署の長が受けた日に同項各号の一に該当するに至つたものとみなす。

（在留資格の取得に関する経過措置）

第九条　新法の施行の際現に旧令第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留している者に関

する新法第二十六条の規定の適用については、旧令第二十二条の二第一項に規定する事由が生じた日に新法第二十六条第一項に規定する事由が生じたものとみなす。

（永住許可に係る申請に関する経過措置）

第十条　新法の施行の際現に旧令第四条第五項の規定による永住許可の申請又は旧令第二十二条の二の規定による旧令第四条第一項第十四号に該当する者としての在留資格の取得の申請をしている者に関する当該申請に係る許可については、なお従前の例による。

（退去強制等に関する経過措置）

第十一条　旧令第二十四条各号の一に該当する者（旧令附則第四項の規定により旧令第二十四条第一号に該当する者とみなされた者を含む。）及び旧外国人登録令第三条の規定に違反した者に対する退去強制及び特別在留許可については、旧令第二十四条各号の一又は旧外国人登録令第三条に対応する新法第三十三条各号の一に掲げる者に該当するものとみなして、新法の規定を適用する。

2　前項の規定にかかわらず、新法の施行の際現に旧令第五章第二節の規定（旧外国人登録令第十六条第二項において準用する場合を含む。）により収容されている外国人又は同章第三節の規定（旧外国人登録令第十六条第二項において準用する場合を含む。）による手続が行なわれている外国人に関する旧令第五章第一節から第三節まで及び第五節中収容令書の発布を受けている者に係る部分の規定に係る事項（これらの事項に係る罰則の適用を含む。）については、なお従前の例による。この場合において、旧令の規定中「特別審理官」とあるのは「地方入国管理官署の長又は法務大臣の指定する入国審査官」と、「主任審査官」とあるのは「地方入国管理官署の長」と、「第五十一条の規定による退去強制令書」とあるのは「出入国法（昭和四十八年法律第　号）の退去強制令書」とする。

3　前二項に規定する外国人に対する退去強制は、その者に係る容疑事実が新法第三十三条各号の一に掲げる要件に該当する場合に限り、するものとする。

（送還の義務に関する経過措置）

第十二条　旧令第十条第八項又は第十一条第五項の規定による退去を命ぜられた者に関する旧令第五十九条（第一項第二号及び第三号を除く。）の規定に係る事項（これに係る罰則の適用を含む。）については、なお従前の例による。

2　旧令第二十四条各号の一に該当したことを理由として退去を強制される者については、新法第五十七条第一項第二号中「第三十三条第三号から第五号まで又は第九号に該当することを理由として同条」とあるのは「附則第二条の規定による廃止前の出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「旧令」という。）第二十四条第五号又は第六号に該当することを理由としてこの法律」と、同項第三号中「第三十三条第一号又は第二号に該当すること」とあるのは「旧令第二十四条第一号から第三号までの規定に該当すること」と、「同条」とあるのは「この法律」と、「第四条第一項又は第五条の規定に違反して」とあるのは「旧令第三条若しくは第九条第五項の規定に違反して、又は旧令第三章第四節の規定による許可を受けないで」と、同項第四号中「第七条第一項各号」とあるのは「旧令第五条第一項各号」と、「第三十三条」とあるのは「この法律」とする。

（入国審査官及び入国警備官に関する経過措置）

第十三条　旧令の規定に基づく入国審査官及び入国警備官は、それぞれ新法の規定に基づく入国審査官及び入国警備官となるものとする。

（ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正）

第十四条　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和二十七年法律第百二十六号。以下「法律第百二十六号」という。）の一部を次のように改正する。

題名中「措置」を「措置等」に改める。

第二条の見出し中「経過規定」を「経過規定等」に改め、同条第六項中「出入国管理令第二十二条の二第一項」を「旧出入国管理令第二十二条の二第一項又は出入国法（昭和四十八年法律第　号）第二十六条第一項」に改める。

（日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法の一部改正）

第十五条　日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和四十年第百四十六号。以下「法律第百四十六号」という。）の一部を次のように改正する。

題名中「出入国管理特別法」を「出入国特別法」に改める。

第一条第一項中「（出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）に定める本邦をいう。）」を削る。

第六条第一項中「出入国管理令第二十四条」を「出入国法（昭和四十八年法律第　号）第三十三条」に改め、同条第三項中「出入国管理令第二十七条、第三十一条第三項、第三十九条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十七条第一項及び第二項、第六十二条第一項並びに第六十三条第一項中「第二十四条各号」」を「出入国法第二十七条第一項、第三項及び第五項並びに第四十二条第一項、第五項及び第十項中「第三十三条各号」とあり、同法第三十四条中「前条各号（第四号を除く。以下同じ。）」に、「出入国管理特別法」を「出入国特別法」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「出入国管理令」を「出入国法」に改める。

（法律第百二十六号の適用を受ける者等の再入国の許可等に関する経過措置）

第十六条　附則第十四条の規定による改正後の法律第百二十六号第二条第六項の規定により本邦に在留する者は、新法第二十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十三条第十二号から第十四号までの規定の適用については、永住者とみなす。この場合において、第三十二条第二項中「最後の出国時における在留資格及び在留期間をもつて」とあるのは「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置等に関する法律（昭和二十七年法律第百二十六号）第二条第六項の規定により」とする。

2　新法第二十二条及び第二十三条の規定は、前項に規定する者が新法第三条第一項第十五号に係る在留資格の取得を希望する場合について、新法第二十六条第二項及び第五項から第七項までの規定は、これらの者が同号に係る在留資格以外の在留資格の取得を希望する場合について準用する。

3　前項において準用する新法第二十三条第一項及び第二十六条第五項の規定による許可については、新法第二十八条第一項中「この節（第二十五条第二項については、第十三条第八項において準用する場合を含む。）に規定する許可」とあるのは「附則第十六条第二項において準用する第二十三条第一項又は第二十六条第五項の規定による許可」と、前項において準用する新法第二十三条第一項の規定による許可を受けた者については、新法第二十七条第一項中「永住許可」とあるのは「永住許可（附則第十六条第二項において準用する第二十三条第一項の規定による許可を含む。）」とする。

4　法律第百二十六号の施行の日以後本邦で出生し、引き続き本邦に在留する外国人（旧令第五十条第一項又は新法第二十七条第一項の許可を受けた者を除く。）で、出生の時においてその父

母のいずれか一方が次の各号の一に該当するものは、新法の規定の適用については、新法第三条第一項第十六号に掲げる者のいずれか一に該当するもの（以下「永住者の家族」という。）とみなす。

一　法律第百二十六号第二条第六項の規定により本邦に在留する者

二　第二項において準用する新法第二十三条第一項の規定による許可を受けている者

三　法律第百四十六号第一条の許可を受けている者で、当該許可を受ける際法律第百二十六号第二条第六項の規定により本邦に在留していたもの

5　前項に規定する者については、再入国の許可を受けている場合における新法第七条第一項第一号から第三号まで並びに第二十条第一項、第三十三条第十二号から第十四号まで及び第七十一条中在留延長許可に係る部分の規定を適用しない。ただし、新法第三条第一項第十六号に係る在留資格以外の在留資格を有することとなつた後は、この限りでない。

6　本邦で出生し、引き続き本邦に在留する外国人（旧令第五十条第一項又は新法第二十七条第一項の許可を受けた者を除く。）で、出生の時においてその父母のいずれか一方が第四項に規定する者に該当するものは、新法の規定の適用については、永住者の家族とみなす。

7　前項に規定する者については、新法第七十一条中在留延長許可に係る部分の規定を適用しない。ただし、新法第三条第一項第十六号に係る在留資格以外の在留資格を有することとなつた後は、この限りでない。

8　第一項又は第四項に規定する者の配偶者は、新法の規定の適用については、永住者の家族とみなす。

（法律第百四十六号第一条の許可を受けている者の再入国の許可等に関する経過措置）

第十七条　法律第百四十六号第一条の許可を受けている者は、新法第二十条第一項、第三十一条第一項並びに第三十二条第一項及び第二項の規定の適用については、永住者とみなす。この場合において、第三十二条第二項中「最後の出国時における在留資格及び在留期間をもつて」とあるのは「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国特別法（昭和四十年法律第百四十六号）第一条第一項の規定により」とする。

2　本邦で出生し、引き続き本邦に在留する外国人（旧令第五十条第一項又は新法第二十七条第一項の許可を受けた者を除く。）で、出生の時においてその父母のいずれか一方が前項に規定する者（前条第四項第二号に掲げる者を除く。）に該当するものは、新法の規定の適用については、永住者の家族とみなす。

3　第一項に規定する者の配偶者は、新法の規定の適用については、永住者の家族とみなす。

（地方自治法の一部改正）

第十八条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号七の二中「出入国管理特別法」を「出入国特別法」に、別表第四第二号七の二中「出入国管理特別法」を「出入国特別法」に改める。

（法務省設置法の一部改正）

第十九条　法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の十第一項中「出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定による退去強制令書の執行を受ける者を送還するため一時これらの者を」を「出入国法（昭和四十八年法律第　号）の規定により退去を強制される者を一時」に改める。

（外国人登録法の一部改正）

第二十条　外国人登録法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）」を「出入国法（昭和四十八年法律第　号）」に、「、寄港地上陸の許可、観光のための通過上陸の許可、転船上陸の許可、緊急上陸の許可及び水難による上陸の許可」を「又は一時上陸の許可」に改め、同条第二項中「出入国管理令第二条第五号」を「出入国法第二条第四号」に改める。

第三条第一項中「出入国管理令第二十六条」を「出入国法第三十一条第一項」に、「六十日」を「九十日」に、「出入国管理令第三章に規定する上陸の手続」を「同法第三章の規定による上陸に関する手続」に、「三十日」を「六十日」に改める。

第四条第一項第十号中「出入国管理令」を「出入国法」に改め、同項第十四号及び第十五号を次のように改める。

十四　在留資格（出入国法に定める在留資格をいう。以下同じ。）

十五　在留期間（出入国法に定める在留期間（同法第十三条第二項又は第二十七条第二項に規定する期間を含む。）をいう。以下同じ。）

第十二条第一項中「出入国管理令第二十六条」を「出入国法第三十一条第一項」に、「出入国管理令に定める」を「同法に定める」に改める。

第十二条の二第一項中「出入国管理令第二十六条」を「出入国法第三十一条第一項」に改める。

第十三条第二項中「出入国管理令」を「出入国法」に改める。

第十四条第二項中「出入国管理令」を「出入国法」に、「在留期間の更新」を「在留の延長」に改め、同条第三項中「在留期間の更新」を「在留の延長」に改める。

（外国人登録法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　前条の規定による改正後の外国人登録法第三条第一項の規定にかかわらず、新法の施行の日前に本邦に入つた者、本邦において外国人となつた者又は出生その他の事由により旧令第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなつた者の登録の申請（これに係る罰則の適用を含む。）については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十二条　この附則に定めるもののほか、新法の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第二十三条　新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和四十八年七月二十七日印刷
昭和四十八年七月二十八日発行
参議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局
B